

改正案	現行
<p>商品先物取引法施行規則</p> <p>（店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者等）</p> <p>第一条 商品先物取引法（以下「法」という。）第二条第十五項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 商品先物取引業者</p> <p>二 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者</p> <p>三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（次号及び第五号に掲げる者並びに金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項第二十五号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第一条の六第五号を除き、以下同じ。）</p> <p>五 金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関</p> <p>六 外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者</p> <p>七 外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で資本金の額が十億円相当以上の者（資本金の額を本邦通貨に換算する場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四</p>	<p>商品取引所法施行規則</p> <p>（新設）</p>

年法律第二百二十八号)第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場によるものとする。)

八 特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。)(第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。次号、第一条の六第八号及び第三十八条第六項第一号において同じ。)(のうち、次に掲げるもの

イ 特定資本金の額(資産流動化法第十六条第二項第四号に規定する特定資本金の額をいう。ロにおいて同じ。)(が十億円以上であるもの

ロ 特定資本金の額が三千万円以上であり、かつ、その発行する資産対応証券(資産流動化法第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)(を前号に掲げる者、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)(第一条の八の六第一項第二号ロに掲げる者又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる者のみ)が取得しているもの

九 前各号に掲げる者又は資本金の額が十億円以上の株式会社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。)(第八条第三項に規定する子会社(同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特定目的会社を除く。)(をいう。)

2 | 法第二条第十五項の主務省令で定める金額は、十億円とする

(国内にある者の範囲)

第一条の二 商品先物取引法施行令(以下「令」という。)(第二条第二号の主務省令で定める者は、前条第一項各号に掲げる者及び資本金の額が十億円以上の株式会社とする。

(新設)

(外国商品市場取引について高度の能力を有する者)

第一条の三 令第二条第三号の主務省令で定める者は、第一条第一項各号に掲げる者及び資本金の額が十億円以上の株式会社とする。

(新設)

(人的関係又は資本関係において密接な関係を有する者)

第一条の四 令第二条第五号の主務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(新設)

一 法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行う者の親会社(財務諸表等規則第八条第二項に規定する親会社をいう。以下同じ。)

二 法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行う者の子会社(財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。)

三 法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行う者の親会社の子会社(財務諸表等規則第八条第三項の規定により当該親会社の子会社とされる者(当該法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行う者及び前二号に掲げる者を除く。))をいう。

四 法第二条第二十二項第五号に掲げる行為(同号に規定する媒介、取次ぎ及び代理を除き、次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。))を行う者が商品の売買等(法第二条第一

十六項に規定する売買等をいう。以下同じ。）を業として行  
っている者（以下この号において「当業者」という。）であ  
る場合には、他の当業者（前三号に掲げる者を除く。）  
イ 当該他の当業者との間の商品の売買取引に付随して行う  
ものであること。

ロ 商品市場における相場等（令第二十九条第四号に規定す  
る「商品市場における相場等」をいう。以下同じ。）に係  
る変動により生ずるおそれのある当該他の当業者の損失を  
軽減することを目的とするものであること。

（商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者）

第一条の五 法第二条第二十五項第三号の主務省令で定める者は  
、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資  
家とする。

（特定委託者の範囲）

第一条の六 法第二条第二十五項第八号の主務省令で定める法人  
は、次に掲げる法人とする。

一 法第六章に規定する委託者保護基金

二 法第三百四十九条第一項に規定する特定店頭商品デリバテ  
ィブ取引業者（法人である者に限る。）

三 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人  
金融商品取引業者

四 金融商品取引業者  
五 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者  
（同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を

（新設）

（新設）

行う者に限る。( )であつて、商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十五条に規定する商品投資販売業者である者(法人である者に限る。)

六 預金保険機構

七 保険業法(平成七年法律第百五号)第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構

八 特定目的会社

九 金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株券の発行者である会社

十 取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が五億円以上であると見込まれる株式会社

十一 外国法人

(取引対象商品である物品に関連する物品)

第一条の七 法第二条第二十六項及び第九十七条の九第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる物品とする。

一 当該取引対象商品である物品の主たる原料又は材料となつている物品

二 当該取引対象商品である物品を主たる原料又は材料とする物品

三 商品市場における相場等に係る変動その他の事情から合理的に判断して、当該取引対象商品である物品の価格と他の物品の価格との間に相関関係があると認められる場合における当該他の物品(前二号に掲げるものを除く。)

(新設)

(特定当業者である法人の要件)

第一条の八 法第二十六条の主務省令で定める要件は、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が最初に商品先物取引業者との間で商品取引契約(当該法人が売買等を業として行っている物品又はこれに関連する物品として次に掲げるものを取引対象商品とする商品デリバティブ取引に関するものに限る。)を締結した日から起算して一年を経過していると認められることとする。

一 当該法人が売買等を業として行っている物品の主たる原料又は材料となっている物品

二 当該法人が売買等を業として行っている物品を主たる原料又は材料とする物品

三 商品市場における相場等に係る変動その他の事情から合理的に判断して、当該法人が売買等を業として行っている物品の価格と他の物品の価格との間に相関関係があると認められる場合における当該他の物品(前二号に掲げるものを除く。)

(商品取引所の兼業業務の認可申請)

第一条の九 商品取引所は、法第三条第一項ただし書の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(新設)

(商品取引所の兼業業務の認可申請)

第一条 商品取引所は、商品取引所法(以下「法」という。)第三条第一項ただし書の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(兼業業務の廃止の届出)

第一条の十 商品取引所が法第三条第一項ただし書の規定の認可を受けた業務(金融商品債務引受業等)(金融商品取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等をいう。第七十一条第三号において同じ。)及びこれに附帯する業務に限る。)を廃止したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 当該業務を廃止した年月日
- 二 当該業務を廃止した理由

第一条の十一(第一条の十三) (略)

(商品先物取引法施行令に係る電磁的方法)

第二条の二 令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法(法第十二条第四項に規定する電磁的方法をいう。第七条、第四十一条、第五十一条、第九十条の三及び第九十条の二を除き、以下同じ。)の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)

(承諾の手續において示すべき電磁的方法の種類及び内容)

第九条 令第五条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一・二 (略)

(資産の評価)

(新設)

第一条の二(第一条の四) (略)

(商品取引所法施行令に係る電磁的方法)

第二条の二 商品取引所法施行令(昭和二十五年政令第百八十八号。以下「令」という。)第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法(法第十二条第四項に規定する電磁的方法をいう。第七条を除き、以下同じ。)の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)

(承諾の手續において示すべき電磁的方法の種類及び内容)

第九条 令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一・二 (略)

(資産の評価)

第二十二條 (略)

2 5 (略)

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の価又は適正な価格を付すことができる。

一 (略)

二 市場価格のある資産(子会社(財務諸表等規則第八條第三項に規定する子会社をいう。)及び関連会社(同條第五項に規定する関連会社をいう。以下同じ。))の株式並びに満期保有目的の債券を除く。

三 (略)

(許可の申請書の添付書類)

第二十八條 法第七十九條第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 四 (略)

五 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の過半数の者が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ次に定める者に該当することを誓約する書面

イ 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該商品市場における上場商品構成物品の売買等を業として行っている者

ロ (略)

六 十二 (略)

2 (略)

第二十二條 (略)

2 5 (略)

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の価又は適正な価格を付すことができる。

一 (略)

二 市場価格のある資産(子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券を除く。)

三 (略)

(許可の申請書の添付書類)

第二十八條 法第七十九條第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 四 (略)

五 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の過半数の者が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ次に定める者に該当することを誓約する書面

イ 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該商品市場における上場商品構成物品の売買等(法第十條第二項第一号に規定する売買等をいう。以下同じ。)を業として行っている者

ロ (略)

六 十二 (略)

2 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第三十条 法第八十六条第一項本文の主務省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 株式会社商品取引所の役員又は従業員が当該株式会社商品取引所の他の役員又は従業員と共同して当該株式会社商品取引所の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一相当りの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該株式会社商品取引所が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株式会社商品取引所の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該株式会社商品取引所の株式に係る議決権(法第八十六条第五項(第一号に係る部分に限る。))の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四・五 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第三十条 法第八十六条第一項本文の主務省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 株式会社商品取引所の役員又は従業員が当該株式会社商品取引所の他の役員又は従業員と共同して当該株式会社商品取引所の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一相当りの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該株式会社商品取引所が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者)に者に限る。)をいう。次条、第三十六条の十及び別表第四において同じ。)に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株式会社商品取引所の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該株式会社商品取引所の株式に係る議決権(法第八十六条第五項(第一号に係る部分に限る。))の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四・五 (略)

(対象議決権保有届出書)

第三十一条の三 (略)

2 法第八十六条の二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 対象議決権保有届出書を提出する者と特別の関係(令第九十一条各号又は第十二条第一項各号に掲げる関係をいう。)  
( )にある者に関する事項

(身分証明書)

第三十一条の四 法第八十六条の三第二項(法第九十六条の二十

一 第三項(同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。)、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項(同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。 )及び第九十六条の三十九第二項において準用する場合を含む。 )又は第五百五十七条第三項(法第八十四条第一項、第二百三十一条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、第三百二十二条第二項、第三百二十八条第二項及び第三百四十九条第六項において準用する場合を含む。 )の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。

(株式会社商品取引所の主要株主の認可申請)

第三十六条の七 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたもの

(対象議決権保有届出書)

第三十一条の三 (略)

2 法第八十六条の二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 対象議決権保有届出書を提出する者と特別の関係(令第七十一条各号又は第七条の四第一項各号に掲げる関係をいう。 )にある者に関する事項

(新設)

(株式会社商品取引所の主要株主の認可申請)

第三十六条の七 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたもの

に限る。)を添付しなければならない。

一 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める書類(申請者が外国法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ (略)

ロ 認可申請者が法人(地方公共団体を除く。八において同じ。)である場合 当該認可申請者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(4) (略)

(5) 当該認可申請者の総株主等(令第九条第一項第三号に規定する総株主等をいう。第八十二条第一項第三号及び第二項第十三号ロを除き、以下同じ。)の議決権(令第九条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この(5)において同じ。)の百分の五を超える議決権を保有する者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行っている事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書面

(6) (略)

(8) (略)

(9) 当該認可申請者が外国商品市場開設者(令第十一条第二号に規定する外国商品市場開設者をいう。以下同じ。)である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第九条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれに類する認可その他の行政処分を受け

に限る。)を添付しなければならない。

一 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める書類(申請者が外国法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ (略)

ロ 認可申請者が法人(地方公共団体を除く。八において同じ。)である場合 当該認可申請者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(4) (略)

(5) 当該認可申請者の総株主等(令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。以下同じ。)の議決権(同号に規定する議決権をいう。以下この(5)において同じ。)の百分の五を超える議決権を保有する者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行っている事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書面

(6) (略)

(8) (略)

(9) 当該認可申請者が外国商品市場開設者(令第七条第二号に規定する外国商品市場開設者をいう。(13)において同じ。)である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第九条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれに類する認可その他の行政処分

ていることを証する書面

(10) 当該認可申請者が外国商品市場開設者持株会社（令第十一條第三号に規定する外国商品市場開設者持株会社をいう。以下この(10)及び(13)において同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該認可申請者が外国商品市場開設者持株会社であることについて法第九十六條の二十五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書面

(11) 当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者（金融商品取引法第六十條の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国において金融商品取引法第八十條第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書面

(12) 当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者持株会社（令第十一條第五号に規定する外国金融商品取引市場開設者持株会社をいう。以下この(12)及び(13)において同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国における金融商品取引法（同法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることについて金融商品取引法第六十條の十第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をし

分を受けていることを証する書面

(10) 当該認可申請者が外国商品市場開設者持株会社（令第七條の三第三号に規定する外国商品市場開設者持株会社をいう。以下この(10)及び(13)において同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該認可申請者が外国商品市場開設者持株会社であることについて法第九十六條の二十五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書面

(11) 当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者（金融商品取引法第六十條の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。(13)において同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国において金融商品取引法第八十條第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書面

(12) 当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者持株会社（令第七條の三第五号に規定する外国金融商品取引市場開設者持株会社をいう。以下この(12)及び(13)において同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国における金融商品取引法（同法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることについて金融商品取引法第六十條の十第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をし

していることを証する書面

(13) (略)

八 (略)

二丁四 (略)

(純資産額の計算基準)

第三十八条 法第九十九条第七項（法第七十五条第三項、第九十二条第三項、第二百十一条第四項、第二百三十二条第四項及び第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により純資産額を計算するときは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額（法第九十九条第七項の規定を法第二百十一条第四項において準用する場合にあつては、第一号から第六号までに掲げるものの金額の合計額を除く。）から負債の部に計上されるべき金額の合計額（法第九十九条第七項の規定を法第二百十一条第四項において準用する場合にあつては、第七号から第十号までに掲げるものの金額の合計額を除き、それ以外の場合にあつては第七号及び第八号に掲げるものの金額の合計額を除く。）を控除するものとする。

一 流動資産のうち、次に掲げるもの

イ 委託者等未収金（期間が二週間未満のものを除く。）が商品デリバティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭及び有価証券その他の物並びに当該委託者等の計算に属する金銭（当該委託者等の計算による取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。）及び有価証券その他の物の合計額を超える場合に

していることを証する書面

(13) (略)

八 (略)

二丁四 (略)

(純資産額の計算基準)

第三十八条 法第九十九条第七項（法第七十五条第三項、第九十二条第三項、第二百十一条第四項、第二百三十二条第四項及び第二百九十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により純資産額を計算するときは、様式第一号により作成した純資産額に関する調書の資産の部に計上されるべき金額の合計額（法第二百十一条第四項において準用する場合にあつては、第一号から第十七号までに掲げる資産の額を合計した額を除き、それ以外の場合にあつては、第一号及び第五号に掲げる資産の額を合計した額を除く。）から負債の部に計上されるべき金額の合計額（法第二百十一条第四項において準用する場合にあつては第十八号から第二十号までに掲げる負債の額を合計した額を除き、それ以外の場合にあつては第十八号に掲げる負債の額を除く。）を控除するものとする。

一 委託者等未収金及び長期未収債権（委託者等未収金に相当するものに限る。第五号において同じ。）並びに委託者先物取引

差金（流動資産に属するものに限る。）の合計額が商品市場における取引等に関し当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭（当該委託者の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。第五号にお

おける当該超える部分の額

- ロ 関係会社（連結会社を除く。）に対する短期貸付金（金融機関（銀行、協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）又は金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下このロにおいて同じ。）、信託会社又は金融商品取引業者へのコール資金の貸付け及び国内の金融機関又は金融商品取引業者が振り出した為替手形の購入に係るものを除く。）
- ハ 前渡金
- ニ 前払費用
- 一 一般貸倒引当金
- 三 固定資産のうち、次に掲げるもの
  - イ 無形固定資産
  - ロ 長期未収債権
  - ハ 長期貸付金
  - ニ 長期前払費用
- ホ 繰延税金資産（固定資産に属する資産に関連するものに限る。）
- 四 繰延資産
- 五 保有する有価証券（信託財産をもって保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（金融商品取引所又は外国金融商品取引市場開設者に上場されている有価証券及び金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）

いて同じ。）及び有価証券の合計額を超える場合における当該超える部分

- 二 前渡金
- 三 前払費用
- 四 貸倒引当金（流動資産に属する資産に係るものに限る。）
- 五 うち一般貸倒引当金に該当するもの
- 五 貸倒引当金のうち委託者未収金及び長期未収債権の合計額が商品市場における取引等に関し当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭及び有価証券の合計額を超える場合における当該超える部分に係るもの
- 六 有価証券、短期貸付金、投資有価証券及び長期貸付金のうち短期劣後債権に該当するもの
- 七 有価証券及び投資有価証券のうち他の会社又は第三者が発行したもの（商品取引員が当該他の会社から資本金調達手段を受け入れている場合であつて、当該商品取引員が意図的に保有しているものに限る。）
- ハ のれん
- 九 借地権
- 十 削除
- 十一 ソフトウェア
- 十二 第八号から前号までに掲げるもの以外の無形固定資産
- 十三 投資有価証券及び長期貸付金のうち長期劣後債権に該当するもの
- 十四 長期前払費用
- 十五 繰延税金資産（固定資産に属する資産に関連するものに

( )に登録されている有価証券並びに国債証券を除く。 )

イ 関係会社が発行した有価証券(連結会社が発行した社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債及び資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債に係るもの並びにコマール・ペーパー(金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。口において同じ。)、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないもの並びに売買の状況にかかわらず意図的に関係会社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかかなものを除く。 )

ロ 他の会社又は第三者が発行したコマール・ペーパー又は社債券(商品先物取引業者が当該の会社から資本調達手段を受け入れている場合であつて、当該商品先物取引業者が意図的に保有しているものに限る。 )

ハ 金融商品取引法第二条第一項第六号から第八号までに掲げる有価証券若しくは新株予約権付社債券又は同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの(金融商品取引所又は外国金融商品取引市場開設者に上場されている有価証券及び同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿(これに類似するもので外国に備えられるものを含む。 )に登録されている有価証券並びに引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないものを除く。 )

限る。 )

十六 繰延資産

十七 資産のうち第三者のために担保に供されているもの(前各号に掲げるものを除く。 )の帳簿価額又はこれを担保とする第三者の債務の金額のうちいずれか少ない額

十八 商品取引責任準備金

十九 短期借入金、一年内返済長期借入金、一年内償還社債、社債及び長期借入金のうち短期劣後債務に該当するもの(長期劣後債務のうち、資本金、新株式払込金又は新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、株式等評価差額金、自己株式払込金又は自己株式申込証拠金及び自己株式の合計額(次項において「基本的項目の額」という。 )の五十パーセントに相当する額を超える額並びに次号に規定する減価したものの累計額の合計額に相当するものを含む。 )

二十 社債及び長期借入金のうち長期劣後債務に該当するもの(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、残存期間が五年になつた時点における額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価したものに限る。 )

六 第三者のために担保に供されている資産（前各号に掲げるものを除く。）

七 商品取引責任準備金

八 他に行っている事業に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金

九 短期劣後債務（長期劣後債務（第五項各号に掲げる性質のすべてを有するものに限る。）のうち、資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金（社外流出予定額（配当及び役員賞与の予定額をいう。）を除く。）、その他有価証券評価差額金（貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。次項において同じ。）の評価差額が負となる場合における当該評価差額をいう。）及び自己株式の合計額（次項において「基本的項目の額」という。）の五十パーセントに相当する額を超える額並びに次号に規定する減価したものの累計額の合計額に相当するものを含む。）

十 長期劣後債務（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価したものに限る。）

2 | 前項の場合（法第九十九条第七項の規定を法第二百一十一条第四項において準用する場合に限る。）において、前項第二号及び第七号から第十号までに掲げるものの額（同項第九号に掲げるものにあつては基本的項目の額から控除資産の額（同項第一号及び第三号から第六号までに掲げるものの額の合計額をいう

2 | 前項の場合において、同項第四号及び第十八号から第二十号までに掲げるものの額（同項第十九号に掲げるものにあつては基本的項目の額から前項第一号から第三号まで及び第五号から第十七号までに掲げるものの額の合計額を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とし、同項第二十号に掲げるものにあつては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額を限

（）を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とし、前項第十号に掲げるものにあつては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額を限度とする。（）並びにその他有価証券評価差額金（貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正となる場合における当該評価差額をいう。）その他基本的項目の額以外の貸借対照表の純資産の部に計上されるものの額の合計額（第百条の二第二項において「補完的項目の額」という。）が基本的項目の額を超えてはならない。

3  
（略）

（削る）

（削る）

（削る）

度とする。（）の合計額が基本的項目の額を超えてはならない。

3  
（略）

4| 第一項の場合（法第二百一十一条第四項において準用する場合に限る。）において、負債のうち保証債務又は保証予約（以下この項において「保証債務」という。）があるときは、当該保証債務の額の二十五パーセントに相当する額（債務保証損失引当金を計上している場合にあつては、当該それぞれの保証債務の額の二十五パーセントに相当する額又は債務保証損失引当金のうちいずれか大きい額。）を評価額とする。

5| 第一項第六号に規定する短期劣後債権とは、劣後特約付貸付金（元利金の回収について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による貸付金をいう。次項において同じ。）又は劣後特約付社債（元利金の回収について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。次項において同じ。）であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

- 一 担保が供されていないこと。
- 二 契約時又は発行時における貸付期間又は償還期間が二年以上五年以内のものであること。

6| 第一項第十三号に規定する長期劣後債権とは、劣後特約付貸

4 | 第一項第九号に規定する短期劣後債務とは、劣後特約付借入金（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による借入金をいう。以下同じ。）又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一・二（略）

三 期限前弁済又は期限前償還（以下この条において「期限前弁済等」という。）の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である商品先物取引業者の任意によるものであり、かつ、当該商品先物取引業者が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。

四 商品先物取引業者がその元利金の支払を行うことにより法第二十一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。

5 | 第一項第九号及び第十号に規定する長期劣後債務とは、劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一・二（略）

三 期限前弁済等の特約が付されている場合には、当該期限前

付金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一 担保が供されていないこと。

二 契約時又は発行時における貸付期間又は償還期間が五年を超えらるものであること。

7 | 第一項第十九号に規定する短期劣後債務とは、劣後特約付借入金（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による借入金をいう。以下同じ。）又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一・二（略）

三 期限前弁済又は期限前償還（以下この条において「期限前弁済等」という。）の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である商品取引員の任意によるものであり、かつ、当該商品取引員が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。

四 商品取引員がその元利金の支払を行うことにより法第二十一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。

8 | 第一項第十九号及び第二十号に規定する長期劣後債務とは、劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一・二（略）

三 期限前弁済等の特約が付されている場合には、当該期限前

弁済等が債務者である商品先物取引業者の任意によるものであり、かつ、当該商品先物取引業者が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限内前弁済等を行うことができるものであること。

四 商品先物取引業者がその利金の支払を行うことにより法第二百一十一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。

6| 第四項に規定する短期劣後債務又は前項に規定する長期劣後債務について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を当該短期劣後債務の額又は当該長期劣後債務の額から控除しなければならない。

一 劣後特約付借入金の借入先が子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特定目的会社を除く。）をいう。以下同じ。）又は関連会社である場合 当該劣後特約付借入金の額

二・三（略）

7| 第四項第三号又は第五項第三号の承認を受けようとする商品先物取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に契約書の写し又はこれに準ずる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

一〇八（略）

8| 主務大臣は、第四項第三号又は第五項第三号の承認をしようとするときは、当該短期劣後債務又は当該長期劣後債務が純資産額規制比率を一時的かつ意図的に向上させたものでないこと

弁済等が債務者である商品取引員の任意によるものであり、かつ、当該商品取引員が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。

四 商品取引員がその利金の支払を行うことにより法第二百一十一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。

9| 第七項に規定する短期劣後債務又は前項に規定する長期劣後債務について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を当該短期劣後債務の額又は当該長期劣後債務の額から控除しなければならない。

一 劣後特約付借入金の借入先が子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は関連会社（同条第五項に規定する関連会社をいう。以下同じ。）である場合 当該劣後特約付借入金の額

二・三（略）

10| 第七項第三号又は第八項第三号の承認を受けようとする商品取引員は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に契約書の写し又はこれに準ずる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

一〇八（略）

11| 主務大臣は、第七項第三号又は第八項第三号の承認をしようとするときは、当該短期劣後債務又は当該長期劣後債務が純資産額規制比率を一時的かつ意図的に向上させたものでないこと

を確認の上、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該期限前弁済等を行った後において当該商品先物取引業者が十分な純資産額規制比率を維持することができると思われること。

二 (略)

9 第一項第一号八に掲げる前渡金のうち、仕入れに係る消費税の前渡金であつて、その額がその他の預り金に計上した売上げに係る消費税の額に達するまでのものについては、その額を当該前渡金の額から控除することができる。

10 次の各号に掲げるものについては、その額から当該各号に定める額を控除することができる。

一 第一項第一号ロに規定する短期貸付金 当該短期貸付金の貸付先から預託を受けている担保金その他の資産の評価額

二 第一項第五号イに規定する関係会社が発行した有価証券 当該有価証券に担保として付されている担保金その他の資産の評価額

三 第一項第六号に規定する第三者のために担保に供されている資産 当該第三者から預託を受けている担保金その他の資産の評価額

11 第一項第一号ロ及び第五号イの「関係会社」とは、次に掲げる者をいう。

一 商品先物取引業者の親会社

二 商品先物取引業者の子会社

三 商品先物取引業者の関連会社

四 商品先物取引業者の親会社の子会社（財務諸表等規則第八

を確認の上、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該期限前弁済等を行った後において当該商品取引員が十分な純資産額規制比率を維持することができると思われること。

二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

条第二項及び第七項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該商品先物取引業者及び前三号に掲げる者を除く。）をいう。）

五 商品先物取引業者の親会社の関連会社（財務諸表等規則第八条第五項の規定により当該親会社の関連会社とされる者）第三号に掲げる者を除く。）をいう。）

12 第一項第一号口及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者をいう。

一 商品先物取引業者（連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。次号において同じ。）に限る。）の連結子会社（同条第四号に規定する連結子会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。次号において同じ。）

二 商品先物取引業者を連結子会社とする連結財務諸表提出会社及びその連結子会社（当該商品先物取引業者及び前号に掲げる者を除く。）

13 前各項に規定するもののほか、純資産額の計算に必要事項は、主務大臣が定める。

（法第百三条第七項の取引証拠金の預託に代わる契約）

第四十四条 法第百三条第七項の主務省令で定める金融機関（以下この条及び第四十五条の二第一項において「銀行等」という。）は、次に掲げるものとする。

一～六（略）

（新設）

（新設）

（法第百三条第七項の取引証拠金の預託に代わる契約）

第四十四条 法第百三条第七項の主務省令で定める金融機関（以下この条及び第四十五条の二第一項において「銀行等」という。）は、次に掲げるものとする。

一～六（略）

七 信託会社（信託業法第二十一条第二項の規定に基づき、債務の保証に関する業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を受けた者に限る。）

八（略）

2 } 6（略）

（帳簿の区分経理等）

第五十条 会員等は、法第百十五条の規定により、商品市場における取引とその他の取引とについて、区分経理しなければならぬ。

2・3（略）

（検査役が提供する電磁的記録）

第五十五条の七 法第百三十一条の六において読み替えて準用する会社法第二百七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の六第四項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク（電磁的記録に限る。）及び同項により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

第六十二条 削除

（商品取引清算機関の許可申請書の添付書類）

第六十六条 法第百六十八条第二項の主務省令で定める書類は、

七 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十一条第二項の規定に基づき、債務の保証に関する業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を受けた者に限る。）

八（略）

2 } 6（略）

（帳簿の区分経理等）

第五十条 会員等は、法第百十五条の規定により、商品市場における取引とその他の取引とについて、帳簿その他業務に関する書類を別にして区分経理しなければならない。

2・3（略）

（検査役が提供する電磁的記録）

第五十五条の七 法第百三十一条の六において読み替えて準用する会社法第二百七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク（電磁的記録に限る。）及び同項により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

（商品取引所に係る検査職員的身分証明書）

第六十三条 法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。

（商品取引清算機関の許可申請書の添付書類）

第六十六条 法第百六十八条第二項の主務省令で定める書類は、

次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（四）（略）

五 親法人等（商品取引清算機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人等（商品取引清算機関が総株主等の議決権（令第九条第一項第三号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

六（十三）（略）

（兼業の承認申請）

第六十七条 商品取引清算機関は、法第七十条第二項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

2（略）

（兼業業務の廃止の届出）

第六十八条 商品取引清算機関は、法第七十条第三項の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 法第七十条第二項の規定に基づき承認を受けた業務の種類

二（略）

三 当該業務を廃止した理由

次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（四）（略）

五 親法人等（商品取引清算機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人等（商品取引清算機関が総株主等の議決権（令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

六（十三）（略）

（兼業の承認申請）

第六十七条 商品取引清算機関は、法第七十条第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

2（略）

（兼業業務の廃止の届出）

第六十八条 商品取引清算機関は、法第七十条第二項の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 法第七十条第一項の規定に基づき承認を受けた業務の種類

二（略）

（新設）

(商品取引所の商品取引債務引受業等の兼業承認申請書の添付書類)

第七十条 法第七十二条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 商品取引債務引受業等(法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等をいう。以下同じ。)を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
- 二 商品取引債務引受業等の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面
- 三 五 (略)
- 六 商品取引債務引受業等において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

(業務方法書の記載事項)

第七十一条 法第七十五条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十条第一項の業務を営む場合にあっては、当該業務に関する事項
- 二 商品取引債務引受業等に附帯する業務を営む場合にあっては、当該業務に関する事項
- 三 金融商品債務引受業等その他商品取引債務引受業に関連する業務を営む場合にあっては、当該業務に関する事項
- 四 五 (略)

(商品取引所の商品取引債務引受業等の兼業承認申請書の添付書類)

第七十条 法第七十二条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 商品取引債務引受業を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
- 二 商品取引債務引受業の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面
- 三 五 (略)
- 六 商品取引債務引受業等において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

(業務方法書の記載事項)

第七十一条 法第七十五条第二項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 商品取引債務引受業に附帯する業務に関する事項
- 二 商品取引債務引受業に関連する業務に関する事項
- (新設)
- 三 四 (略)

六 商品市場における取引に係る受渡しの決済のために預託される金銭及び有価証券その他の物に関する事項

第七十八条 削除

(商品先物取引業者の許可申請書の記載事項)

第七十九条 法第九十二条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 資本金の額、出資の総額又は基金の総額
- 二 商品市場における取引等(商品清算取引を除く。)又は外国商品市場取引等(外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引を除く。)(の受託を行う場合には、当該受託に係る商品市場又は外国商品市場(当該商品市場を開設する商品取引所又は当該外国商品市場を開設する外国商品市場開設者の名称又は商号を含む。))

(削る)

三 国内の営業所又は事務所において法第二十一条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行う場合には、加入する委託者保護基金(法第六章に規定する委託者保護基金をいう。以下同じ。)(の名称

(新設)

(商品取引清算機関に係る検査職員の身分証明書)

第七十八条 法第八十四条第二項において準用する法第五百七条第三項の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第三号による。

(商品取引員の許可申請書の記載事項)

第七十九条 法第九十二条第一項第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 資本金の額
- 二 商品市場における取引等の受託を行う商品市場
- 三 商品市場における取引等(法第二条第十六項第一号又は第三号に掲げるものに限る。)(の受託に係る取引と商品市場における取引等(同項第二号又は第四号に掲げるものに限る。)(の受託に係る取引の別
- 四 加入する委託者保護基金(法第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。以下同じ。)(の名称

四 (略)

(商品先物取引業の許可申請書の添付書類)

第八十条 法第九十二条第二項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

- 一 定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)
- 二 登記事項証明書(外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書)
- 三 直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書(これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずる書類)
- 四 法第十五条第二項第一号八からホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 五 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
  - イ 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - ロ 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書(外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面)、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
  - ハ 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及び

五 (略)

(商品取引受託業務許可申請書の添付書類)

第八十条 法第九十二条第二項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

- 一 定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)
- 二 登記事項証明書
- 三 直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書
- 四 削除
- 五 法第十五条第二項第一号八からホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 六 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
  - イ 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - ロ 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
  - ハ 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号八からルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

- 口に該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号八からルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 六 商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面
- 七 商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- 八 取引の種類及び取引の対象とする商品又は商品指数を記載した書面
- 九 様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調査様式第三号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法を記載した書面
- 十一 商品先物取引業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- 十二 過去五年以内に、商品先物取引業に関して禁錮以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面
- 十三 商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及

- 七 許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調査
- 八 主要株主（ただし、当該主要株主が十人に満たない場合にあっては、所有する議決権（法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の数の上位十名をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役員又は親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面
- 九 組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調査
- 十 過去五年以内に、商品取引受託業務及び第八十七条に規定する特定業務（以下「商品取引受託業務等」という。）に関して禁錮以上の刑（外国において商品取引受託業務等に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面
- 十一 使用人（商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所

び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品先物取引業の収支の見込みを記載した書面、商品先物取引業の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十四 商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率（申請者が令第二十八条各号に掲げる者である場合には、純資産額）の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

十五 保有する議決権（総株主、総社員、総会員又は総組合員の議決権をいう。以下この号及び第八十二条において同じ。）の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者（以下この号において「株主等」という。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、その保有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（当該株主等が申請者の役員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面

十六 様式第四号により作成した法第九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調査書

十七 様式第五号により作成した法第九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調査書

十八 法第二十一条第二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類

イ 当該業務を管理する責任者の履歴書

ロ 当該業務に関する社内規則

八 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面

の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。）の商品取引受託業務等に係る経歴書

十二 様式第六号により作成した法第九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調査書

十三 様式第七号により作成した法第九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調査書

十四 様式第八号により作成した第八十七条に規定する特定業務の概要に関する調査書

十五 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十六 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

十七 商品取引受託業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十八 商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する商品取引員における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

十九 様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

二 当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面  
ホ 当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書

2 法第九十条第二項の許可の更新を受けようとする場合における法第九十二条第二項の主務省令で定める書類は、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

一 様式第六号により作成した訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況を記載した書面

二 商品先物取引業の実績を記載した書類

三 協会、委託者保護基金、商品取引所又は商品取引清算機関の監査に基づき処分を受けた場合にあつては、監査を行った機関名、監査の時期、処分年月日及び処分の内容並びに改善措置の内容を記載した書類

(届出事項)

第八十二条 法第九十五条第一項第五号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合

二 定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)を変更した場合

三 商品先物取引業者の総株主等(総株主、総社員、総会員又は総組合員をいう。次項第十三号口において同じ。)の議決

二十 劣後特約付借入金を借り入れている場合にあつては、その契約書の写し

二十一 劣後特約付社債を発行している場合にあつては、その目論見書又はこれに準ずるものの写し

2 法第九十条第二項の許可の更新を受けようとする場合における法第九十二条第二項の主務省令で定める書類は、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

一 様式第十号により作成した顧客との間に生じた事故(第一百十二条に規定する事故をいう。)、紛争及び苦情(以下「事故等」という。)の発生状況及びその処理状況を記載した書面

二 商品取引受託業務の収支の実績を記載した書類

三 協会、委託者保護基金、商品取引所及び商品取引清算機関の監査に基づき処分を受けた場合にあつては、監査を行った機関名、監査の時期、処分年月日及び処分の内容並びに改善措置の内容を記載した書類

(届出事項)

第八十二条 法第九十五条第一項第四号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合

二 定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)を変更した場合

三 主要株主に異動があつた場合

四 第八十条第一項第十二号に掲げる調書の内容を変更した場合

権の過半数が他の一の法人その他の団体によって保有されることとなった場合

四 商品先物取引業を遂行するための方法を変更した場合

五 取引の種類又は取引の対象とする商品若しくは商品指数を変更した場合

六 第八十条第一項第十六号に掲げる調書の兼業業務を廃止した場合

七 第八十条第一項第十七号に掲げる調書の内容に変更を生じた場合又は支配関係が消滅した場合

八 商品先物取引仲介業者に法第二条第二十二項各号に規定する媒介に係る業務の委託を行った場合又は当該委託を行わなくなった場合

2 法第九十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 法第九十二条第一項第一号に掲げる事項を変更した場合  
登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面。以下この項において同じ。）

二 法第九十二条第一項第三号に掲げる事項を変更した場合  
登記事項証明書

三 法第九十二条第一項第四号に掲げる事項（役員住所を除く。）を変更した場合 次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

(1) 新たに就任した役員が外国人である場合 当該役員

合又は兼業業務を廃止した場合

五 第八十条第一項第十三号に掲げる調書の内容に変更を生じた場合又は支配関係が消滅した場合

六 第八十条第一項第十四号に掲げる調書の内容を変更した場合

七 第八十条第一項第十八号に掲げる規則を変更した場合

八 劣後特約付借入金を借り入れた場合又は劣後特約付社債を発行した場合

九 劣後特約付借入金の契約内容を変更した場合  
十 劣後特約付借入金について期限前弁済をした場合又は劣後特約付社債について期限前償還をした場合（期限のないものについて弁済又は償還をした場合を含む。）

2 法第九十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 法第九十二条第一項第一号に掲げる事項を変更した場合  
株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面）

二 法第九十二条第一項第三号に掲げる事項を変更した場合  
登記事項証明書

三 法第九十二条第一項第四号に掲げる事項を変更した場合  
次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

- 住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の記事事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号イに該当しないことを誓約する書面
- (3) 新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の記事事項証明書、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号八からルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 八 商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- 四 法第九十二条第一項第五号に掲げる事項を変更した場合次に掲げる書類
- イ 変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面
- ロ 商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- 八 新たに法第二十条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類
- (1) 当該業務を管理する責任者の履歴書
- (2) 当該業務に関する社内規則
- (3) 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面
- (4) 当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面
- (5) 当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書

- (1) 新たに就任した役員が外国人である場合 当該役員の記事事項証明書、様式第四号により作成した履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の記事事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号イに該当しないことを誓約する書面
- (3) 新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の記事事項証明書、様式第四号により作成した履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号八からルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 三 資本金の額を変更した場合 次に掲げる書類
- イ 変更前及び変更後の資本金の額、変更年月日、変更の方法並びに変更の理由を記載した書面
- ロ 登記事項証明書
- 四 商品市場における取引等の受託を行う商品市場又は受託に係る商品市場における取引等の種類を変更した場合 次に掲げる書類
- イ 変更した商品市場における取引等の受託を行う商品市場の名称又は受託に係る商品市場における取引等の種類及び変更の理由を記載した書面
- ロ 取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 五 協会に加入又は脱退した場合 次に掲げる書類
- イ 加入又は脱退した協会の名称を記載した書面

五 資本金の額、出資の総額又は基金の総額を変更した場合  
次に掲げる書類

イ 変更前及び変更後の資本金の額、出資の総額又は基金の総額、変更の方法並びに変更の理由を記載した書面

ロ 登記事項証明書

六 商品市場における取引等（商品清算取引を除く。イにおいて同じ。）又は外国商品市場取引等（外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引を除く。イにおいて同じ。）の受託に係る商品市場又は外国商品市場（当該商品市場を開設する商品取引所又は当該外国商品市場を開設する外国商品市場開設者の名称又は商号を含む。）を変更した場合 次に掲げる書類

イ 変更した商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の受託に係る商品市場の名称（当該商品市場を開設する商品取引所又は当該外国商品市場を開設する外国商品市場開設者の名称又は商号を含む。）及び変更年月日を記載した書面

ロ 取締役会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

七 委託者保護基金に加入又は脱退した場合 次に掲げる書類  
イ 加入又は脱退した委託者保護基金の名称及び加入又は脱退した年月日を記載した書面

ロ 取締役会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

八 協会に加入又は脱退した場合 次に掲げる書類

イ 加入又は脱退した協会の名称及び加入又は脱退した年月

ロ 取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書類

六 商品取引受託業務を開始し、休止し、又は再開した場合  
次に掲げる書類

イ 営業を開始、休止又は再開した旨、休止の期間又は開始若しくは再開の年月日及び休止又は再開した理由を記載した書面

ロ 休止期間中における委託者勘定の処理の方法を記載した書面（開始及び再開の場合を除く。）

七 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った場合 次に掲げる書類

イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日及びその申立ての理由を記載した書面

ロ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し

八 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日、その申立てを行った者の氏名又は商号若しくは名称及びその申立ての理由を記載した書面

ロ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し

九 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 定款の変更の内容、当該変更の年月日及び変更の理由を記載した書面

ロ 新旧条文の対照表

八 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証す

日に記載した書面

□ 取締役会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

九 商品先物取引業を開始し、休止し、又は再開した場合 次に掲げる書類

イ 商品先物取引業を開始、休止又は再開した旨、休止の間又は開始若しくは再開の年月日及び休止又は再開した理由を記載した書面

□ 休止期間における委託者等勘定の処理の方法を記載した書面（開始及び再開の場合を除く。）

十 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った場合 次に掲げる書類

イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日及びその申立ての理由を記載した書面

□ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し

十一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日、その申立てを行った者の氏名又は商号若しくは名称及びその申立ての理由を記載した書面

□ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し

十二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 変更の内容、当該変更の年月日及び変更の理由を記載した書面

□ 新旧条文の対照表

る書面

十 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 主要株主でない者が主要株主となった場合にあつては、当該株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の議決権の総数に対する割合及び当該商品取引員との関係並びに異動のあつた年月日に記載した書面

□ 異動後の主要株主一覧表

十一 前項第四号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 商品取引員の商号、変更又は廃止の内容、変更又は廃止の理由及び変更又は廃止の日を記載した書類

□ 取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

十二 前項第五号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 商品取引員の商号、法第九十六条第二項に規定する支配関係を持つに至つた他の法人（以下第八十五条及び第八十六条において「支配関係法人」という。）の商号又は名称、変更又は消滅の内容、変更又は消滅の理由及び変更又は消滅の日を記載した書類

□ 取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

十三 前項第六号に掲げる場合 商品取引員の商号、変更に係る特定業務を行う者の商号又は名称、変更の内容、変更の理由及び変更の日を記載した書類

十四 前項第七号に掲げる場合 次に掲げる書類

- 八 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 十三 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる書類
  - イ 他の一の法人その他の団体の商号又は名称及び保有されることとなった年月日を記載した書面
  - ロ 保有される議決権の数及び総株主等の議決権に占める当該議決権の数の割合を記載した書面
- ハ 議決権を保有する他の一の法人その他の団体の業務の概要を記載した書類
- 十四 前項第四号に掲げる場合 次に掲げる書類
  - イ 変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面
  - ロ 変更後の商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面
- 十五 前項第五号に掲げる場合 次に掲げる書類
  - イ 変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面
  - ロ 変更後の取引の種類又は取引の対象とする商品若しくは商品指数を記載した書面
- 十六 前項第六号に掲げる場合 商品先物取引業者の商号又は名称及び廃止の日を記載した書類
- 十七 前項第七号に掲げる場合 商品先物取引業者の商号又は名称、変更又は消滅の内容及び変更又は消滅の日を記載した書類
- 十八 前項第八号に掲げる場合で商品先物取引仲介業者に業務の委託を行った場合 次に掲げる書類
  - イ 当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称を記載した書面

- イ 変更の理由及び変更年月日を記載した書面
- ロ 変更後の第八十条第一項第十八号に掲げる規則の写し
- 十五 前項第八号に掲げる場合で劣後特約付借入金を借り入れた場合 次に掲げる書類
  - イ 契約書の写し
  - ロ 現在及び借入後の借入残高並びに借入の理由を記載した書類
- 十六 前項第八号に掲げる場合で劣後特約付社債を発行した場合 次に掲げる書類
  - イ 目論見書又はこれに準ずるものの写し
  - ロ 現在及び発行後の発行残高並びに発行の理由を記載した書類
- 十七 前項第九号に掲げる場合 次に掲げる書類
  - イ 変更契約書の写し
- ロ 契約条件の変更箇所及び変更理由を記載した書類
- 十八 前項第十号に掲げる場合 次に掲げる書類
  - イ 期限前弁済又は期限前償還をした金額及び年月日
  - ロ 期限前弁済又は期限前償還をした後の残高

□ 当該商品先物取引仲介業者の本店等（令第三十二条第二項に規定する本店等をいう。以下同じ。）の所在地を記載した書面

ハ 業務委託に係る契約書の写し

十九 前項第八号に掲げる場合で商品先物取引仲介業者に業務の委託を行わなくなった場合、次に掲げる書類

イ 当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称を記載した書面

ロ 業務の委託を行わなくなった年月日及び理由を記載した書面

（兼業業務の届出）

第八十三条 商品先物取引業者は、法第九十六条第一項の規定により兼業業務を行おうとする旨の届出をするときは、様式第七号により作成した当該兼業業務に関する届出書を、提出しなければならぬ。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

2 商品先物取引業者は、法第九十六条第一項の規定により届出をする場合にあつては、兼業業務を行おうとする旨の届出をするとき及びその届け出た事項を変更しようとするときはあらかじめ、その兼業業務を廃止したときは廃止後遅滞なく、前項の届出書を提出しなければならない。

（削る）

（兼業業務の届出）

第八十三条 商品取引員は、法第九十六条第一項の規定により兼業業務を営もうとする旨の届出をするときは、様式第十一号により作成した当該兼業業務の概要に関する届出書を、当該兼業業務の開始の日の二十日前までに、提出しなければならない。

2 前項の届出をした商品取引員は、その兼業業務の内容を変更しようとするときはあらかじめ、その兼業業務を廃止したときは廃止後遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 変更又は廃止の内容
- 三 変更又は廃止の理由
- 四 変更又は廃止の日

3 次の各号に掲げる届出書には、次の各号に定める書面を添付

(実質的支配が可能な関係)

第八十四条 法第九十六條第二項の主務省令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 子会社に対する関係
- 二 関連会社に対する関係

(支配関係の届出)

第八十五条 商品先物取引業者は、法第九十六條第二項の規定により他の法人に対する支配関係を持つに至った旨の届出をするときは、様式第八号により作成した同項に規定する支配関係を持つに至った他の法人の概要に関する届出書を提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその

しなければならない。

- 一 第一項の届出書 定款
- 二 第二項の届出書 取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(実質的支配が可能な関係)

第八十四条 法第九十六條第二項の主務省令で定める関係は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 商品取引員の営む業務に従事し、又は従事していた者が他の法人の役員の過半数又は代表する権限を有する役員数の過半数を占めるその法人に対する関係
- 二 商品取引員が、他の法人の総株主等の議決権（令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の百分の十以上二分の一未満に相当する議決権を保有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持するその法人に対する関係（前号に掲げるものを除く。）
- 三 商品取引員が、他の法人の総出資者の議決権の二分の一以上に相当する議決権を保有するその法人に対する関係

(支配関係の届出)

第八十五条 商品取引員は、法第九十六條第二項の規定により他の法人に対する支配関係を持つに至った旨の届出をするときは、様式第十二号により作成した支配関係法人の概要に関する届出書を提出しなければならない。

支配関係がなくなったときも、同様とする。

(削る)

第八十六条 削除

2 前項の届出書には、当該支配関係法人の定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）及び登記事項証明書並びに直前事業年度の計算書類等を添付しなければならない。

第八十六条 前条の届出をした商品取引員は、同条第一項の届出書に記載すべき事項に変更を生じたとき、又は支配関係が消滅したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 商品取引員の商号
- 二 支配関係法人の商号又は名称
- 三 変更又は消滅の内容
- 四 変更又は消滅の理由
- 五 変更又は消滅の日

2 前項の届出書には、取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面を添付しなければならない。

(特定業務の届出)

第八十七条 法第九十六条第三項の主務省令で定める業務（以下「特定業務」という。）は、次に掲げるものとする。

一 商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務

二 外国為替取引であつて、あらかじめ当事者間で約定された通貨の価格と将来の一定の時期における現実の通貨の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引その他これ

第八十八条 削除

に類似する取引を顧客を相手方として行う業務、又はそれらの取引を行うことの委託を受け、若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務

第八十八条 商品取引員は、法第九十六条第三項の規定により特定業務の届出をするときは、様式第十三号により作成した特定業務の概要に関する届出書を同条第一項又は第二項の規定により届出書を提出する際に併せて提出しなければならない。

2 前項の届出をした商品取引員は、同項の届出書に記載すべき事項の変更の場合には、当該変更に係る特定業務が当該商品取引員の業務に該当するものであるときはあらかじめ、支配関係法人の業務に該当するものであるときは変更後遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 商品取引員の商号
- 二 変更に係る特定業務を行う者の商号又は名称
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更の日

( 廃業等の届出 )

第八十九条 法第九十七条第一項の規定により届出を行う者は、次の表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を主務大臣に提出しなければならない。

( 廃業等の届出 )

第八十九条 法第九十七条第一項の規定により届出を行う者は、次の表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を主務大臣に提出しなければならない。

届出事項	商品先物取引 業を廃止した とき	合併により消 滅したとき	破産手続開始 の決定により 解散したとき	合併及び破産
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 廃止年月日</li> <li>二 廃止の理由</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 合併の相手 方の商号又は 名称</li> <li>二 合併年月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 破産手続開 始の申立てを 行った年月日</li> <li>二 破産手続開 始の決定を受 けた年月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 解散年月日</li> </ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 株主総会（これに 準ずる機関を含む。 ）の議事録その他必 要な手続があつたこ とを証する書面</li> <li>二 委託者等に対する 債権及び債務の清算 の方法を記載した書 面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託者等に対する債権 及び債務の合併後存続 する法人への承継方法 を記載した書面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 裁判所の破産手続 開始の決定の公告の 写し</li> <li>二 委託者等に対する 債権及び債務の清算 の方法を記載した書 面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 株主総会（これに</li> </ul>

届出事項	商品取引受託 業務を廃止し たとき	合併により消 滅したとき	破産手続開始 の決定により 解散したとき	合併及び破産
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 廃止年月日</li> <li>二 廃止の理由</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 合併の相手 方の商号</li> <li>二 合併年月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 破産手続開 始の申立てを 行った年月日</li> <li>二 破産手続開 始の決定を受 けた年月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 解散年月日</li> </ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 株主総会の議事録 その他必要な手続が あつたことを証する 書面</li> <li>二 委託者に対する債 権及び債務の清算の 方法を記載した書面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託者に対する債権及 び債務の合併後存続す る法人への承継方法を 記載した書面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 裁判所の破産手続 開始の決定の公告の 写し</li> <li>二 委託者に対する債 権及び債務の清算の 方法を記載した書面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 株主総会の議事録</li> </ul>

<p>手続開始の決定以外の理由により解散したとき</p>	<p>分割により商品先物取引業の全部又は一部を承継させたとき</p>	<p>商品先物取引業の全部又は一部を譲渡したとき</p>
<p>二 解散の理由</p>	<p>一 承継先の商号又は名称 二 分割の年月日及び理由</p>	<p>一 譲渡先の商号又は名称 二 譲渡年月日及び理由</p>
<p>準ずる機関を含む。 （の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面</p>	<p>一 委託者等に対する債権及び債務の承継先への引継方法を記載した書面 二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容及び分割の手續を記載した書面</p>	<p>一 委託者等に対する債権及び債務の譲渡先への引継方法を記載した書面 二 事業譲渡契約の内</p>

<p>手続開始の決定以外の理由により解散したとき</p>	<p>分割により商品取引受託業務の全部又は一部を承継させたとき</p>	<p>商品取引受託業務の全部又は一部を譲渡したとき</p>
<p>二 解散の理由</p>	<p>一 承継先の商号 二 分割の年月日</p>	<p>一 譲渡先の商号 二 譲渡年月日</p>
<p>（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面 二 委託者に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面</p>	<p>委託者に対する債権及び債務の承継先への引継方法を記載した書面</p>	<p>委託者に対する債権及び債務の譲渡先への引継方法を記載した書面</p>

容を記載した書面

第九十条 (略)

2 商品先物取引業者が前項の電子公告により公告をする場合には、当該公告の開始後一月を経過する日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

3 法第九十七条第三項の規定による公告及び営業所又は事務所での掲示には、同条第五項に規定する委託者の計算による商品市場における取引の結了の方法並びに商品先物取引業に關し委託者から預託を受けた財産及びその計算において当該商品先物取引業者が占有する財産の返還の方法を示すものとする。

4 法第九十七条第四項の規定により届出を行う場合は、届出書に次に掲げる事項を記載するものとする。

一 商品先物取引業者の商号又は名称

二 四 (略)

5 (略)

(申出をした特定委託者に交付する書面の記載事項)

第九十条の二 法第九十七条の四第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申出者(法第九十七条の四第三項に規定する申出者をいう。次号において同じ。)は、同条第二項の規定による承諾を行った商品先物取引業者のみから商品取引契約に關して一般顧客(同条第一項に規定する一般顧客をいう。以下同じ。)として取り扱われることになる旨

容を記載した書面

第九十条 (略)

2 商品取引員が前項の電子公告により公告をする場合には、当該公告の開始後一月を経過する日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

3 法第九十七条第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、同条第五項に規定する委託者の計算による商品市場における取引の結了の方法並びに商品取引受託業務に關し委託者から預託を受けた財産及びその計算において当該商品取引員が占有する財産の返還の方法を示すものとする。

4 法第九十七条第四項の規定により届出を行う場合は、届出書に次に掲げる事項を記載するものとする。

一 商品取引員の商号

二 四 (略)

5 (略)

(新設)

二 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日（法第九十七條の四第三項第一号に規定する承諾日をいう。）以後に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも一般顧客として取り扱われる旨

（情報通信の技術を利用する方法）

第九十條の三 法第九十七條の四第四項（法第九十七條の五第十三項（法第九十七條の六第六項及び第九十七條の九第二項において準用する場合を含む。）、第九十七條の六第二項及び第九十七條の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二百十七條第二項（法第二百二十條第二項及び第二百二十條の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める方法は、次に掲げるもの（第九十九條の二において「電磁的方法」という。）とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 商品先物取引業者等（商品先物取引業者又は商品先物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを法第九十七條の四第四項又は第二百十七條第二項に規定する事項を提供又は通知する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該商品先物取引業者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら当該顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の

（新設）

管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法

ロ 商品先物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 商品先物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（商品先物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 顧客がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第二十四条第一項又は第三十一条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供若しくは通知する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記載された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記載された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、商品先物取引業者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は商品先物取引業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第九十条の四 令第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十七条第一項及び第三十一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第九十条の六第一項各号に掲げる方法のうち商品先物取引業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定委託者への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第九十条の五 法第九十七条の四第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 復帰申出者(法第九十七条の四第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事

(新設)

(新設)

項を理解している旨

イ 法第二百二十条の四第一項各号に掲げる規定は、商品取引契約に関して復帰申出者が承諾日（商品先物取引業者が法第九十七条の四第十一項の規定による承諾をする日）をいう。以下この条において同じ。）以後に当該各号に定める者となる場合（法第二百二十条の四第一項ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 商品取引契約に関して特定委託者として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定委託者として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定委託者として取り扱う旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び特定委託者として取り扱われる旨

四 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第九十七条の四第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意又は承諾の取得）

第九十条の六 法第九十七条の四第十二項（法第九十七条の五第三項（同条第九項（法第九十七条の六第六項において準用する場合を含む。）、第九十七条の六第六項及び第九十七条の九第二項において準用する場合を含む。）及び第九十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この条にお

（新設）

いて同じ。)及び第二百九条第二項の主務省令で定めるもの並びに令第二十四条第一項及び第三十一条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と法第九十七條の四第十二項又は第二百九条第二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意又は承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意又は承諾に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意又は承諾に関する事項を記録したものを得る方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、商品先物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機と

を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定委託者等以外の顧客である法人が特定委託者とみなされる場合の期限日)

第九十条の七 法第九十七条の五第二項の主務省令で定める場合は、商品先物取引業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該商品先物取引業者の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該一定の日

二 次項に規定する日を期限日(法第九十七条の五第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項及び第九十条の九において同じ。)とする旨

2 法第九十七条の五第二項の主務省令で定める日は、商品先物取引業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条及び第九十条の九において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定委託者等以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第九十条の八 法第九十七条の五第二項第三号イの主務省令で定める事項は、法第二百二十条の四第一項各号に掲げる規定は、商品取引契約に関して申出者(法第九十七条の五第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が承諾日以後に当該各号に定める者となる場合(法第二百二十条の四第一項た

(新設)

(新設)

だし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2| 法第百九十七条の五第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した商品取引契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定委託者として取り扱う旨

二 申出者は、法第百九十七条の五第二項の規定による承諾を行つた商品先物取引業者のみから商品取引契約に関して特定委託者として取り扱われることになる旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で期限日以前に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも特定委託者として取り扱われる旨

四 申出者は、承諾日以後いつでも、法第百九十七条の五第十項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定委託者等以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

第九十条の九 法第百九十七条の五第七項の主務省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2| 法第百九十七条の五第九項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前

（新設）

回の期限日の翌日」とする。

(一般顧客への復帰申出をした特定委託者等以外の顧客である法人に交付する書面の記載事項)

第九十条の十 法第九十七條の五第十二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十七條の五第十一項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第九十七條の五第十項の規定による申出をした法人(次号において「復帰申出者」という。)を再び一般顧客として取り扱う旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び一般顧客として取り扱われる旨

(特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第九十条の十一 法第九十七條の六第一項の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。

一 商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約を締結した営業者である個人(次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。)

イ 法第九十七條の六第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていること。

ロ 当該匿名組合契約に基づき出資の合計額が三億円以上で

(新設)

(新設)

あること。

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 法第九十七条の六第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

三 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 法第九十七条の六第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

四 次に掲げる要件のすべてに該当する個人

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第九十七条の六第六項において準用する法第九十七条の五第二項第一号に規定する承諾日をいう。ロ、次条、第九十条の十三第二項及び第九十条の十四において同じ。）における申出者（法第九十七条の六第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第九十条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が

三億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

- (1) 商品市場における取引に係る権利、外国商品市場取引に係る権利及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利
- (2) 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（(6)に掲げるものを除く。）
- (3) 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引に係る権利
- (4) 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第  
十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組  
合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一条の九に  
規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する  
法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二  
に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律  
第百二十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等  
、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第  
十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二  
十八年法律第百二十七号）第九十四条の二に規定する  
特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第  
十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平  
成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特  
定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年  
法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等
- (5) 農業協同組合法第十一条の三に規定する特定共済

契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号

）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

(6) 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

(7) 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

八 申出者が最初に当該商品先物取引業者との間で法第九十七条の六第一項の規定による申出に係る商品取引契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（申出をした特定委託者以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

第九十条の十二 法第九十七条の六第四項の主務省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日（法第九十七条の六第六項において準用する法第九十七条の五第二項第二号に規定する期限日）をいう。以下この条、次条第一項及び第九十条の十四第二項において同じ。（）までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

（新設）

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日  
2 | 法第九十七条の六第六項に規定する場合における前項の規  
定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前  
回の期限日の翌日」とする。

(特定委託者以外の顧客である個人が特定委託者とみなされる  
場合の期限日)

第九十条の十三 法第九十七条の六第六項において準用する法  
第九十七条の五第二項の主務省令で定める場合は、商品先物  
取引業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該商品先物取  
引業者の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その  
他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該一定の日

二 次項に規定する日を期限日とする旨

2 | 法第九十七条の六第六項において準用する法第九十七条  
の五第二項の主務省令で定める日は、商品先物取引業者が前項  
の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の  
日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定委託者以外の顧客である個人が同意を行う書  
面の記載事項)

第九十条の十四 法第九十七条の六第六項において準用する法  
第九十七条の五第二項第二号イの主務省令で定める事項は、  
法第二百二十条の四第一項各号に掲げる規定は、商品取引契約  
に関して申出者が承諾日以後に当該各号に定める者となる場合  
(同項ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

(新設)

(新設)

とする。

2 | 法第百九十七条の六第六項において準用する法第百九十七条の五第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 | 期限日以前に締結した商品取引契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者を特定委託者として取り扱う旨

二 | 申出者は、法第百九十七条の六第六項において準用する法第百九十七条の五第二項の規定による承諾を行った商品先物取引業者のみから商品取引契約に関して特定委託者として取り扱われることになる旨

三 | 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で期限日以前に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも特定委託者として取り扱われる旨

四 | 申出者は、承諾日以後いつでも、法第百九十七条の六第五項の規定による申出ができる旨

（一般顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第九十条の十五 法第百九十七条の六第六項において準用する法第百九十七条の五第十二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 | 法第百九十七条の六第六項において準用する法第百九十七条の五第十一項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）

（新設）

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第九十七條の六第五項の規定による申出をした個人（次号において「復歸申出者」という。）を再び一般顧客として取り扱う旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復歸申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復歸申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び一般顧客として取り扱われる旨

（特定業者が売買等を業として行っている物品に関連する物品）

第九十條の十六 法第九十七條の七の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる物品とする。

- 一 当該特定業者が売買等を業として行っている物品の主たる原料又は材料となっている物品
- 二 当該特定業者が売買等を業として行っている物品を主たる原料又は材料とする物品
- 三 商品市場における相場等に係る変動その他の事情から合理的に判断して、当該特定業者が売買等を業として行っている物品の価格と他の物品の価格との間に相関関係があると認められる場合における当該他の物品（前二号に掲げるものを除く。）

（申出をした特定業者に交付する書面の記載事項）

第九十條の十七 法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第三項第三号の主務省令で定める事項は、次

（新設）

（新設）

に掲げる事項とする。

一 申出者（法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第三項に規定する申出者をいう。次号において同じ。）は、法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第二項の規定による承諾を行った商品先物取引業者のみから商品取引契約に関して一般顧客として取り扱われることになる旨

二 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日（法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第三項第一号に規定する承諾日をいう。）以後に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも一般顧客として取り扱われる旨

（特定当業者への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第九十條の十八 法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 復帰申出者（法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第十一項に規定する復帰申出者をいう。）

以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 法第二百二十條の四第二項各号に掲げる規定は、商品取引契約に関して復帰申出者が承諾日（商品先物取引業者が法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七

（新設）

条の四第十一項の規定による承諾をする日をいう。以下この条において同じ。）以後に当該各号に定める者となる場合（法第二百二十条の四第二項ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 商品取引契約に関して特定業者として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定業者として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

- 二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定業者として取り扱う旨
- 三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び特定業者として取り扱われる旨
- 四 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第九十七条の八第一項の規定による申出ができる旨

（特定委託者及び特定業者以外の法人が特定業者とみなされる場合の期限日）

第九十条の十九 法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第二項の主務省令で定める場合は、商品先物取引業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該商品先物取引業者の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 当該一定の日
- 二 次項に規定する日を期限日（法第九十七条の九第二項に

（新設）

において準用する法第九十七條の五第二項第二号に規定する期限日をいう。次條第二項及び第九十條の二十一において同じ。とする旨

- 2 | 法第九十七條の九第二項において準用する法第九十七條の五第二項の主務省令で定める日は、商品先物取引業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日（法第九十七條の九第二項において準用する法第九十七條の五第二項第一号に規定する承諾日をいう。次條及び第九十條の二十一において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定委託者及び特定当業者以外の法人が同意を行う書面の記載事項）

- 第九十條の二十 法第九十七條の九第二項において準用する法第九十七條の五第二項第三号イの主務省令で定める事項は、法第二百二十條の四第二項各号に掲げる規定は、商品取引契約に關して申出者（法第九十七條の九第二項において準用する法第九十七條の五第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が、承諾日以後に当該各号に定める者となる場合（法第二百二十條の四第二項ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

- 2 | 法第九十七條の九第二項において準用する法第九十七條の五第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した商品取引契約に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行つたものであつても、申出者を特定当業者として取り扱う旨

（新設）

二 申出者は、法第百九十七条の九第二項において準用する法第百九十七条の五第二項の規定による承諾を行った商品先物取引業者のみから商品取引契約に関して特定業者として取り扱われることになる旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で期限日以前に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも特定業者として取り扱われる旨

四 申出者は、承諾日以後いつでも、法第百九十七条の九第二項において準用する法第百九十七条の五第十項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定委託者及び特定業者以外の法人が更新申出をするために必要な期間)

第九十条の二十一 法第百九十七条の九第二項において準用する法第百九十七条の五第七項の主務省令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

- 一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)
  - 二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合
- 一日 法第百九十七条の九第二項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(一般顧客への復帰申出をした特定委託者及び特定業者以外

(新設)

の法人に交付する書面の記載事項)

第九十条の二十二 法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第十二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第十一項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第十項の規定による申出をした法人(次号において「復帰申出者」という。)を再び一般顧客として取り扱う旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び一般顧客として取り扱われる旨

(商品先物取引業者の標識)

第九十一条 法第九十八条第一項の主務省令で定める標識は、様式第九号による。

(登録申請書の添付書類)

第九十二条 法第二百条第四項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるものとする。

(新設)

(商品取引員の標識)

第九十一条 法第九十八条第一項に規定する標識は、様式第十四号による。

(登録申請書の添付書類)

第九十二条 法第二百条第四項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 (略)

二 登録を受けようとする外務員が法第二百一条第一項各号のいずれにも該当しないことを当該外務員及び登録申請者が誓約する書面

三 登録を受けようとする外務員が法第二百条第一項各号に掲げる行為を公正かつ的確に行うことができる知識及び経験を有することを証する書面

2 法第二百条第七項の登録の更新を受けようとする場合における同条第四項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 登録の更新を受けようとする外務員が法第二百四条第一項(法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。)の規定による処分(その処分の日から五年を経過するまでのものに限り。)を受けたことがある場合には、その処分の日、内容及び理由を記載した書面

(外務員登録原簿の記載事項)

第九十二条 法第二百条第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
  - 三 登録申請者の商号又は名称
  - 四 外務員についての次に掲げる事項
- イ (略)

一 (略)

二 登録を受けようとする外務員が法第二百一条第一項各号のいずれにも該当しないことを当該外務員及び登録申請者が誓約する書面(法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しないことを誓約する場合にあっては官公署の証明書(当該外務員が外国人である場合を除く。))

三 登録を受けようとする外務員が商品市場における取引等の受託又は委託の勧誘を公正かつ的確に行うことができる知識及び経験を有することを証する書面

2 法第二百条第七項の登録の更新を受けようとする場合における同条第四項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 顧客との間に生じた事故等の発生状況及びその処理状況を記載した書面

(外務員登録原簿の記載事項)

第九十二条 法第二百条第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
  - 三 登録申請者の商号
  - 四 外務員についての次に掲げる事項
- イ (略)

(削る)

ロ (略)

ハ 外務員(法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第一項の規定による登録に係る外務員を含む。)の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間

二 商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

ホ・ヘ (略)

(協会による外務員登録事務)

第九十四条 法第二百六条第一項の規定により、協会に、次の各号に掲げる登録に関する事務であつて当該協会に所属する協会員(法第二百四十四条第二項に規定する協会員をいう。以下同じ。)に係るものを行わせるものとする。

一〇九 (略)

(外務員の登録事務に関する届出)

第九十五条 協会は、法第二百六条第四項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を、主務大臣に提出しなければならない。

一 当該外務員の所属する協会の商号又は名称  
二 四 (略)

ロ 所属する営業所の名称

ハ (略)

(新設)

二 外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品取引員の商号及び営業所の名称並びにその行った期間

ホ・ヘ (略)

(協会による外務員登録事務)

第九十四条 法第二百六条第一項の規定により、協会に、次の各号に掲げる登録に関する事務であつて当該協会に所属する協会員に係るものを行わせるものとする。

一〇九 (略)

(外務員の登録に関する届出)

第九十五条 協会は、法第二百六条第四項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を、主務大臣に提出しなければならない。

一 外務員の所属する協会の商号及び営業所の名称  
二 四 (略)

(登録手数料の納付方法)

第九十六条 令第二十六条第二項ただし書の規定により現金をもつて登録手数料を納めるときは、その登録の申請を行ったことにより得られた納付情報により登録手数料を納めなければならない。

(商品市場における取引に関する財産の分離保管等の措置)

第九十七条 法第二百十条第一号の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものの価額の合計額に相当する金銭、有価証券その他の物とする。

一 委託者未収金(商品市場における取引等に関し、当該委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び当該委託者の計算に属する金銭(当該委託者の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。))、有価証券その他の物と相殺することができるものに限る。

二 法第百三条第一項の規定に基づき商品取引所に預託された取引証拠金(委託者(同項第二号に規定する委託者をいう。))又は取次委託者(同項第四号に規定する取次委託者をいう。次号イ及びロにおいて同じ。))が返還請求権を有するものに限る。(又は法第百七十九条第一項の規定に基づき商品取引清算機関に預託された取引証拠金(委託者(同項第一号口に規定する委託者をいう。))、取次委託者(同号二に規定する取次委託者をいう。次号八及び二において同じ。))、清算取次委託者(同項第二号口に規定する清算取次委託者をいう

(登録手数料の納付方法)

第九十六条 令第十条第二項ただし書の規定により現金をもつて登録手数料を納めるときは、その登録の申請を行ったことにより得られた納付情報により登録手数料を納めなければならない。

(受託に係る財産の分離保管等の措置)

第九十七条 法第二百十条の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものの価額の合計額に相当する金銭及び有価証券(倉庫証券を含む。以下この条、次条第一項及び第四項並びに第三百三十八条第三項において同じ。))とする。

一 委託者未収金(商品市場における取引等に関し、当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭(当該委託者の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。))及び有価証券と相殺することができるものに限る。

二 法第百三条第一項の規定に基づき商品取引所に預託された取引証拠金(委託者(同項第二号に規定する委託者をいう。))又は取次委託者(同項第四号に規定する取次委託者をいう。次号イ及びロにおいて同じ。))が返還請求権を有するものに限る。(又は法第百七十九条第一項の規定に基づき商品取引清算機関に預託された取引証拠金(委託者(同項第一号口に規定する委託者をいう。))、取次委託者(同号二に規定する取次委託者をいう。次号八及び二において同じ。))、清算取次委託者(同項第二号口に規定する清算取次委託者をいう

。又は清算取次者に対する委託者（同号二に規定する清算取次者に対する委託者をいう。次号八及びホにおいて同じ。）が返還請求権を有するものに限る。）

三 次に掲げる者に該当するときは、それぞれ次に定めるもの。

イ 法第百三条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者（同条第一項第二号に規定する取次者をいう。ロにおいて同じ。） 当該委託証拠金

ロ 法第百三条第三項の規定に基づき取次委託者から取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した取次者 当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。）

八 法第百七十九条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者（同条第一項第一号ロに規定する取次者をいう。二において同じ。）又は同条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する清算取次者に対する委託者から商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した清算取次者（同条第一項第二号ロに規定する清算取次者をいう。ホにおいて同じ。） 当該委託証拠金

二 法第百七十九条第三項の規定に基づき取次委託者から取

。又は清算取次者に対する委託者（同号二に規定する清算取次者に対する委託者をいう。次号八及びホにおいて同じ。）が返還請求権を有するものに限る。）に相当する金銭及び有価証券

三 次に掲げる者に該当するときは、それぞれ次に定めるもの。

イ 法第百三条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者（同条第一項第二号に規定する取次者をいう。ロにおいて同じ。） 当該委託証拠金に相当する金銭及び有価証券

ロ 法第百三条第三項の規定に基づき取次委託者から取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した取次者 当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。）に相当する金銭及び有価証券

八 法第百七十九条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者（同条第一項第一号ロに規定する取次者をいう。二において同じ。）又は同条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する清算取次者に対する委託者から商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した清算取次者（同条第一項第二号ロに規定する清算取次者をいう。ホにおいて同じ。） 当該委託証拠金に相当する金銭及び有価証券

二 法第百七十九条第三項の規定に基づき取次委託者から取

次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した取次者 当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。）

ホ 法第七十九條第四項の規定に基づき清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した清算取次者 当該委託証拠金（当該清算取次者が預託を受けた当該清算取次証拠金の額の範囲内に限る。）

四 法第三條第七項（法第七十九條第七項において準用する場合を含む。）に規定する契約を締結し、法第三條第九項（法第七十九條第七項及び第八項において準用する場合を含む。）に基づき取引証拠金の預託の猶予を受けた場合にあっては、当該預託の猶予を受けた取引証拠金

五 委託者の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものに係る差損金（商品市場における取引等に関し、当該委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び当該委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物と相殺することができるものに限る。）

六 委託者の計算による商品市場における取引に係る受渡しの決済のために商品取引所又は商品取引清算機関に預託されている金銭及び有価証券その他の物

2  
(略)

次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した取次者 当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。）に相当する金銭及び有価証券

ホ 法第七十九條第四項の規定に基づき清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した清算取次者 当該委託証拠金（当該清算取次者が預託を受けた当該清算取次証拠金の額の範囲内に限る。）に相当する金銭及び有価証券

四 法第三條第七項（法第七十九條第七項において準用する場合を含む。）に規定する契約を締結し、法第三條第九項（法第七十九條第七項及び第八項において準用する場合を含む。）に基づき取引証拠金の預託の猶予を受けた場合にあっては、当該預託の猶予を受けた取引証拠金に相当する金銭及び有価証券

五 委託者の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものに係る差損金（商品市場における取引等に関し、当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭及び有価証券と相殺することができるものに限る。）

六 委託者の計算による商品市場における取引に係る受渡しの決済のために商品取引所に預託されている金銭及び有価証券

2  
(略)

第九十八条 法第二百十条第一号の主務省令で定める措置（以下「委託者資産保全措置」という。）は、次に掲げるものとする。

一 信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託する契約（以下この条、第九十八条の三及び第三百三十九条において「信託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ 信託契約は、商品先物取引業者を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該商品先物取引業者に対し商品市場における取引等を委託した者（以下この号において「取引委託者」という。）を元本の受益者とすること。

ロ 信託契約において、当該商品先物取引業者の役職員のうちから指定された者（商品先物取引業者が委託者資産保全措置として信託契約を複数締結する場合には、これらの信託契約に係る受益者代理人を同一の者とする。）及び委託者保護基金（当該商品先物取引業者が会員として加入している委託者保護基金に限る。以下この条において同じ。）を受益者代理人とすること。

ハ 口の規定にかかわらず、商品先物取引業者が通知商品先物取引業者（法第三百四条に規定する通知商品先物取引業者をいう。以下同じ。）に該当することとなつた場合にあつては、委託者保護基金が特に認める場合を除き、当該委託者保護基金のみを受益者代理人とすること。

二 信託財産の運用を次のいずれかの方法に限る金銭信託とすること。ただし、金融機関の信託業務の兼営等に関する

第九十八条 法第二百十条の主務省令で定める措置（以下「委託者資産保全措置」という。）は、次に掲げるものとする。

一 信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託する契約（以下この号において「信託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ 信託契約は、商品取引員を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該商品取引員に対し商品市場における取引等を委託した者（以下この号において「取引委託者」という。）を元本の受益者とすること。

ロ 信託契約において、当該商品取引員の役職員のうちから指定された者（商品取引員が委託者資産保全措置として信託契約を複数締結する場合には、これらの信託契約に係る受益者代理人を同一の者とする。）及び委託者保護基金（当該商品取引員が会員として加入している委託者保護基金に限る。以下この条において同じ。）を受益者代理人とすること。

ハ 口の規定にかかわらず、商品取引員が通知商品取引員（法第三百四条に規定する通知商品取引員をいう。以下同じ。）に該当することとなつた場合にあつては、委託者保護基金が特に認める場合を除き、当該委託者保護基金のみを受益者代理人とすること。

二 財産の運用を次の方法に限る金銭信託とすること。ただし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規

法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りではない。

(1) (3) (略)

ホ (略)

へ 信託契約の解除又は一部の解除は、次に掲げる場合において、あらかじめ受益者代理人である委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行つてはならないものとする  
こと。

(1) (4) (略)

(5) 取引委託者から預託を受けた又は取引委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物を当該取引委託者に支払うために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

(6) 委託手数料の徴収その他受託に係る商品先物取引業者の取引委託者に対する権利の実行のために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

ト (略)

チ 信託契約に係る元本の受益権の行使は、商品先物取引業者が通知商品先物取引業者に該当することとなつた場合その他受益者代理人である委託者保護基金が当該商品先物取引業者の有する取引委託者に対する委託者資産の返還に係る債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金がすべての取引委託者について一括して行使するものであること。この場合において、当該信託契約は、その目的を達成したものと終了することを妨げない。

定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りではない。

(1) (3) (略)

ホ (略)

へ 信託契約の解除又は一部の解除は、次に掲げる場合において、あらかじめ受益者代理人である委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行つてはならないものとする  
こと。

(1) (4) (略)

(5) 取引委託者から預託を受けた又は取引委託者の計算に属する金銭又は有価証券を当該取引委託者に支払うために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

(6) 委託手数料の徴収その他受託に係る商品取引員の取引委託者に対する権利の実行のために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

ト (略)

チ 信託契約に係る元本の受益権の行使は、商品取引員が通知商品取引員に該当することとなつた場合その他受益者代理人である委託者保護基金が当該商品取引員の有する取引委託者に対する委託者資産の返還に係る債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金がすべての取引委託者について一括して行使するものであること。この場合において、当該信託契約は、その目的を達成したものと終了することを妨げない。

い。

リ (略)

二 委託者保護基金に預託する契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ (略)

ロ 預託財産の払出しを行える場合は、八に規定する場合を除き、次に掲げる場合とすること。

(1) 預託財産の評価額が預託必要額（当該商品先物取引業者の保全対象財産の額から他の委託者資産保全措置を講じている額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で預託財産の払出しを行おうとする場合

(2) (4) (略)

(5) 委託者から預託を受けた又は委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物を当該委託者に支払うために預託財産の払出しを行おうとする場合

(6) 委託手数料の徴収その他受託に係る商品先物取引業者の委託者に対する権利の実行のために預託財産の払出しを行おうとする場合

八 商品先物取引業者が通知商品先物取引業者に該当することとなった場合その他委託者保護基金が当該商品先物取引業者の有する委託者に対する委託者資産の返還に係る債務

（以下この条及び第百三十九条第一項第三号から第五号までにおいて「委託者債務」という。）の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金が当該商品先物取引業者に代わって行う当該商品先物取引業者の委託

リ (略)

二 委託者保護基金に預託する契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ (略)

ロ 預託財産の払出しを行える場合は、八に規定する場合を除き、次に掲げる場合とすること。

(1) 預託財産の評価額が預託必要額（当該商品取引員の保全対象財産の額から他の委託者資産保全措置を講じている額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で預託財産の払出しを行おうとする場合

(2) (4) (略)

(5) 委託者から預託を受けた又は委託者の計算に属する金銭又は有価証券を当該委託者に支払うために預託財産の払出しを行おうとする場合

(6) 委託手数料の徴収その他受託に係る商品取引員の委託者に対する権利の実行のために預託財産の払出しを行おうとする場合

八 商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他委託者保護基金が当該商品取引員の有する委託者

に対する委託者資産の返還に係る債務（以下この条及び第百三十九条第一項第二号から第四号までにおいて「委託者債務」という。）の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金が当該商品取引員に代わって行う当該商品取引員の委託者債務の弁済（以下この項におい

者債務の弁済（以下この項において「代位弁済」という。）に当該預託財産を充てることができること。

二 八の場合において、当該商品先物取引業者は、委託者保護基金が代位弁済に充てた後の当該預託財産の残余についてのみ払出しを行うことができること。

ホ（略）

三 金融機関に対し、委託者債務の弁済に必要な額の全部又は一部を委託者保護基金に支払うことを委託する契約（以下この号及び第百三十九条第一項第四号において「保証委託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。第百三十九条第一項第四号において「保証委託」という。）。

イハ（略）

二 商品先物取引業者が通知商品先物取引業者に該当することとなった場合その他委託者保護基金が当該商品先物取引業者の有する委託者債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金は、保証委託契約を締結したイに掲げる金融機関に対し、支払保証限度額を限度として、当該委託者債務の弁済に必要と認められる額を当該委託者保護基金に対して支払うことを指示することができること。

ホ（略）

四 前二号に掲げる措置のほか、委託者保護基金に対し、商品先物取引業者が有する委託者債務の全部又は一部を当該商品先物取引業者に代わって弁済することを委託する契約（以下この号及び第百三十九条第一項第五号において「代位弁済委

て「代位弁済」という。）に当該預託財産を充てることができること。

二 八の場合において、当該商品取引員は、委託者保護基金が代位弁済に充てた後の当該預託財産の残余についてのみ払出しを行うことができること。

ホ（略）

三 金融機関に対し、委託者債務の弁済に必要な額の全部又は一部を委託者保護基金に支払うことを委託する契約（以下この号及び第百三十九条第一項第三号において「保証委託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。第百三十九条第一項第三号において「保証委託」という。）。

イハ（略）

二 商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他委託者保護基金が当該商品取引員の有する委託者債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金は、保証委託契約を締結したイに掲げる金融機関に対し、支払保証限度額を限度として、当該委託者債務の弁済に必要と認められる額を当該委託者保護基金に対して支払うことを指示することができること。

ホ（略）

四 前二号に掲げる措置のほか、委託者保護基金に対し、商品取引員が有する委託者債務の全部又は一部を当該商品取引員に代わって弁済することを委託する契約（以下この号及び第百三十九条第一項第四号において「代位弁済委託契約」とい

託契約」という。)を締結すること(次に掲げる要件を満たすものに限る。第百三十九条第一項第五号において「代位弁済委託」という。)

イ (略)

ロ あらかじめ、委託者保護基金が当該商品先物取引業者に代わってその委託者債務の代位弁済を行うべき額の限度額(以下この号において「代位弁済限度額」という。)を定めること。

八 商品先物取引業者が通知商品先物取引業者に該当することとなった場合その他委託者保護基金が当該商品先物取引業者の有する委託者債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金は、代位弁済限度額を限度として、当該商品先物取引業者に代わって当該委託者債務を弁済するものであること。

二 (略)

2 商品先物取引業者は、前項各号に掲げる契約を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、契約書の写しを主務大臣に提出しなければならない。ただし、信託契約を変更した場合には、当該契約を締結した信託会社又は信託業務を営む金融機関が発行する残高証明書を添付するものとする。

3 商品先物取引業者は、第一項各号に掲げる契約を解除しようとするときは、その三十日前にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 商品先物取引業者は、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた有価証券その他の物及び委託者の計算に属する有価証券その他の物を委託の趣旨に反して、担保として提供

う。)を締結すること(次に掲げる要件を満たすものに限る。第百三十九条第一項第四号において「代位弁済委託」という。)

イ (略)

ロ あらかじめ、委託者保護基金が当該商品取引員に代わってその委託者債務の代位弁済を行うべき額の限度額(以下この号において「代位弁済限度額」という。)を定めること。

八 商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他委託者保護基金が当該商品取引員の有する委託者債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金は、代位弁済限度額を限度として、当該商品取引員に代わって当該委託者債務を弁済するものであること。

二 (略)

2 商品取引員は、前項各号に掲げる契約を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、契約書の写しを主務大臣に提出しなければならない。ただし、信託契約を変更した場合には、当該契約を締結した信託会社又は信託業務を営む金融機関が発行する残高証明書を添付するものとする。

3 商品取引員は、第一項各号に掲げる契約を解除しようとするときは、その三十日前にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 商品取引員は、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた有価証券及び委託者の計算に属する有価証券を委託の趣旨に反して、担保として提供し、貸付け、その他処分して

し、貸付け、その他処分してはならない。ただし、委託者の同意を得て、委託者保護基金に預託し、又は次に掲げる金融機関に担保として提供し、若しくは信託する場合は、この限りでない。

一〇九 (略)

(外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する財産の分離保管等の措置)

第九十八条の二 法第二百十条第二号の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものの価額の合計額に相当する金銭、有価証券その他の物とする。

一 外国商品市場取引 外国において第九十七条第一項各号に掲げるものに相当するもの

二 店頭商品デリバティブ取引

イ 当該商品先物取引業者が、預金、貯金又は銀行法第二条第四項に規定する定期積金等(以下「預金等」という。)の受入れを行う金融機関である場合には、委託者等から受け入れた預金等

ロ 委託者等未収金(店頭商品デリバティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び当該委託者等の計算に属する金銭(当該委託者等の計算による店頭商品デリバティブ取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。)、有価証券その他の物と相殺することができるものに限る。)

ハ 委託者等の計算による店頭商品デリバティブ取引であつて決済を結了していないものに係る差損金(店頭商品デリ

はならない。ただし、委託者の同意を得て、委託者保護基金に預託し、又は次に掲げる金融機関に担保として提供し、若しくは信託する場合は、この限りでない。

一〇九 (略)

(新設)

バティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び当該委託者等の計算に属する金銭、有価証券その他の物と相殺することができるものに限る。）

二 商品先物取引業者が委託者等との間において一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。）の約定をした基本契約書（同条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この二において同じ。）に基づき店頭商品デリバティブ取引を行っている場合において、当該委託者等に一括清算事由（同条第四項に規定する一括清算事由をいう。以下この二において同じ。）が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引（同条第一項に規定する特定金融取引をいい、当該店頭商品デリバティブ取引を除く。）について当該一括清算事由が生じた時における評価額（同条第六項の評価額をいう。）で当該委託者等の評価損となるものがあるときは、当該評価損（当該基本契約書に基づき店頭商品デリバティブ取引を決済した場合においても委託者等の保護に欠けるおそれがないと認められる場合に限る。）

ホ 契約により商品先物取引業者が消費できる有価証券  
2 前項の場合において、有価証券の価額は、時価によるものとする。

第九十八条の三 法第二百十条第二号の主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる委託者等の区分に応じ、当該各号に定める

（新設）

ものとする。

一 個人である委託者等（以下この項において「個人委託者等」という。） 信託契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）

イ 信託契約は、商品先物取引業者を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該商品先物取引業者が行う法第二条第二十二項第三号から第五号までに掲げる行為（以下この号において「特定行為」という。）に係る個人委託者等を元本の受益者とする事

ロ 信託契約において、受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は主務大臣の指定する者（以下この号において「弁護士等」という。）とすること。

ハ 複数の特定信託（商品先物取引業者が個人委託者等を相手方とし、又は個人委託者等のために行う特定行為に係る信託をいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該複数の特定信託について同一の受益者代理人を選任するものであること。

ニ 商品先物取引業者が次のいずれかに該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該弁護士等である受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

(1) 法第二百二十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により法第九十条第一項の許可を取り消されたと

き。

(2) 法第九十条第二項又は第九十七条第二項の規定により法第九十条第一項の許可が効力を失つたとき。

(3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき（外国法人である場合には、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき、又は本店等の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき）。

(4) 商品先物取引業の廃止（外国法人である場合には、国内におけるすべての営業所又は事務所における商品先物取引業の廃止。以下この(4)において同じ。）をしたとき、若しくは解散（外国法人である場合には、国内における営業所又は事務所の清算の開始。以下この(4)において同じ。）をしたとき、又は法第九十七条第三項の規定による商品先物取引業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

(5) 法第二百三十六条第一項の規定による業務の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

ホ 信託財産の運用を次のいずれかの方法に限る金銭信託とすること。ただし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りではない。

- (1) 次に掲げる有価証券の保有
- ( ) 国債証券



定信託必要額（法第二百十條第二号に掲げる財産の額を個人委託者等ごとに算定した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額をいう。以下この条において同じ。）の三分の一に相当する範囲に限る。）

(2) 次に掲げる金融機関への預金又は貯金（商品先物取引業者が当該金融機関である場合には、自己に対する預金又は貯金を除く。）

銀行

( ) 信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

( ) 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

( ) 信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同

組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同

組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同

組合連合会

コールローン

(4)(3) 受託者である信託業務を営む金融機関に対する銀行勸定貸

(5) 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

へ 信託財産の元本の評価額が特定信託必要額に満たない場合には、満たないこととなつた日の翌日から起算して二営業日以内に、商品先物取引業者によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加されるものであること。

ト 商品先物取引業者が信託財産である有価証券の評価額を

その時価により算定するものであること（当該特定信託が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合を除く。）。

チ 特定信託が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合には、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本金額とすること。

リ 信託契約の解除又は一部の解除は、次に掲げる場合以外の場合には、行つてはならないものとする。

(1) 信託財産の元本の評価額が特定信託必要額を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

(2) 他の特定信託に係る信託財産として信託することを目的として信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

又 リ(1)又は(2)に掲げる場合に行う信託契約の解除又は一部の解除に係る信託財産は、委託者に帰属させるものであること。

ル 商品先物取引業者が二(1)から(5)までのいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該商品先物取引業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。

ヲ 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、個人委託者等の受益権が当該弁護士等である受益者代理

人によりすべての個人委託者等について一括して行使されるものであること。

ワ 個人委託者等の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。

カ 個人委託者等が受益権を行使する場合にそれぞれの個人委託者等に支払われる金額が、当該受益権の行使の日における元本換価額（特定信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（特定信託が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合には、元本額）をいう。ヨにおいて同じ。）に、当該日における特定信託必要額に対する当該個人委託者等に係る個別特定信託必要額の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別特定信託必要額を超える場合には、当該個別特定信託必要額）とされていること。

コ 個人委託者等が受益権を行使する日における元本換価額が特定信託必要額を超過する場合には、当該超過額は委託者等に帰属するものであること。

二 個人委託者等以外の委託者等 次に掲げるいずれかの措置イ 銀行、協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫への預金又は貯金（法第二百十条第二号に掲げる財産であることがその名義により明らかなものに限る。）

ク 信託契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）

(1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規

定により元本の補てんの契約をした金銭信託であること又は信託会社若しくは信託業務を営む金融機関への金銭信託で信託財産が安全に運用されるものであること。

(2) 法第二十條第二号に掲げる財産であることがその名義により明らかであること。

八 カバー取引相手方等（商品先物取引業者が委託者等を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引により生ずるおそれのある損失を軽減することを目的として、当該委託者等が行った店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数及び当該店頭商品デリバティブ取引に係る売買の別その他これらに準ずる事項が同一となる商品市場における取引、外国商品市場取引又は他の商品先物取引業者その他の者（以下この八及び二において「他の商品先物取引業者等」という。）を相手方とした店頭商品デリバティブ取引（以下この八において「カバー取引」という。）を行う場合における当該カバー取引に係る商品取引所、商品取引清算機関、外国商品市場開設者、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者（以下この八において「外国商品取引清算機関」という。）又は当該カバー取引の相手方となる他の商品先物取引業者等をいう。）への預託（当該商品先物取引業者が当該カバー取引を行う場合に、当該商品取引所、商品取引清算機関、外国商品市場開設者、外国商品取引清算機関又は他の商品先物取引業者等に当該カバー取引に係る金銭、有価証券その他の物を預託する場合に限る。）

二 媒介等相手方（商品先物取引業者が委託者等のために店

店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合における当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる他の商品先物取引業者等をいう。)への預託(当該商品先物取引業者が当該他の商品先物取引業者等を媒介等相手方として店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合に、当該他の商品先物取引業者等に当該店頭商品デリバティブ取引に係る金銭、有価証券その他の物を預託するときに限る。)

2 | 商品先物取引業者が特定信託の措置を講ずる場合には、当該商品先物取引業者は、個別特定信託必要額及び特定信託必要額を毎日算定しなければならない。

3 | 商品先物取引業者が第一項第二号八又は二に掲げる措置を講ずる場合には、当該商品先物取引業者は、他の商品先物取引業者等に預託した金銭、有価証券その他の物について、定期的にその価額の確認を行わなければならない。

4 | 商品先物取引業者は、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関し、委託者等から有価証券等(有価証券その他の金銭以外の物をいう。以下この項において同じ。)の預託を受けた場合には、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該有価証券等を自己の固有財産と区分して管理することができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、法第二百十条第二号に定める措置を講じたものとみなす。

一 商品先物取引業者が保管することにより管理する有価証券等(混蔵して保管される有価証券等を除く。次号において同じ。)

( ) 委託者等から預託を受けた有価証券等(以下この項

において「委託者等有価証券等」という。）の保管場所については自己の固有財産である有価証券等その他の委託者等有価証券等以外の有価証券等（以下この項において「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該委託者等有価証券等についてどの委託者等の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 商品先物取引業者が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者をして、委託者等有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該委託者等有価証券等についてどの委託者等有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 商品先物取引業者が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等に限る。次号において同じ。） 委託者等有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該委託者等有価証券等に係る各委託者等の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 商品先物取引業者が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者をして、当該商品先物取引業者の委託者等のための口座については当該商品先物取引業者のための口座と区分する方法その他の方法により、委託者等有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、当該委託者等有価証券等に係る各委託者等の持分が当該商品先物取引業者の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることによ

り管理する方法（外国の第三者をして保管させる場合には、当該外国の法令上当該第三者をして委託者等有価証券等に係る持分と固有有価証券等に係る持分とを区分して保管させることができないうとき、その他当該第三者において委託者等有価証券等に係る持分が直ちに判別できる状態で保管させることができないことについて特にやむを得ない事由があると認められるときにあつては、当該委託者等有価証券等に係る各委託者等の持分が当該商品先物取引業者の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法）

五 金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利その他の有価証券等（前各号に掲げるものを除く。）  
イ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 当該権利を行使する際に必要となる当該権利を証する書類その他の書類がある場合 当該書類を有価証券等とみなして前各号に掲げる有価証券等の区分に応じて管理する方法

ロ イに掲げる場合以外の場合 第三者をして当該権利を委託者等有価証券等として明確に管理させ、かつ、その管理の状況が当該商品先物取引業者の帳簿により直ちに把握できる状態で管理する方法

六 商品先物取引業者と委託者等が共有しているため前各号に定める方法により管理することができない有価証券等 委託者等有価証券等に係る各委託者等の持分が当該商品先物取引業者の帳簿により直ちに判別できる状態で管理する方法

(危険に対応する額の算出)

第九十九条 法第二百十一条第一項の主務省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 市場リスク相当額(商品市場における相場等に係る変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額として主務大臣が定めるところにより算出した額をいう。次項及び第百条の二第一項第二号において同じ。)

二 取引先リスク相当額(取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額として主務大臣が定めるところにより算出した額をいう。次項及び第百条の二第一項第二号において同じ。)

三 基礎的リスク相当額(事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生し得る危険に相当する額として主務大臣が定めるところにより算出した額をいう。第百条の二第一項第二号において同じ。)

2 商品先物取引業者(令第二十八条各号に掲げる者に該当する者を除く。次条において同じ。)(は、業務の態様に応じて合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、営業日ごとに把握するものとする。

(純資産額規制比率の届出)

第百条 (略)

(削る)

(危険に対応する額の算出)

第九十九条 法第二百十一条第一項の主務省令で定めるところにより算定した額は、別表第四に定めるところにより得られる額の合計額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(純資産額規制比率の届出)

第百条 (略)

2 商品取引員は、法第二百十一条第一項の規定に基づき、毎月末の様式第十五号により作成した純資産額規制比率に関する届出書を翌月二十日までに主務大臣に提出しなければならない。

2| 第一項第一号に該当することとなつた商品先物取引業者は、法第二十一条第一項の規定に基づき、直ちに、その旨を主務大臣に届け出、かつ、営業日ごとに、様式第十号により純資産額規制比率に関する届出書を作成し、遅滞なく、これを主務大臣に提出しなければならない。

3| (略)

4| 第一項第二号に該当することとなつた商品先物取引業者は、法第二十一条第一項の規定に基づき、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5| 商品先物取引業者は、毎営業日ごとに、純資産額規制比率の状況を適切に把握しなければならない。

(純資産額規制比率の縦覧)

第百条の二 商品先物取引業者は、法第二十一条第三項の規定により書面を作成するときは、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第二十一条第四項において準用する法第九十九条第七項に規定する純資産額

二 市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額並びにこれらの合計額

三 純資産額規制比率

2| 補完的項目の額に、劣後債務(第三十八条第一項第九号及び第十号に掲げるものをいう。以下この項において同じ。)の額がある場合には、次に掲げる事項を前項に規定する書面に注記しなければならない。

一 当該劣後債務の金額

3| 第一項第一号に該当することとなつた商品取引員は、法第二百一十一条第一項の規定に基づき、直ちに、その旨を主務大臣に届け出、かつ、営業日ごとに、様式第十五号により純資産額規制比率に関する届出書を作成し、遅滞なく、これを主務大臣に提出しなければならない。

4| (略)

5| 第一項第二号に該当することとなつた商品取引員は、法第二百一十一条第一項の規定に基づき、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6| 商品取引員は、毎営業日ごとに、純資産額規制比率の状況を適切に把握しなければならない。

(新設)

- 二 当該劣後債務の契約日又は発行日
- 三 当該劣後債務の弁済期日又は償還期日

(広告類似行為)

第百条の三 法第二百十三条の二各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第百二十六条の十一において同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第百二十六条の十一において同じ。))を送信する方法、ピラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)(により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 (略)

二 商品市場における相場等の分析及び評価に関する資料であつて、商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。))を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

(広告類似行為)

第百条の二 法第二百十三条の二各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書便の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。))を送信する方法、ピラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)(により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 (略)

二 商品市場の分析及び評価に関する資料であつて、受託契約(法第二百十四条第二号に規定する受託契約をいう。以下同じ。))の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。))を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イ 商品取引契約の名称又は通称

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする商品先物取引業者の商号若しくは名称又はこれらの通称

ハ 商品市場における相場等に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（当該損失の額が取引証拠金等（法第二百七条第一項第一号に規定する取引証拠金等をいう。以下同じ。）の額を上回ることとなるおそれがある場合にあつては当該おそれがある旨を含む、これらの事項の文字又は数字がこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ 法第二百七条第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）の内容を十分に読むべき旨

四 次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、かつ、法第二十一条第二十二項各号に掲げる行為を行うことによる利益の見込みその他第百条の七で定める事項について、著しく事実相違するような表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしていない、一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の一般放送事業者をいう。第百二十六条の十一第四号において同じ。）、有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。第百二十六条の十一第四号において同じ。）、有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭

イ 受託契約の名称又は通称

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする商品取引員の商号又は通称

ハ 商品市場における相場の変動により受託契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ 法第二百七条第一項に規定する書面の内容を十分に読むべき旨

四 次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、かつ、商品市場における取引等を行うことによる利益の見込みその他第百条の六で定める事項について、著しく事実相違するような表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしていない、一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）、有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者及び電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電

和二十六年法律第三百三十五号) 第二条の有線ラジオ放送をいう。第二百二十六条の十一第四号において同じ。) の業務を行う者及び電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法)平成十三年法律第八十五号) 第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。第二百二十六条の十一第四号において同じ。) の業務を行う者の放送設備により放送させる方法、商品先物取引業者又は当該商品先物取引業者が行う広告等(広告又はこの条に規定する行為をいう。次条において同じ。) に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法並びに常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

イ 商品先物取引業者の商号又は名称

ロ 商品先物取引業者である旨

ハ 商品市場における相場等に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨(当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあつては当該おそれがある旨を含み、音声により放送する方法を除き、これらの事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。)

二 契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

気通信役務利用放送をいう。) の業務を行う者の放送設備により放送させる方法、商品取引員又は当該商品取引員が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法並びに常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

イ 商品取引員の商号

ロ 商品取引員である旨

ハ 商品市場における相場の変動により受託契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨(音声により放送する方法を除き、当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。)

二 法第二百二十七条第一項に規定する書面の内容を十分に読

(商品先物取引業の内容についての広告等の表示方法)

第百条の四 商品先物取引業者がその行う商品先物取引業の内容について広告等をするときは、法第二百十三条の二第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 商品先物取引業者がその行う商品先物取引業の内容について広告等をするときは、令第二十九条第四号及び次条に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きいものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第百条の五 令第二十九条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価(受渡しに係る価額、法第二条第三項第四号並びに同条第十四項第四号及び第五号に規定する取引の対価の額並びに取引証拠金等の額を除く。第百二十六条の十三、第百二十六条の十五及び第百二十六条の十六を除き、以下「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該商品取引契約に基づく取引の額(令第二十九条第三号に規定する取引の額をいう。)(に対する割合を含む。)(の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。)

(商品取引受託業務の内容についての広告等の表示方法)

第百条の三 商品取引員がその行う商品取引受託業務の内容について広告又は前条に規定する行為(以下この条において「広告等」という。)をするときは、法第二百十三条の二第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 商品取引員がその行う商品取引受託業務の内容について広告等をするときは、令第十条の二第四号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きいものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第百条の四 令第十条の二第一号に規定する主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、受託契約に関して顧客が支払うべき対価(受渡しに係る価額、法第二条第八項第四号に規定する取引の対価の額及び取引証拠金等(法第二百十七条第一項第一号に規定する取引証拠金をいう。以下同じ。)(の額を除く。この条及び第百条の六において「手数料等」という。)(の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該受託契約に基づく取引の額(令第十条の二第三号に規定する取引の額をいう。)(に対する割合を含む。)(の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。)

(削る)

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事実)

第百条の六 令第二十九条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 商品市場における相場等に係る変動により商品取引契約に基づき取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合(当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。)には、その旨及びその理由
- 二 店頭商品デリバティブ取引について、商品先物取引業者が表示する商品の売付けの価格と買付けの価格(次のイからハまでに掲げる取引の場合にあつては、当該イからハまでに定めるものを含む。)とに差がある場合には、その旨
  - イ 法第二十四条第二号又は第三号に掲げる取引の場合  
現実価格(同条第三項第二号に規定する現実価格をいう。以下同じ。)若しくは現実数値(同条第三項第三号に規定する現実数値をいう。以下同じ。)が約定価格等を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引の約定価格等と当該金銭を受領する立場の当事者となる取引の約定価格等又はこれらに類似するもの
  - ロ 法第二十四条第四号又は第五号に掲げる取引の場合  
同項第四号又は第五号に規定する権利を付与する立場の

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事実)

第百条の五 令第十条の二第五号に規定する主務省令で定める事項は、当該商品取引員が商品先物取引協会に加入している場合にあつては、その旨及び当該商品先物取引協会の名称とする。

(新設)

当事者となる取引の当該権利の対価の額と当該権利を取得する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額

八 法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合、商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数と当該商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数又はこれらに類するもの

三 商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実がある場合には、当該不利益となる事実の内容

四 当該商品先物取引業者が商品先物取引協会に加入している場合には、その旨及び当該商品先物取引協会の名称

(誇大広告をしてはならない事項)

第百条の七 法第二百十三条の二第二項の主務省令で定める事項は次に掲げる事項とする。

一 商品取引契約の解除に関する事項

二 商品取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 商品取引契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項

四 商品取引契約に係る商品市場又は外国商品市場に関する事項

五 商品先物取引業者の資力又は信用に関する事項

(誇大広告をしてはならない事項)

第百条の六 法第二百十三条の二第二項に規定する主務省令で定める事項は次に掲げる事項とする。

一 受託契約の解除に関する事項

二 受託契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 受託契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項

四 受託契約に係る商品市場に関する事項

五 商品取引員の資力又は信用に関する事項

- 六 商品先物取引業者の商品先物取引業の実績に関する事項
- 七 手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びにその支払先に関する事項

(顧客の指示を受けるべき事項)

第百一条 法第二百十四条第三号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 上場商品構成物品又は上場商品指数の種類  
二 六 (略)
- 七 取引をする日時又は注文の有効期限

(適用除外行為)

第百二条 法第二百十四条第三号の委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国商品先物取引業者  
(令第二条第二号に規定する外国商品先物取引業者をいう。  
)から前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第三号及び第四号に掲げる事項については商品先物取引業者が定めることができるものとして商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

イ 当該商品先物取引業者が、外国の法人その他の団体の総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権(令第九条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この

- 六 商品取引員の商品取引受託業務の実績に関する事項
- 七 受託契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又は計算方法、その支払の方法及び時期並びにその支払先に関する事項

(顧客の指示を受けるべき事項)

第百一条 法第二百十四条第三号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 上場商品又は上場商品指数の種類  
二 六 (略)
- 七 取引をする日時又は受託契約の有効期間

(適用除外行為)

第百二条 法第二百十四条第三号の委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において商品取引受託業務に相当する業務を営む者から前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第三号及び第四号に掲げる事項については商品取引員が定めることができるものとして商品市場における取引等の委託を受ける行為

イ 当該商品取引員が、外国の法人その他の団体の総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権(令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この条(口

条（口を除く。）において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国子会社」という。）

ロ 当該商品先物取引業者が、外国の法人その他の団体に総株主の議決権（法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。以下この口において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国親会社」という。）

ハ 当該商品先物取引業者の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

二（略）

二 非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二百二十六条において同じ。）である顧客から前条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第四号に掲げる事項については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で商品先物取引業者が定めることができるものとして商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

三 居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。）である顧客（個人である顧客（以下「個人顧客」という。）を除く。）から前条第一号から第三

を除く。）において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国子会社」という。）

ロ 当該商品取引員が、外国の法人その他の団体に総株主の議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この口において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国親会社」という。）

ハ 当該商品取引員の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

二（略）

二 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二百二十六条において同じ。）である顧客から前条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第四号に掲げる事項については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で商品取引員が定めることができるものとして商品市場における取引等の委託を受ける行為

（新設）

号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第四号に掲げる事項については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で商品先物取引業者が定めることができるものとして外国商品市場取引等の委託を受ける行為

四 委託者の計算による商品市場における取引等又は外国商品市場取引等であつて、委託者があらかじめ定められた額の損失又は利益が発生した場合において、委託者から前条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項のうち指示がないものについては、電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従つた処理により、当該取引のすべてに係る決済を転売又は買戻により結了させることを内容とする契約を書面により締結し、当該契約に基づき商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

2 前項第一号において、当該商品先物取引業者及びその外国子会社又は当該商品先物取引業者の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該商品先物取引業者の外国子会社とみなし、当該商品先物取引業者の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体に総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該商品先物取引業者の外国親会社とみなす。

3 第一項各号に掲げる行為を行おうとする商品先物取引業者は

三 委託者の計算による商品市場における取引であつて、委託者があらかじめ定められた額の損失又は利益が発生した場合において、委託者から前条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項のうち指示がないものについては、電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従つた処理により、当該取引のすべてに係る決済を転売又は買戻により結了させることを内容とする契約を書面により締結し、当該契約に基づき商品市場における取引等の委託を受ける行為

2 前項第一号において、当該商品取引員及びその外国子会社又は当該商品取引員の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該商品取引員の外国子会社とみなし、当該商品取引員の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体に総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該商品取引員の外国親会社とみなす。

3 第一項各号に掲げる行為を行おうとする商品取引員は、当該

、当該行為に基づいて行う商品市場における取引等又は外国商品市場取引等が委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害することのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならぬ。

(不招請勧誘の禁止の例外)

第二百二条の二 法第二百二十四条第九号の主務省令で定める行為は、商品先物取引業者が継続的取引関係にある顧客(既に当該商品先物取引業者と次の各号に掲げるいずれかの契約を締結している者をいう。)に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約の締結を勧誘する行為とする。

一 令第三十条に規定する商品取引契約

二 金融商品取引法施行令第十六条の四第一項に規定する金融商品取引契約

(禁止行為)

第二百三条 法第二百二十四条第十号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 委託者等の指示を遵守することその他の商品取引契約に基づく委託者等に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 故意に、商品市場における取引の受託に係る取引と自己の計算による取引を対当させて、委託者の利益を害することとなる取引をすること。

三・四 (略)

五 商品市場における取引等の委託につき、顧客若しくはその

行為に基づいて行う商品市場における取引等が委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害することのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならない。

(新設)

第二百三条 法第二百二十四条第九号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 委託者資産の返還、委託者の指示の遵守その他の委託者に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 故意に、商品取引受託業務に係る取引と自己の取引を対当させて、委託者の利益を害することとなる取引をすること。

三・四 (略)

五 商品市場における取引等の委託につき、顧客若しくはその

指定した者に対し、特別の利益を提供することを約し、又は顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益を提供すること（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させることを含む。）。

六 商品市場における取引等の委託、外国商品市場取引等の委託又は店頭商品デリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理（次号及び第八号において「店頭商品デリバティブ取引等」という。）につき、顧客（特定委託者（法第九十七條の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第九十七條の五第四項（法第九十七條の六第六項において準用する場合を含む。）又は法第九十七條の五第六項（法第九十七條の六第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定委託者とみなされる者を含む。以下同じ。）及び特定当業者（法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第九十七條の九第二項において準用する法第九十七條の五第四項又は第六項の規定により特定当業者とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。）に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。

七 商品市場における取引等の委託、外国商品市場取引等の委託又は店頭商品デリバティブ取引等につき、決済を結了する旨の意思を表示した委託者等（特定委託者及び特定当業者を除く。）に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。

八 商品市場における取引等の受託、外国商品市場取引等の受

指定した者に対し、特別の利益を提供することを約し、又は顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益を提供すること（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させることを含む。）。

六 商品市場における取引等の委託につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。

七 商品市場における取引等の委託につき、転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。

八 商品市場における取引等の委託につき、重要な事項につい

託若しくは店頭商品デリバティブ取引等又はこれらに係るその勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。

九 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、特定の上場商品構成物品等（外国商品市場における上場商品構成物品等に相当するものを含む。）の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）であつてこれらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引を理解していない顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）から受けること。

十 法第二百十四条第九号に規定する商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該商品取引契約の締結を勧誘すること。

十一 商品市場における相場又は商品市場における相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、商品市場における取引の委託を受けること。

十二 商品市場における取引等、外国商品市場取引等又は店頭商品デリバティブ取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること。

十三 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引

て誤解を生ぜしめるべき表示をすること。

九 商品市場における取引等につき、特定の上場商品構成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引等と対当する取引等（これらの取引等から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）であつてこれらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引等を理解していない顧客から受けること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

業を継続すること。

十四 委託を行った商品先物取引仲介業者の商品先物取引仲介業に係る法令に違反する行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十五 委託を行った商品先物取引仲介業者の商品取引事故につき損失の補てんを行うための適切な措置を講じていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十六 委託を行った商品先物取引仲介業者に顧客に対する金銭又は有価証券の受渡しを行わせること。

十七 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行った店頭商品デリバティブ取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする店頭商品デリバティブ取引の決済（次号において「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十八 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、当該店頭商品デリバティブ取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十九 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、当該商品先物取引業者が当該個人顧客から

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

預託を受けた取引証拠金等の額に当該店頭商品デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該店頭商品デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（次号及び第四項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該店頭商品デリバティブ取引を行うこと。

（新設）

二十 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該店頭商品デリバティブ取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該店頭商品デリバティブ取引を行うこと。

（新設）

二十一 顧客から商品市場における取引等の委託を受けようとする際、商品先物取引業者が当該委託に係る上場商品構成物品又は上場商品指数及び期限が同一であるものの取引について、故意に、商品市場における取引等の受託に係る取引と当該商品先物取引業者の自己の計算による取引を対当させる取引（以下この号において「特定取引」という。）を行っているにもかかわらず、当該顧客に対し、次に掲げる事項を説明しないで、当該委託を受けること。

イ 特定取引を行っている旨

ロ 特定取引によって当該委託に係る取引と当該商品先物取引業者の自己の計算による取引が対当した場合には、当該顧客と当該商品先物取引業者との利益が相反するおそれが

ある旨

二十二 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二  
条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合におい  
て、当該個人顧客（特定委託者を除く。以下この号において  
同じ。）に対し、当該個人顧客が行う店頭商品デリバティブ  
取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する  
取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をい  
う。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

二十三 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二  
条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合におい  
て、売付けの価格（価格に相当する事項を含む。）及び買付  
けの価格（価格に相当する事項を含む。）の双方がある場合  
に、これらの価格を同時に提示しないこと。

二十四 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二  
条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合におい  
て、商品先物取引業者が顧客の取引時に表示した価格又は価  
格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提  
示を要求した当該顧客に提示しないこと。

二十五 商品市場における相場又は商品市場における相場若し  
くは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高  
を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとな  
ることを知りながら、商品市場における取引の委託を受ける  
行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状  
況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

2 | 前項第十九号及び第二十号の取引証拠金等は、有価証券をも  
って充てることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

3| 商品先物取引業者が預託を受けるべき取引証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券をもって充用される場合におけるその充用価格は、第三十九条各項の規定により、いづれか一の商品取引所又は商品取引清算機関が定める額とする。

(新設)

4| 第一項第十九号及び第二十号の実預託額、同項第十九号の約定時必要預託額並びに同項第二十号の維持必要預託額は、複数の店頭商品デリバティブ取引について個人顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第十九号の規定の適用については、同号中「当該店頭商品デリバティブ取引を決済した場合」とあるのは「当該個人顧客が行っている店頭商品デリバティブ取引を決済した場合」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

(新設)

5| 第一項第十九号の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五を乗じて得た額をいう。

(新設)

一 当該額を、個人顧客が行おうとする店頭商品デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該店頭商品デリバティブ取引の額(当該店頭商品デリバティブ取引が法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取引であつて、個人顧客がこれらの号に掲げる取引に係る権利を取得する立場の当事者になるものである場合には、零。次項第一号において同じ。)

二 当該額を、個人顧客が行おうとする店頭商品デリバティブ取引と、当該店頭商品デリバティブ取引を行おうとする際に既に行っている他の店頭商品デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの店頭商品デリバティブ取引の額の合計額から法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取

引（個人顧客がこれらの号に掲げる取引に係る権利を取得する立場の当事者になるものに限る。次項第二号において同じ。）に係る店頭商品デリバティブ取引の額を減じて得た額

6 第一項第二十号の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五を乗じて得た額をいう。

（新設）

一 当該額を、個人顧客が行う各店頭商品デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各店頭商品デリバティブ取引の額

二 当該額を、個人顧客が行う複数の店頭商品デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の店頭商品デリバティブ取引の額の合計額から法第二十四条第四号又は第五号に掲げる取引に係る店頭商品デリバティブ取引の額を減じて得た額

（新設）

7 第五項第二号及び前項第二号に掲げる場合において、顧客が同一の商品又は商品指数について商品の売付け等及び商品の買付け等を行っているときは、これらに係る店頭商品デリバティブ取引の額のうちいずれか少ない額を当該同一の商品又は商品指数に係る店頭商品デリバティブ取引の額とすることができる。

（新設）

8 前三項の「店頭商品デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 法第二十四条第四号又は第五号に掲げる取引以外の店頭商品デリバティブ取引 当該店頭商品デリバティブ取引に係る商品の価格又は商品指数の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

二 法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取引 これらの号に規定する権利を行使することにより成立する取引に係る商品の価格又は商品指数の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

9 第七項の「商品の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 商品の売付け

二 法第二条第十四項第二号又は第三号に掲げる取引（現実価格又は現実数値が約定価格等を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

10 第七項の「商品の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 商品の買付け

二 法第二条第十四項第二号又は第三号に掲げる取引（現実価格又は現実数値が約定価格等を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

（商品投資顧問契約に係る業務を行う場合の禁止行為）

第百三条の二 法第二百十四条の二第二号の主務省令で定める行為は、商品投資顧問契約に係る取引を結了させ、又は反対売買を行わせるため、その旨を説明することなく当該商品投資顧問契約を締結している顧客以外の者に対して商品デリバティブ取引を勧誘する行為とする。

（事故の確認を要しない場合）

第百三条の三 法第二百十四条の三第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

（事故の確認を要しない場合）

第百三条の二 法第二百十四条の二第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 裁判所の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項に定めるものを除く。第二百二十六条の第二項第二号及び第六十九條第一項第二号において同じ。）が成立している場合

三了六（略）

七 認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者をいい、商品先物取引業に係る紛争が同法第六条第一号に規定する紛争の範囲に含まれるものに限る。第二百二十六条の第二項第七号及び第六十九條第一項第六号において同じ。）が行う認証紛争解決手続（同法第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。第二百二十六条の第二項第七号及び第六十九條第一項第六号において同じ。）による和解が成立している場合

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限る。第二百二十六条の第二項第八号イ及び第六十九條第一項第七号イにおいて同じ。）が顧客を代理していること。

ロ 当該和解の成立により商品先物取引業者が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円（イの司法書士が代理をする場合にあつては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額。第二百二十六条の第二項第八号ロ及び第六十九條第一項第七号ロにおいて同じ。）を超えないこと。

二 裁判所の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項に定めるものを除く。）が成立している場合

三了六（略）

七 認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者をいい、商品取引受託業務に係る紛争が裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号に規定する紛争の範囲に含まれるものに限る。）が行う認証紛争解決手続（同法第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）による和解が成立している場合

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限る。）が顧客を代理していること。

ロ 当該和解の成立により商品取引員が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円（イの司法書士が代理をする場合にあつては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額）を超えないこと。

八 口の支払が事故（法第二百一十一条第二項本文に規定する事故をいう。以下この条から第二百一十二条の五までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が商品先物取引業者に交付されていること。

九 商品先物取引業者の代表者、代理人、使用人その他の従業員（以下「代表者等」という。）が第二百一十二条第一項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十 商品先物取引業者の代表者等が第二百一十二条第三号又は第四号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（法第二百二十二条に規定する帳簿又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2 前項第九号の利益は、第二百一十二条第一項各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同項第三号及び第四号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 商品先物取引業者は、第一項第四号（商品先物取引協会の苦情の解決及び主務大臣の指定する団体のあっせんによる和解に限る。）及び第五号から第十号までに掲げる場合において、法第二百一十四条の第三項ただし書の確認を受けず、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し

八 口の支払が事故（法第二百一十四条の第三項に規定する事故をいう。以下この条から第二百一十二条の四までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が商品取引員に交付されていること。

九 商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業員（以下「代表者等」という。）が第二百一十二条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十 商品取引員の代表者等が第二百一十二条第三号及び第四号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（法第二百二十二条に規定する帳簿書類又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2 前項第九号の利益は、第二百一十二条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第三号及び第四号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 商品取引員は、第一項第四号（商品先物取引協会の苦情の解決及び主務大臣の指定する団体のあっせんによる和解に限る。）及び第五号から第十号までに掲げる場合において、法第二百一十四条の第三項ただし書の確認を受けず、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は

、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第百三条の五各号に掲げる事項を、主務大臣に報告しなければならない。ただし、当該報告をする者が、商品先物取引協会の会員である場合にあっては、商品先物取引協会を経由しなければならない。

(事故の確認申請手続)

第百三条の四 法第二百十四条の三第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項の規定による申請書及び書類を、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該確認を受けようとする者が、商品先物取引協会の会員である場合にあっては、商品先物取引協会を経由しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

第百三条の五 法第二百十四条の三第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 商品先物取引業者の商号又は名称
- 二 事故の発生した本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地
- 三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項
  - イ (略)
  - ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

ハ ホ (略)

財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第百三条の四各号に掲げる事項を、主務大臣に報告しなければならない。ただし、当該報告をする者が、商品先物取引協会の会員である場合にあっては、商品先物取引協会を経由しなければならない。

(事故の確認申請手続)

第百三条の三 法第二百十四条の二第五項の確認を受けようとする者は、同項の規定による申請書及び書類を、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該確認を受けようとする者が、商品先物取引協会の会員である場合にあっては、商品先物取引協会を経由しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

第百三条の四 法第二百十四条の二第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 商品取引員の商号
- 二 事故の発生した本店、支店又は営業所の名称及び所在地
- 三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項
  - イ (略)
  - ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

ハ ホ (略)

四 (略)

(確認申請書の添付書類)

第百三条の六 法第二百十四条の三第五項の主務省令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第二百十四条の三第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

(商品取引契約の締結前に交付すべき書面の共通記載事項等)

第百四条 法第二百十七条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該商品先物取引業者の商号又は名称
- 二 当該商品先物取引業者の本店又は主たる事務所の名称及び所在地
- 三 商品先物取引業者である旨
- 四 当該商品先物取引業者が、顧客に対し、契約締結前交付書面を交付する義務を負う旨
- 五 契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 六 当該商品取引契約の概要
- 七 商品市場における相場等に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合(当該損失の額が取引証拠金等の額を上回るおそれとなるおそれがある場合を除く。)には、その旨及びその理由

四 (略)

(確認申請書の添付書類)

第百三条の五 法第二百十四条の二第五項の主務省令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第二百十四条の二第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

(受託契約の締結前に交付すべき書面の記載事項等)

第百四条 法第二百十七条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 商品取引員の商号、住所及び代表者の氏名
- 二 商品市場における取引等(法第二条第十六項第二号及び第四号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。)の受託を行おうとする商品取引員にあつては、その受託した商品市場における取引等の委託を受ける商品取引員の商号、住所及び代表者の氏名
- 三 委託者が商品取引員に連絡する方法
- 四 上場商品又は上場商品指数の種類、商品市場における取引の種類及び期限、数量、対価の額又は約定価格等その他委託者が指示すべき事項
- 五 取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金の種類及び額並びにその徴収及び返還の時期
- 六 相場の変動によって追加的に預託する取引証拠金等が生じ

- 八 前号の損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その理由
- 九 当該商品先物取引業者その他の者の業務又は財産の状況の変化により当該商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。）には、次に掲げる事項
- イ 当該者
- ロ 当該者の業務又は財産の状況の変化により顧客に損失が生ずることとなるおそれがある旨及びその理由
- 十 前号の損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、次に掲げる事項
- イ 当該者
- ロ 当該者の業務又は財産の状況の変化により当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨及びその理由
- 十一 取引証拠金等の種類及びその額又は計算方法、取引証拠金等に充当することができる財産の種類及び充当価格その他これに準ずるもの並びに顧客が取引証拠金等を預託する時期及び方法並びに返還を受ける時期及び方法
- 十二 商品市場における相場等に係る変動により追加的に取引証拠金等を預託する必要が生ずることとなるおそれがある場合には、その旨
- 十三 手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（これらの事項を記載することができない

- る場合があること
- 七 委託手数料の額及び徴収の時期
- 八 法第二百十四条各号に掲げる行為に関する事項
- 九 法第二百十四条の二第一項及び第三項に関する事項
- 十 法第二百十五条に規定する適合性の原則
- 十一 取引の手續に関する事項
- 十二 協会の定める商品取引受託業務に関する規則その他の商品市場における取引等の受託又は委託の勧誘に係る規則に規定する協会員が遵守すべき事項
- 十三 顧客が商品取引受託業務に関する苦情の相談をする際の電話番号その他の連絡先
- 十四 商品取引受託業務に関する商品取引員との紛争（以下この項において「紛争」という。）の処理に関する事項
- 十五 紛争の類型その他の紛争の発生を回避するために顧客が受託契約を締結するに当たって注意すべき事項
- 十六 紛争の件数の照会に関する事項
- 十七 商品市場における取引等の概要
- 十八 顧客を担当する登録外務員の氏名及び連絡先並びに当該登録外務員の所属する商品取引員の住所及び連絡先
- 2 法第二百十七条第一項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならぬ。ただし、次に掲げる事項にあっては、枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十四ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載しなければならない。
- 一 商品取引員は、顧客に対し、当該書面を交付する義務を負う旨及び法第二百十七条第一項各号に掲げる事項について説

場合には、その旨及びその理由)

十四 顧客から手数料等を徴収する時期及び方法

十五 当該商品取引契約に基づく取引に基づいて発生する債務の履行の方法及び当該商品取引契約に基づく取引を決済する方法

十六 当該商品取引契約に基づく取引が商品市場における取引等又は外国商品市場取引等(法第二百十二条に規定する外国商品市場取引等をいう。)である場合には、これらの取引に係る商品取引所又は外国商品市場開設者の名称又は商号

十七 当該商品取引契約に基づく取引が店頭商品デリバティブ取引である場合であつて、商品先物取引業者が表示する商品の売付けの価格と買付けの価格(次のイからハまでに掲げる取引の場合にあつては、当該イからハまでに定めるものを含む。)とに差がある場合には、その旨

イ 法第二条第十四項第二号又は第三号に掲げる取引の場合  
現実価格若しくは現実数値が約定価格等を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引の約定価格等と当該金銭を受領する立場の当事者となる取引の約定価格等又はこれらに類似するもの

ロ 法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取引の場合  
同項第四号又は第五号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額と当該権利を取得する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額

ハ 法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合  
商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引における約定した期間の

明する義務を負う旨

二 当該書面の内容を十分に読むべき旨

三 法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項  
四 前項第六号、第八号、第九号及び第十三号に掲げる事項

開始時の当該商品の価格若しくは商品指数と当該商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数又はこれらに類するもの

十八 当該商品取引契約の終了の事由がある場合には、その内容

十九 当該商品取引契約に関する租税の概要

二十 当該商品取引契約に基づく取引の手続に関する事項

二十一 当該商品取引契約に基づく取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項

二十二 当該商品先物取引業者が行う商品先物取引業の内容及び方法の概要

二十三 顧客が当該商品先物取引業者に連絡する方法

二十四 当該商品先物取引業者が加入している商品先物取引協会

の名称

2 | 一の商品デリバティブ取引について二以上の商品先物取引業者が法第二百七条第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の商品先物取引業者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の商品先物取引業者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項（当該一の商品デリバティブ取引に係る事項に限る。）を記載することを要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者が顧客のために法第二条第二十二項各号に規定する代理のいずれかを業として行う場合には、この限りではない。

(個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二十一条第十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第一百五十五条 その締結しようとする商品取引契約が個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二十一条第二十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とするものである場合における法第二百一十七条第一項第四号の主務省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 当該商品先物取引業者が個人顧客を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引により生ずるおそれのある損失を軽減することを目的として、当該個人顧客が行った店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数及び当該店頭商品デリバティブ取引に係る売買の別その他これらに準ずる事項が同一となる商品市場における取引、外国商品市場取引又は他の商品先物取引業者その他の者(以下この号及び次号において「他の商品先物取引業者等」という。)を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引(以下この号において「カバ取り」という。)を行う場合には、当該カバ取りに係る商品取引所又は外国商品市場開設者の名称又は商号(外国商品市場開設者の名称又は商号にあっては、日本語により翻訳して表示したものを含む。)(又は当該カバ取りの相手方となる他の商品先物取引業者等の商号、名称若しくは氏名及びその業務内容(当該他の商品先物取引業者等が外国人である場合には、その商号、名称又は氏名を日本語により翻訳して表示したものと及び当該他の商品先物取引業者等が監督を

(情報通信の技術を利用する方法)

第一百五十五条 法第二百一十七条第二項(法第三百四十九条第八項において読み替えて準用する場合を含む。)(の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 商品取引員等(商品取引員又は商品取引員との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備えて置き、これを顧客又は商品取引員の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)(の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイル(専ら当該顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)(を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)(の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)(を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(法第二百一十七条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられたファ

受けている外国の当局の名称を含む。)

二 当該商品先物取引業者が個人顧客のために店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合には、当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる他の商品先物取引業者等(以下この号において「媒介等相手方」という。)の商号、名称又は氏名及びその業務内容(当該媒介等相手方が外国法人である場合には、その商号、名称又は氏名を日本語により翻訳して表示したもの及び当該媒介等相手方が監督を受けている外国の当局の名称を含む。)

三 商品先物取引業者が個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合における禁止行為に関する事項

四 法第二百十條第二号の規定に基づく措置に関する事項  
前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項各号」とあるのは、「第二百五條第一項各号」と読み替えるものとする。

イルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(法第二百七條第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

八 商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル(商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及び二に掲げる方法(顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知す

るものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号二に掲げる方法にあつては、顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号八又は二に掲げる方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十一条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号八に掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号二に掲げる方法にあつては、前号に規定する期間を経過するまでの間において、第三号の規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨

(契約締結前交付書面の記載方法)

第百六条 契約締結前交付書面には、法第二百七十七条第一項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならぬ。ただし、次に掲げる事項にあつては、枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならぬ。

- 一 法第二百七十七条第一項第二号に掲げる事項
- 二 第百四条第一項第七号から第十号までに掲げる事項及び第十三号に掲げる事項の概要
- 三 第百五条第一項第一号及び第四号に掲げる事項

2 前項本文の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、第百四条第一項第五号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(削る)

通知した場合はこの限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、商品取引員等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は商品取引員等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第百六条 令第十一条第一項(令第十二条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に掲げる方法のうち、商品取引員が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方法

(専門知識及び経験を有する顧客)

第百七条 法第二百八条第一項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 商品取引員

二 法第三百四十九条第二項に規定する店頭商品先物取引業者  
三 金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関  
投資家

四 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者に限る。）であつて、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第三十五条に規定する商品投資販売業者である者

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資顧問業者

六 外国の法令上前五号に掲げる者に相当する者

七 商品取引所の上場商品構成物品等（当該上場商品構成物品等の主たる原料若しくは材料となつている物又は当該上場商品構成物品等を主たる原料若しくは材料とする物で商品取引所の定款又は業務規程で定めるものを含む。以下この号において同じ。）の売買等を業として行つている者（その者が行おうとする取引が、その者が売買等を業として行つている上場商品構成物品等に係るものである場合に限る。）

（説明の方法）

第一百七条 商品先物取引業者は、法第二百十八条第一項の規定により顧客に対して説明をしようとするときは、当該説明に先立つて、当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない。

（削る）

（説明の方法）

第一百八条 商品取引員は、法第二百十八条第一項の規定により顧客に対して説明をしようとするときは、当該説明に先立つて、当該顧客に対し法第二百十七条第一項に規定する書面を交付しなければならない。

2| 前項に規定する場合において、商品取引員は、法第二百十七

(商品デリバティブ取引における説明を要しない場合)

第百八条 一の商品デリバティブ取引について二以上の商品先物取引業者が法第二百十八条第一項の規定により顧客に対し法第二百十七条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならぬ場合において、いずれか一の商品先物取引業者が当該事項について説明をしたときは、他の商品先物取引業者は、法第二百十八条第一項の規定にかかわらず、当該事項(当該一の商品デリバティブ取引に係る事項に限る。)について説明をすることを要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者が顧客のために法第二条第二十二項各号に規定する代理のいずれかを業として行う場合には、この限りでない。

(取引の成立の際の通知すべき事項)

第百九条 法第二百二十条第一項本文の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 成立した取引の対象となる商品又は商品指数(上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。次号及び第十号において同じ。)(ごとの数量又は件数)

二 成立した取引の対象となる商品又は商品指数ごとの対価の額又は約定価格等(当該成立した取引が既に成立していた取引を決済するために行われたものである場合には、当該既に

条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について顧客が理解できるように説明をした後、同項第四号に掲げる事項について当該顧客が理解できるように説明をしなければならない。

(新設)

(取引の成立の際の通知すべき事項)

第百九条 法第二百二十条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 成立した取引の種類ごとの数量  
二 成立した取引の種類ごとの対価の額又は約定価格等  
三 成立した取引につき、顧客の指示を受けた日時  
四 成立の日時  
五 商品市場における取引に係る差金の合計額  
六 成立した全部の取引の委託手数料の合計額  
七 第五号に掲げる額から、前号に掲げる額を控除した額

- 成立していた取引の対価の額又は約定価格等を含む。）
- 三 成立した取引につき、委託者等の指示を受けた日時  
成立の日時
  - 四 当該商品先物取引業者の商号又は名称
  - 五 当該商品先物取引業者の本店又は主たる事務所の名称及び  
所在地
  - 六 委託者等の氏名又は名称
  - 七 委託者等が当該商品先物取引業者に連絡する方法
  - 八 成立した取引の種類
  - 九 成立した取引の対象となる商品又は商品指数
  - 十 成立した取引の期限
  - 十一 売付け又は買付けの別（次のイから八までに掲げる取引  
の場合にあつては、当該イから八までに定める取引の別）
  - 十二 法第二條第三項第二号及び第三号に掲げる取引（これら  
の取引に類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条  
第十四項第二号及び第三号に掲げる取引の場合 現実価格  
若しくは現実数値が約定価格等を上回った場合に金銭を支  
払う立場の当事者となる取引又は金銭を受領する立場の当  
事者となる取引
  - 十三 法第二條第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外  
国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第四号及び  
第五号に掲げる取引の場合 これらの号に規定する権利を  
付与する立場の当事者となる取引又は当該権利を取得する  
立場の当事者となる取引
  - 十四 法第二條第三項第五号及び第六号に掲げる取引（これら  
の取引に類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条

第十四項第六号に掲げる取引の場合 商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引又は金銭を受領する立場の当事者となる取引

十三 成立した取引に係る取引証拠金等の種類及び金額（個別の成立した取引ごとに取引証拠金等を計算できない場合にあつては、その旨及び当該取引証拠金等の額の計算方法）

十四 手数料等に関する事項

十五 委託者等が支払うこととなる金銭の額及び計算方法又は委託者等が受け取ることとなる金銭の額及び計算方法

十六 成立した取引が商品市場における取引又は外国商品市場取引である場合には、当該取引に係る商品取引所又は外国商品市場開設者の名称又は商号

十七 法二百十条各号の規定に基づく措置に関する事項

2 | 商品先物取引業者は、商品市場における取引又は外国商品市場取引（以下この項において「商品市場等における取引」という。）であつて、注文・清算分離行為（商品取引所又は外国商品市場開設者の定めるところに従い、会員等が行つた商品市場等における取引に係る売付け又は買付け（当該商品市場等における取引が次の各号に掲げる取引の場合にあつては、当該各号に定める取引。以下この項において同じ。）を将来に向かつて消滅させ、同時に、当該消滅させた商品市場等における取引に係る売付け又は買付けと同一内容の商品市場等における取引に係る売付け又は買付けが他の会員等の名において新たに発生する行為をいう。以下同じ。）が行われた取引が成立した場合には、前項第十四号に掲げる事項には、注文執行会員等（注文・

清算分離行為が行われたことにより、商品市場等における取引に係る売付け又は買付けがその名において将来に向かつて消滅した会員等をいう。以下同じ。）及び清算執行会員等（注文・清算分離行為が行われたことにより、商品市場等における取引に係る売付け又は買付けがその名において新たに発生した会員等をいう。以下同じ。）が委託者等から直接受領する手数料等を記載するものとする。

一 法第二条第三項第二号及び第三号に掲げる取引（これらの取引に類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第二号及び第三号に掲げる取引の場合 現実価格若しくは現実数値が約定価格を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引又は金銭を受領する立場の当事者となる取引

二 法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合 これらの号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引又は当該権利を取得する立場の当事者となる取引

三 法第二条第三項第五号及び第六号に掲げる取引（これらの取引に類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第六号に掲げる取引の場合 商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引又は金銭を受領する立場の当事者となる取引

3 | 一の商品デリバティブ取引について二以上の商品先物取引業者が法第二百二十条第一項本文の規定により委託者等に通知しなければならぬ場合において、いずれか一の商品先物取引業

者が第一項各号に掲げる事項を通知したときは、他の商品先物取引業者は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項（当該一の商品デリバティブ取引に係る事項に限る。）を通知することを要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者が委託者等のために法第二条第二十二項各号に規定する代理のいずれかを業として行う場合には、この限りではない。

（取引の成立の通知を要しない場合等）

第百九条の二 法第二百二十条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 店頭商品デリバティブ取引が成立した場合であつて、当該店頭商品デリバティブ取引が成立したときに当該店頭商品デリバティブ取引の条件を記載した契約書を交付するものであるとき。

二 注文・清算分離行為が行われた場合であつて、法第二百一十條第一項本文の規定により通知すべき事項を注文執行会員等が委託者等に通知することに代えて清算執行会員等が通知することにつき、あらかじめ当該委託者等、注文執行会員等及び清算執行会員等の間で書面により合意しているとき。

2 | 商品先物取引業者は、前項第一号の契約書の交付に代えて、次項に定めるところにより、委託者等の承諾を得て、当該契約書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電磁的方法（第九十條の三第一項第一号二に掲げる方法を除く。以下この条において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該契約書を交付したものとみなす。

（新設）

3 商品先物取引業者は、前項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、委託者等に対し、その用いる第九十条の三第一項第一号イから八まで又は同項第二号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た商品先物取引業者は、委託者等から書面又は情報通信を利用する方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該委託者等に対し、記載事項の提供を情報通信を利用する方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第九十条の三第二項（第三号ロ及び第四号を除く。）の規定は、第二項の電磁的方法による提供について準用する。この場合において、同条第二項第三号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは、「を記録した」と読み替えるものとする。

6 第三項及び第四項の「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一 第九十条の三第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と委託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された委託者等の承諾に関する事項を電気

通信回線を通じて当該委託者等の閲覧に供し、当該商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者等の承諾に関する事項を記載する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに委託者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

7 前項各号に掲げる方法は、商品先物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(取引の成立の通知及び取引証拠金等の受領に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第一百十条 第九十条の三(第一項第一号二、第二項第三号ロ及び第四号を除く。)の規定は、法第二百二十条第二項及び第二百二十条の二第二項において法第二百二十七条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第九十条の三第二項第三号中「に掲げられた取引を最後に行った日」とあるのは、「を記録した日」と読み替えるものとする。

(取引証拠金等の受領に係る書面の交付)

第一百十条の二 法第二百二十条の二第一項の主務省令で規定する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該商品先物取引業者の商号又は名称
- 二 委託者等が当該商品先物取引業者に連絡する方法
- 三 委託者等の氏名又は名称

(取引の成立の通知に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第一百十条 第一百五条(第一項第一号二、第二項第三号、第四号ロ及び第五号を除く。)の規定は、法第二百二十条第二項において法第二百二十七条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一百五条第二項第四号中「に掲げられた取引を最後に行った日」とあるのは、「を記録した日」と読み替えるものとする。

(取引証拠金等の受領に係る書面の交付)

第一百十条の二 法第二百二十条の二第一項の主務省令で規定する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該商品取引員の商号
- 二 顧客が当該商品取引員に連絡する方法
- 三 顧客の氏名又は名称

四 当該商品先物取引業者が取引証拠金等を受領した日付  
五 当該取引証拠金等の金銭又は有価証券等（有価証券その他の金銭以外の財産をいう。以下この号において同じ。）の別並びに当該取引証拠金等が有価証券等であるときは、その種類（有価証券にあつては銘柄）、数量及び充用価格

六 当該取引証拠金等に係る取引が商品市場における取引等又は外国商品市場取引等である場合には、当該取引に係る商品取引所又は外国商品市場開設者の名称又は商号

2 前項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 第一項の規定は、法第二百二十条の二第一項の規定による取引証拠金等の受領が、金融機関を介しての受領であり、委託者等から書面による同意が得られた場合にあつては、適用しない。

4 (略)

(公益又は特定委託者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの)

第一百十條の三 法第二百二十條の四第一項ただし書及び同條第二項ただし書の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる規定の適用について当該各号に定める場合とする。

一 法第二百二十條 委託者等からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合

二 法第二百二十條の二 委託者等からの個別の取引証拠金等

四 当該商品取引員が取引証拠金等を受領した日付

五 取引証拠金等の金銭又は充用有価証券等（法第一百三條第五項（法第七十九條第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により取引証拠金に充てられている有価証券及び倉荷証券をいう。）の別並びに当該取引証拠金等が充用有価証券等であるときは、その種類（有価証券にあつては銘柄）、数量及び充用価格

(新設)

2 前項の書類には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 第一項の規定は、法第二百二十条の二第一項の規定による取引証拠金等の受領が、金融機関を介しての受領であり、顧客から書面による同意が得られた場合にあつては、適用しない。

4 (略)

(新設)

の受領に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合

(商品取引責任準備金の積立て)

第百十一条 法第二百二十一条第一項の規定により積み立てる商品取引責任準備金の金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイからチまでに掲げる金額の合計額

イ 各事業年度における法第二条第三項第一号に規定する取引(自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率(当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故(次条第一項各号に規定する事故をいう。))による支払額(商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等(商品清算取引を除く。以下この条において同じ。))の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織(商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。))を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。)(の合計額、法第二条第三項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額(自己の計算による取引並びに商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場

(商品取引責任準備金の積立て)

第百十一条 法第二百二十一条第一項の規定により積み立てる商品取引責任準備金の金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイからチまでに掲げる金額の合計額

イ 各事業年度における法第二条第八項第一号に規定する取引(自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率(当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故(第百十二条に規定する事故をいう。))による支払額(商品取引員が、専門知識及び経験を有する者(第百七条で定める者をいう。以下この条において同じ。))から商品市場における取引等(商品清算取引を除く。以下この条において同じ。))の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織(商品取引員の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。))を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。)(の合計額、法第二条第八項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額(自己の計算による取引並びに商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処

における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。)に占める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額(既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額(法第二百二十一条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号において同じ。))が千円に満たない場合には、当該いずれか大きい金額に、千円から当該商品取引責任準備金の金額及び口から手までに掲げる金額を控除した金額を事故率に二を乗じて得た率と百万分の二とのいずれか大きい率で除して計算した金額(当該計算した金額が当該事業年度の取引金額を超える場合には、当該事業年度の当該取引金額。以下この号において同じ。))に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額を加算した金額)

口 各事業年度における法第二条第三項第二号に規定する取引(自己の計算による取引及びへに掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

八 各事業年度における法第二条第三項第三号に規定する取引(自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額  
二 各事業年度における法第二条第三項第四号に規定する取引(自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。)

理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。)に占める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額(既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額(法第二百二十一条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号において同じ。))が千円に満たない場合には、当該いずれか大きい金額に、千円から当該商品取引責任準備金の金額及び口から手までに掲げる金額を控除した金額を事故率に二を乗じて得た率と百万分の二とのいずれか大きい率で除して計算した金額(当該計算した金額が当該事業年度の取引金額を超える場合には、当該事業年度の当該取引金額。以下この号において同じ。))に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額を加算した金額)

口 各事業年度における法第二条第八項第二号に規定する取引(自己の計算による取引及びへに掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

八 各事業年度における法第二条第八項第三号に規定する取引(自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額  
二 各事業年度における法第二条第八項第四号に規定する取引(自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。)

の対価の額の合計額に事故率を乗じた金額と当該対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

ホ 各事業年度における法第二條第三項第一号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

ヘ 各事業年度における法第二條第三項第二号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

ト 各事業年度における法第二條第三項第三号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

チ 各事業年度における法第二條第三項第四号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の対価の額の合計額の十万

の対価の額の合計額に事故率を乗じた金額と当該対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

ホ 各事業年度における法第二條第八項第一号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

ヘ 各事業年度における法第二條第八項第二号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

ト 各事業年度における法第二條第八項第三号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

チ 各事業年度における法第二條第八項第四号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の対価の額の合計額の十万分の

分の一に相当する金額

二 次のイからチまでに掲げる金額の合計額と千万円とのいずれが大きい金額からりに掲げる金額を控除した金額

イ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第一号に規定する取引（自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。）の取引金額（これらの事業年度のうちに一年に満たないものがある場合には、当該事業年度の当該取引金額を当該事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額。以下同じ。）の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ロ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第二号に規定する取引（自己の計算による取引及びへに掲げる取引を除く。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ハ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第三号に規定する取引（自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ニ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第四号に規定する取引（自己の計算による取引及びチに掲げる取引を除く。）の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の十万分の六・二五に相当する金額

一に相当する金額

二 次のイからチまでに掲げる金額の合計額と千万円とのいずれが大きい金額からりに掲げる金額を控除した金額

イ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第一号に規定する取引（自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。）の取引金額（これらの事業年度のうちに一年に満たないものがある場合には、当該事業年度の当該取引金額を当該事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額。以下同じ。）の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ロ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第二号に規定する取引（自己の計算による取引及びへに掲げる取引を除く。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ハ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第三号に規定する取引（自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ニ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第四号に規定する取引（自己の計算による取引及びチに掲げる取引を除く。）の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の十万分の六・二五に相当する金額

ホ 各事業年度及び当該事業年度開始の前二年内に開始した各事業年度のうち法第二十条第三項第一号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

ヘ 各事業年度及び当該事業年度開始の前二年内に開始した各事業年度のうち法第二十条第三項第二号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

ト 各事業年度及び当該事業年度開始の前二年内に開始した各事業年度のうち法第二十条第三項第三号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

チ 各事業年度及び当該事業年度開始の前二年内に開始した各事業年度のうち法第二十条第三項第四号に規定する取

ホ 各事業年度及び当該事業年度開始の前二年内に開始した各事業年度のうち法第二十条第八項第一号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

ヘ 各事業年度及び当該事業年度開始の前二年内に開始した各事業年度のうち法第二十条第八項第二号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

ト 各事業年度及び当該事業年度開始の前二年内に開始した各事業年度のうち法第二十条第八項第三号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

チ 各事業年度及び当該事業年度開始の前二年内に開始した各事業年度のうち法第二十条第八項第四号に規定する取

引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の十万分の二に相当する金額

リ (略)

2 前項の場合において、法第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を開始した事業年度から三事業年度以内に積み立てられるべき商品取引責任準備金の金額は、同項第一号中「に事故率（当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故（次条第一項各号に規定する事故をいう。）による支払額（商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下この条において同じ。）の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織（商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。）の合計額の、法第二条第三項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額（自己の計算による取引並びに商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。）に占め

引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の十万分の二に相当する金額

リ (略)

2 前項の場合において、法第九十条の許可（更新に係る許可を除く。）を受けた事業年度から三事業年度以内に積み立てられるべき商品取引責任準備金の金額は、同項第一号中「に事故率（当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故（第百十二条に規定する事故をいう。）による支払額（商品取引員が、専門知識及び経験を有する者（第百七条で定める者をいう。以下この条において同じ。）から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下この条において同じ。）の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織（商品取引員の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。）の合計額の、法第二条第八項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額（自己の計算による取引並びに商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及

る割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは、「の十万分の三に相当する金額」と、「当該いずれか大きい金額」とあるのは、「当該相当する金額」と、「事故率に二を乗じて得た率と百万分の二とのいずれか大きい率」とあるのは、「十万分の六」と、「に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは、「の十万分の三に相当する金額」と、「に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは、「の十万分の三に相当する金額」と、「に事故率を乗じた金額と当該対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは、「の万分の三に相当する金額」とする。

(商品取引事故)

第一百十二条 法第二百二十一条第二項本文の主務省令で定める事故は、法第二条第二十二項各号に掲げる行為につき、商品先物取引業者の代表者等が、当該商品先物取引業者の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

- 一 委託者等の注文内容について確認しないで、当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引を行うこと。
- 二 取引の条件及び商品市場における相場等に係る変動について顧客を誤認させるような勧誘をすること。
- 三 委託者等の注文の執行において、過失により事務処理を誤

び取引の対価の額を除く。)に占める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは、「の十万分の三に相当する金額」と、「当該いずれか大きい金額」とあるのは、「当該相当する金額」と、「事故率に二を乗じて得た率と百万分の二とのいずれか大きい率」とあるのは、「十万分の六」と、「に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは、「の十万分の三に相当する金額」と、「に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは、「の十万分の三に相当する金額」と、「に事故率を乗じた金額と当該対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは、「の万分の三に相当する金額」とする。

(商品取引事故)

第一百十二条 法第二百二十一条第二項の主務省令で定める事故は、商品市場における取引等の受託につき、商品取引員の代表者等が、当該商品取引員の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

- 一 顧客の注文内容について確認しないで、商品市場における取引等の受託を行うこと。
- 二 取引の条件及び相場の変動について顧客を誤認させるような勧誘をすること。
- 三 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤るこ

ること。

四 電子情報処理組織の異常により、委託者等の注文の執行を誤ること。

五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の第三項の場合の法第二百二十一条第二項の主務省令で定める事故は、商品先物取引仲介業につき、商品先物取引仲介業者又はその代表者等が、当該商品先物取引仲介業者の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

一 委託者等の注文内容について確認しないで、当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引の媒介を行うこと。

二 取引の条件及び商品市場における相場等に係る変動について顧客を誤認させるような勧誘をすること。

三 委託者等の注文の媒介において、過失により事務処理を誤ること。

四 電子情報処理組織の異常により、委託者等の注文の媒介を誤ること。

五 その他法令に違反する行為を行うこと。

3 第一項の規定にかかわらず、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の第三項の場合の法第二百二十一条第二項の主務省令で定める事故は、特定店頭商品デリバティブ取引に関する業務につき、特定店頭商品デリバティブ取引業者又はその代表者等が、当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

と。

四 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の媒介を誤ること。

五 (略)

(新設)

(新設)

一 過失又は電子情報処理組織の異常により事務処理を誤ること。

二 その他法令に違反する行為を行うこと。

(帳簿の作成)

第百十三条 商品先物取引業者は、法第二百二十二条の規定により、商品デリバティブ取引につき、次に掲げる帳簿を作成しなければならない。

一 次に掲げる規定に規定する書面の写し

イ 法第百九十七条の四第三項(法第百九十七条の八第二項において準用する場合を含む。)

ロ 法第百九十七条の四第十一項(法第百九十七条の八第二項において準用する場合を含む。)

ハ 法第百九十七条の五第二項(同条第九項(法第百九十七条の六第六項及び第百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。)、第百九十七条の六第六項及び第百九十七

七条の九第二項において準用する場合を含む。)

ニ 法第百九十七条の五第十二項(法第百九十七条の六第六項及び第百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。)

二 別表第四に定める帳簿

2 前項第一号に掲げる帳簿は五年間、同項第二号に掲げる帳簿は十年間(注文伝票にあつては、七年間)保存するものとする。

(帳簿の作成)

第百十三条 商品取引員は、法第二百二十二条の規定により、商品取引受託業務を行う営業所の一において、商品市場における取引につき、別表第五に定める帳簿を作成しなければならない。

(新設)

(新設)

2 商品取引員は、商品取引受託業務を行う営業所において、別表第五に定める帳簿のうち注文伝票及びその商品取引受託業務の内容に応じ必要なものを作成しなければならない。ただし、前項の規定により帳簿を作成する営業所においては、この限り



いて、区分経理しなければならない。

(事業報告書の作成等)

第百十六条 法第二百二十四条第一項の規定により商品先物取引業者が提出する事業報告書は、様式第十一号により作成しなければならない。

2 (略)

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第百十七条 法第二百二十四条第二項の規定により商品先物取引業者は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期間内に、主務大臣に提出しなければならない。

一 一月ごとに様式第十二号により作成した月次報告書 報告の対象となる月の翌月の二十日

二 一月ごとに様式第六号により作成した訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書 報告の対象となる月の翌月の二十日

2 | 商品先物取引業者は、前項第一号の月次報告書を作成する場

(事業報告書の作成等)

第百十六条 法第二百二十四条第一項の規定により商品取引員が提出する事業報告書は、様式第十五号の二により作成しなければならない。

2 (略)

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第百十七条 法第二百二十四条第二項の規定により商品取引員は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期間内に、主務大臣に提出しなければならない。

一 六月ごとに様式第一号により作成した純資産額に関する調書及び会社計算規則第五十九条の規定により作成した株主資本等変動計算書 調書の作成日から三月

二 一月ごとに様式第十六号により作成した法第二百十條の規定による受託に係る財産の分離保管等に関する調書 報告の対象となる月の翌月の二十日

三 一月ごとに様式第十号により作成した事故等の発生状況及びその処理状況についての報告書 報告の対象となる月の翌月の二十日

四 一月ごとに様式第十七号により作成した商品取引受託業務に係る財務の状況を記載した月計残高試算表及び様式第十八号により作成した商品取引受託業務の状況を記載した定期業務報告書 報告の対象となる月の翌月の二十日

2 | 商品取引員は、前項第一号及び第二号に規定する調書並びに

合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従わなければならない。

(削る)

(合併又は分割の認可申請)

第百十八条 商品先物取引業者は、法第二百二十五条第一項の規定による合併又は分割の認可を受けようとするときは、法第九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

一 合併又は分割の予定年月日

二 合併又は分割の方法

2 法第二百二十五条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 合併又は分割の理由を記載した書面

二 合併又は分割の理由を記載した書面

三 合併後又は分割後の法人の定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)

四 合併又は分割の当事者の登記事項証明書(外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書)

五 合併又は分割の当事者の株主総会(これに準ずる機関を含む)

同項第四号に規定する月計残高試算表を作成する場合には、主務大臣の定める会計処理の方法その他一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従わなければならない。

3 商品取引員は、第一項第一号に規定する株主資本等変動計算書を作成する場合には、前事業年度末残高、当調書作成期間変動額及び当調書作成期間末残高の区分に応じて記載をしなければならない。

(合併の認可申請)

第百十八条 商品取引員は、法第二百二十五条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、法第九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

一 合併予定年月日

二 合併の方法

2 法第二百二十五条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 合併の理由を記載した書面

二 合併の理由を記載した書面

三 合併後の会社の定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)

四 合併の当事者の登記事項証明書

五 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

六 合併の当事者(商品取引員を除く。)の直前三年の各事業

- む。( )の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 六 合併又は分割の当事者(商品先物取引業者を除く。 )の直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書(これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずる書類)
- 七 合併又は分割の当事者(商品先物取引業者を除く。 )が法第十五条第二項第一号八からホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 八 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
  - イ 合併後又は分割後の法人の役員が外国人である場合 当該役員が外国人である場合、当該役員が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - ロ 合併後又は分割後の法人の役員が法人である場合 当該役員が法人である場合、当該役員が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しないことを誓約する書面
  - ハ 合併後又は分割後の法人の役員が外国人又は法人でない場合 当該役員が外国人又は法人でない場合、当該役員が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号八からルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - 九 合併後又は分割後の法人が商品先物取引業を遂行するためする方法を記載した書類
  - 十 合併後又は分割後の法人における、商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
  - 十一 合併後又は分割後の法人が行う取引の種類及び取引の対

- 年度の計算書類等(当該当事者が持分会社である場合にあっては、会社法施行規則第二条第三項第十二号(ロ)に係る部分に限る。 )に規定する計算書類等をいう。 第二百十条第六号において同じ。 )及びその附属明細書
- 七 削除
- 八 合併の当事者(商品取引員を除く。 )が法第十五条第二項第一号八からホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 九 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
  - イ 合併後の会社の役員が外国人である場合 当該役員が外国人である場合、当該役員が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - ロ 合併後の会社の役員が法人である場合 当該役員が法人である場合、当該役員が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しないことを誓約する書面
  - ハ 合併後の会社の役員が外国人又は法人でない場合 当該役員が外国人又は法人でない場合、当該役員が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号八からルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - 九 認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した合併の当事者の純資産額に関する調書
  - 十 合併後の会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権(法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。 以下この条から第二百一十一条まで

象とする商品又は商品指数を記載した書面

十二 様式第一号により作成した合併又は分割の当事者の純資産額に関する調書

十三 合併後又は分割後の法人における、様式第三号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法を記載した書面

十四 合併後又は分割後の法人が商品先物取引業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十五 合併後又は分割後の法人における、過去五年以内に商品先物取引業に関して禁錮以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十六 合併後又は分割後の法人が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品先物取引業の収支の見込みを記載した書面、商品先物取引業の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

において同じ。）の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面

十二 合併後の会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調書

十三 過去五年以内に、合併の当事者について商品取引受託業務等に関して禁錮以上の刑（外国において商品取引受託業務等に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十四 合併後の会社の使用人（商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。）の商品取引受託業務等に係る経歴書

十五 合併後の会社における様式第六号により作成した法第九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

十六 合併後の会社における様式第七号により作成した法第九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

十七 合併後の会社における様式第八号により作成した第八十

十七 合併後又は分割後の法人が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率（申請者が令第二十八条各号に掲げる者である場合には、純資産額）の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

十八 合併後又は分割後の法人について、保有する議決権（総株主、総社員、総会員又は総組合員の議決権をいう。以下この号において同じ。）の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者（以下この号において「株主等」という。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、その保有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（当該株主等が申請者の役員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面

十九 合併後又は分割後の法人における、様式第四号により作成した法第九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調査

二十 合併後又は分割後の法人における、様式第五号により作成した法第九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調査

二十一 合併後又は分割後の法人が法第二十一条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類

イ 当該業務を管理する責任者の履歴書

ロ 当該業務に関する社内規則

ハ 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書

七条に規定する特定業務の概要に関する調査

十八 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十九 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

二十 合併後の会社が商品取引受託業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

二十一 合併後の会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する当該商品取引員における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

二十二 合併後の会社における様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

二十三 合併の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付借入金を借り入れている場合にあつては、その契約書の写し

二十四 合併の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付社債を発行している場合にあつては、その目論見書又はこれに準ずるものの写し

面  
二 当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面  
ホ 当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書

第百十九条 削除

(新設分割の認可申請)

第百十九条 商品取引員は、法第二百二十六条第一項の規定による新設分割の認可を受けようとするときは、法第九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

一 新設分割予定年月日  
二 新設分割の方法

2 法第二百二十六条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 新設分割の理由を記載した書面  
二 新設分割の手續を記載した書面  
三 設立会社の定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）

四 新設分割の当事者の登記事項証明書

五 新設分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手續があつたことを証する書面

六 次に掲げる場合に应じ、それぞれ次に定める書面

イ 設立会社の役員が外国人である場合 当該役員が住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

- ロ 設立会社の役員が法人である場合 当該役員<sup>ニ</sup>の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
- ハ 設立会社の役員が外国人又は法人でない場合 当該役員<sup>ニ</sup>の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 七 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面
- 八 設立会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調査書
- 九 過去五年以内に、新設分割の当事者について商品取引受託業務等に関して禁錮以上の刑（外国において商品取引受託業務等に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

- 十 設立会社の使用人（商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。）の商品取引受託業務等に係る経歴書
- 十一 設立会社における様式第六号により作成した法第九十六條第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書
- 十二 設立会社における様式第七号により作成した法第九十六條第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書
- 十三 設立会社における様式第八号により作成した第八十七條に規定する特定業務の概要に関する調書
- 十四 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面
- 十五 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面
- 十六 設立会社が商品取引受託業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- 十七 設立会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する当該設立会社における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）
- 十八 設立会社における様式第九号により作成した内部管理に

第二百二十条 削除

関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

(吸収分割の認可申請)

第二百二十条 商品取引員は、法第二百二十七条第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、法第九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

一 吸収分割予定年月日

二 吸収分割の方法

2 法第二百二十七条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 吸収分割の理由を記載した書面

二 吸収分割の手續を記載した書面

三 承継会社の定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)

四 吸収分割の当事者の登記事項証明書

五 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手續があつたことを証する書面

六 吸収分割の当事者(商品取引員を除く。)の直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書

七 削除

八 吸収分割の当事者(商品取引員を除く。)が法第十五条第二項第一号八からホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面

九 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 承継会社の役員が外国人である場合 当該役員が住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 承継会社の役員が法人である場合 当該役員が登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号フに該当しないことを誓約する書面

ハ 承継会社の役員が外国人又は法人でない場合 当該役員が住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

十 認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した吸収分割の当事者の純資産額に関する調査書

十一 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面

十二 承継会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調査書

十三 過去五年以内に、吸収分割の当事者について商品取引受託業務等に関して禁錮以上の刑（外国において商品取引受託業務等に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の

法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十四 承継会社の使用人（商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。）の商品取引受託業務等に係る経歴書

十五 承継会社における様式第六号により作成した法第九十九条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

十六 承継会社における様式第七号により作成した法第九十九条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

十七 承継会社における様式第八号により作成した第八十七条に規定する特定業務の概要に関する調書

十八 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十九 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

二十 承継会社が商品取引受託業務において電子情報処理組織

を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

二十一 承継会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する当該承継会社における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

二十二 承継会社における様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

二十三 吸収分割の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付借入金を借り入れている場合にあつては、その契約書の写し

二十四 吸収分割の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付社債を発行している場合にあつては、その目論見書又はこれに準ずるものの写し

（事業譲渡の認可申請）

第二百二十一条 商品取引員は、法第二百二十八条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けようとするときは、法第九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

一・二 （略）

2 法第二百二十八条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 事業譲渡の理由を記載した書面

（事業譲渡の認可申請）

第二百二十一条 商品先物取引業者は、法第二百二十八条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けようとするときは、法第九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

一・二 （略）

2 法第二百二十八条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 事業譲渡の理由を記載した書面

- 二 事業譲渡の手續を記載した書面
- 三 譲受会社の定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）
- 四 事業譲渡の当事者の登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書）
- 五 事業譲渡の当事者の株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手續があつたことを証する書面
- 六 事業譲渡の当事者（商品先物取引業者を除く。）の直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずる書類）
- 七 事業譲渡の当事者（商品先物取引業者を除く。）が法第十五条第二項第一号八からホまで又はりのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 八 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
  - イ 譲受会社の役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - ロ 譲受会社の役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
  - ハ 譲受会社の役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号八からルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

- 二 事業譲渡の手續を記載した書面
- 三 譲受会社の定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）
- 四 事業譲渡の当事者の登記事項証明書
- 五 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手續があつたことを証する書面
- 六 事業譲渡の当事者（商品取引員を除く。）の直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書
- 七 削除
- 八 事業譲渡の当事者（商品取引員を除く。）が法第十五条第二項第一号八からホまで又はりのいずれにも該当する者でないことを誓約する書面
- 九 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
  - イ 譲受会社の役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - ロ 譲受会社の役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
  - ハ 譲受会社の役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号八からルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 十 認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した

九 譲受会社が商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書類

十 譲受会社における、商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

十一 譲受会社が行う取引の種類及び取引の対象とする商品又は商品指数を記載した書面

十二 様式第一号により作成した事業譲渡の当事者の純資産額に関する調書

十三 譲受会社における、様式第三号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法を記載した書面

十四 譲受会社が商品先物取引業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十五 譲受会社における、過去五年以内に商品先物取引業に関して禁錮以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

事業譲渡の当事者の純資産額に関する調書

十一 譲受会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面

十二 譲受会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調書

十三 過去五年以内に、事業譲渡の当事者について商品取引受託業務等に関して禁錮以上の刑（外国において商品取引受託業務等に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十四 譲受会社の使用人（商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。）の商品取引受託業務等に係る経歴書

十五 譲受会社における様式第六号により作成した法第九十六條第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

十六 譲受会社における様式第七号により作成した法第九十六條第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関

十六 譲受会社が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品先物取引業の収支の見込みを記載した書面、商品先物取引業の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十七 譲受会社が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率（申請者が令第二十八条各号に掲げる者である場合には、純資産額）の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

十八 譲受会社について、保有する議決権（総株主、総社員、総会員又は総組合員の議決権をいう。以下この号において同じ。）の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者（以下この号において「株主等」という。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、その保有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（当該株主等が申請者の役職員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に限る。）を記載した書面

十九 譲受会社における、様式第四号により作成した法第九十六條第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

二十 譲受会社における、様式第五号により作成した法第九十六條第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

二十一 譲受会社が法第二條第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類  
イ 当該業務を管理する責任者の履歴書

する調書

十七 譲受会社における様式第八号により作成した第八十七條に規定する特定業務の概要に関する調書

十八 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十九 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

二十 譲受会社が商品取引受託業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

二十一 譲受会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する当該譲受会社における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

二十二 譲受会社における様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

二十三 事業譲渡の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付借入金を借り入れている場合にあつては、その契約書の写し

二十四 事業譲渡の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付社債を発行している場合にあつては、その目論見書又はこ

ロ 当該業務に関する社内規則

ハ 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面

二 当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面  
ホ 当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書

第二百二十二条 削除

(負債比率および流動比率の基準)

第二百二十三条 法第二百三十二条第二項第一号の主務省令で定める率は五十倍とし、同項第二号の主務省令で定める率は一倍とする。

(業務停止命令の事由)

第二百二十四条 法第二百三十二条第二項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 商品先物取引業者の純資産額が資本金の額を下回った場合

三 顧客との間に商品先物取引業に関する紛争がひん発し、又は使用人に対する指導監督が不適切であるため商品先物取引業に関する紛争がひん発するおそれがある場合

(削る)

れに準ずるものの写し

(商品取引員に係る検査職員的身分証明書)

第二百二十二条 法第二百三十一条第四項において準用する法第五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第十九号による。

(負債比率および流動比率の基準)

第二百二十三条 法第二百三十二条第二項第一号の主務省令で定める率は十倍とし、同項第二号の主務省令で定める率は一倍とする。

(業務停止命令の事由)

第二百二十四条 法第二百三十二条第二項第四号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 商品取引員の純資産額が資本金の額を下回った場合

三 顧客との間に紛争がひん発し、又は使用人に対する指導監督が不適切であるため紛争がひん発するおそれがある場合

四 商品取引員の自己の計算による商品市場における取引であって決済を結了していないもの(他の商品取引員に委託して

四 商品先物取引業者が、その取り扱う個人顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない場合

五 商品先物取引業者が、その取り扱う個人顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていない場合

2 (略)

(負債の合計金額等の計算基準)

第二百二十五条 法第二百三十二条第三項の規定により負債の合計金額を計算するときは、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額（第三十八条第一項第七号及び第八号に掲げるものの金額の合計額を除く。）を合計するものとする。

2 法第二百三十二条第三項の規定により流動資産の合計金額を計算するときは、商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げ

いるものを含む。）の数量（他の法人に対して支配関係を持つている商品取引員にあつては、当該数量に当該法人の自己の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものの数量を加えた数量）が当該商品取引員の純資産額又は受託に係る商品市場における取引であつて決済を結了していないものの数量に比し過大である場合

五 商品取引員が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない場合

六 商品取引員が、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていない場合

2 (略)

(負債の合計金額等の計算基準)

第二百二十五条 法第二百三十二条第三項の規定により負債の合計金額を計算するときは、様式第一号により作成した純資産額に関する調書の負債の部に計上されるべき金額（商品取引員責任準備金の金額を除く。）を合計するものとする。

2 法第二百三十二条第三項の規定により流動資産の合計金額を計算するときは、様式第一号により作成した純資産額に関する

る者に該当する者を除く。)にあつては、貸借対照表の流動資産の部に計上されるべき金額を合計するものとし、商品先物取引業者(令第二十八条各号に掲げる者に該当する者に限る。)にあつては、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額を合計するものとする。

3 法第二百三十二条第三項の規定により流動負債の合計金額を計算するときは、商品先物取引業者(令第二十八条各号に掲げる者に該当する者を除く。)にあつては、貸借対照表の流動負債の部に計上されるべき金額を合計するものとし、商品先物取引業者(令第二十八条各号に掲げる者に該当する者に限る。)にあつては、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額を合計するものとする。

(負債の額の算定方法)

第二百二十六条 令第三十四条に規定する負債の額は、貸借対照表

調書の流動資産の部に計上されるべき金額(第一号及び第二号に掲げる資産の額を合計した額を除く。)を合計するものとし、同項の規定により流動負債の合計金額を計算するときは、様式第一号により作成した純資産額に関する調書の流動負債の部に計上されるべき金額を合計するものとする。

一 委託者未収金及び委託者先物取引差金(流動資産に属するものに限る。)の合計額が商品市場における取引等に関し当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭(当該委託者の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。次号において同じ。)及び有価証券の合計額を超える場合における当該超える部分

二 貸倒引当金のうち委託者未収金の額が商品市場における取引等に関し当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭及び有価証券の合計額を超える場合における当該超える部分に係るもの

(新設)

(負債の額の算定方法)

第二百二十六条 令第十三条に規定する負債の額は、貸借対照表の

の負債の部に計上されるべき負債の額（保証債務の額を含む。）から非居住者に対する債務の額を控除して算定するものとする。

（登録申請書の記載事項）

第二百二十六条の二 法第二百四十条の三第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 個人である場合において、当該個人が他の事業者の常務に従事しているときは、当該他の事業者の商号又は名称及びその事業の種類

二 法人である場合において、当該法人の役員が他の事業者の常務に従事し、又は事業を行っているときは、当該役員の名並びに当該他の事業者の商号又は名称及びその事業の種類又は行っている事業の種類

三 所属商品先物取引業者（法第二百四十条の三第一項第四号に規定する所属商品先物取引業者をいう。以下同じ。）が二以上あるときは、登録申請者の事故（法第二百四十条の十七において準用する法第二百四十条の三第三項に規定する事故をいう。以下この条、第二百二十六条の二十から第二百二十六条の二十二までにおいて同じ。）につき、当該事故による損失の補てんを行う所属商品先物取引業者の商号又は名称

（登録申請書の添付書類）

第二百二十六条の三 法第二百四十条の三第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）

負債の部に計上されるべき負債の額（保証債務の額を含む。）から非居住者に対する債務の額を控除して算定するものとする。

（新設）

（新設）

- 一 個人であるときは、次に掲げる書面
  - イ 住民票の写し等
  - ロ 履歴書
- ハ その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）
- 二 法人であるときは、次に掲げる書面
  - イ 役員履歴書（役員が法人であるときは、当該役員沿革を記載した書面）
  - ロ 役員住民票の写し等（役員が法人であるときは、当該役員登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面））
  - ハ 役員が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が外国人である場合を除く。）
  - 二 役員が法第十五条第二項第一号ハからルまで（役員が外国人の場合には同号イからルまで、法人の場合には同号イ）のいずれにも該当しないことを当該役員が誓約する書面
  - 三 商品先物取引仲介業を遂行するための方法を記載した書面
  - 四 所属商品先物取引業者との間の商品先物取引仲介業に係る業務の委託契約に係る契約書の写し
  - 五 前条第三号に掲げる事項に係る契約書の写し
- 2 法第二百四十条の二第二項の登録の更新を受けようとする場合における法第二百四十条の三第二項第三号の主務省令で定める書類は、前項各号に掲げるものとする。

(商品先物取引仲介業者の届出事項)

第二百二十六条の四 法第二百四十条の六第一項の主務省令で定める事項は、商品先物取引仲介業を遂行するための方法とする。

2 法第二百四十条の六第一項の規定により届出を行う商品先物取引仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 法第二百四十条の六第三項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの(官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 法第二百四十条の三第一項第一号に掲げる事項を変更した場合 住民票の写し等(法人であるときは、登記事項証明書(外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面))

二 法第二百四十条の三第一項第二号に掲げる事項を変更した場合 次に掲げる書類

イ 登記事項証明書(外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面)

ロ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書面

(1) 新たに就任した役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ロに該当しないことを誓

(新設)

約する書面

(3) 新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合、当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号八からルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 法第二百四十条の三第一項第四号に掲げる事項を変更した場合（新たに委託を受けることとなった場合に限り。）新たに委託を受けることとなった所属商品先物取引業者との間の商品先物取引仲介業に係る委託契約に係る契約書の写し

四 第二百二十六条の二第三号に掲げる事項を変更した場合（所属商品先物取引業者が二以上ある場合に限り。）次に掲げる書類

イ 当該変更に係る理由書

ロ 前条第一項第五号に掲げる書面

五 商品先物取引仲介業を遂行するための方法を変更した場合  
変更後の前条第一項第三号に掲げる書面

（廃業等の届出）

第二百二十六条の五 法第二百四十条の七第一項の規定により届出を行う者は、次の表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を主務大臣に提出しなければならない。

届出事項	記載事項	添付書類

（新設）

商品先物取引仲介業者	商品先物取引仲介業者である法人が合併により消滅したとき	商品先物取引仲介業者である個人が死亡したとき	商品先物取引仲介業者を廃止したとき
一 破産手続開始の申立てを	一 合併の相手方の商号又は名称 二 合併の年月日	その旨及び死亡の年月日	一 廃止年月日 二 廃止の理由
一 裁判所の破産手続開始の決定の公告の写し	委託者等に対する債権及び債務の合併後存続する法人への承継方法を記載した書面		一 商品先物取引仲介業者が法人である場合には、株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面

<p>分割により 商品先物取 引仲介業の 全部を承継 させたとき</p>	<p>商品先物取 引仲介業者 である法人 が合併及び 破産手続開 始の決定以 外の理由に より解散し たとき</p>	<p>である法人 について破 産手続開始 の決定によ り解散した とき</p>
<p>一 承継先の氏 名又は商号若 しくは名称 二 分割の年月 日及び理由</p>	<p>一 解散年月日 二 解散の理由</p>	<p>一 行つた年月日 二 破産手続開 始の決定を受 けた年月日</p>
<p>一 委託者等に対する債 権及び債務の承継先へ の引継方法を記載した 書面 二 新設分割計画又は吸 収分割契約の内容、分 割の手続を記載した書 面</p>	<p>一 商品先物取引仲介業 者が法人である場合に は、株主総会（これに 準ずる機関を含む。） の議事録その他必要な 手続があつたことを証 する書面 二 委託者等に対する債 権及び債務の清算の方 法を記載した書面</p>	<p>一 商品先物取引仲介業 者が法人である場合に は、株主総会（これに 準ずる機関を含む。） の議事録その他必要な 手続があつたことを証 する書面 二 委託者等に対する債 権及び債務の清算の方 法を記載した書面</p>

商品先物取引仲介業の全部を譲渡したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 譲渡先の氏名又は商号若しくは名称</li> <li>二 譲渡の年月日及び理由</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 委託者等に対する債権及び債務の譲渡先への引継方法を記載した書面</li> <li>二 事業譲渡契約の内容を記載した書面</li> </ul>
---------------------	--	---

(商品先物取引仲介業者の標識)

第二百二十六条の六 法第二百四十条の九第一項に規定する標識は、様式第十三号による。

(新設)

(登録申請書の添付書類)

第二百二十六条の七 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第四項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 登録を受けようとする外務員に係る住民票の写し等
- 二 登録を受けようとする外務員が法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第一項各号のいずれにも該当しないことを当該外務員及び登録申請者が誓約する書面
- 三 登録を受けようとする外務員が法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第一項各号に掲げる行為を公正かつ的確に行つことができる知識及び経験を有することを証する書面

2 | 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第七項の

登録の更新を受けようとする場合における法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第四項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 前項各号に掲げる書面
- 二 登録の更新を受けようとする外務員が法第二百四十一条（法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の規定による処分（その処分の日から五年を経過するまでのものに限り。）を受けたことがある場合には、その処分の日、内容及び理由を記載した書面

（外務員登録原簿の記載事項）

第二百二十六条の八 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録番号
- 二 登録の年月日
- 三 登録申請者の氏名又は商号若しくは名称
- 四 外務員についての次に掲げる事項
  - イ 住所
  - ロ 役員又は使用人の別
  - ハ 外務員（法第二百条第一項の規定による登録に係る外務員を含む。）の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間
  - ニ 商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

（新設）

- ホ 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第一項の規定により職務の停止を命じたときは、その処分の日、理由及び期間
- ヘ 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第一項の規定による登録の取消し又は法第二百五条の規定による登録の抹消を行ったときは、その処分の日及び理由

(協会による外務員登録事務)

第二百二十六条の九 法第二百四十条の十一において準用する法第二百六条第一項の規定により、協会に、次の各号に掲げる登録に関する事務であつて当該協会に所属する協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者に係るものを行わせるものとする。

- 一 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第三項の規定による登録申請書の受理
- 二 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第五項の規定による登録
- 三 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第六項、法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第二項において準用する法第十五条第五項及び第七項並びに法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第二項による通知
- 四 法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第一項の規定による登録の拒否
- 五 法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第二項において準用する法第十五条第五項の規定による意見の聴

(新設)

取

- 六 法第二百四十条の十一において準用する法第二百二条の規定による届出の受理
- 七 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令
- 八 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第三項において準用する法第五十八条第二項の規定による参考人の意見の聴取、参考人の意見若しくは報告の提出又は鑑定人の鑑定及び法第五十九条第四項の規定による聴聞
- 九 法第二百四十条の十一において準用する法第二百五条の規定による登録の抹消

(外務員の登録事務に関する届出)

- 第二百二十六条の十 協会は、法第二百四十条の十一において準用する法第二百六条第四項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を、主務大臣に提出しなければならない。
- 一 当該外務員の所属する商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称
  - 二 当該外務員の所属する商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者の商号又は名称
  - 三 当該外務員の氏名、生年月日及び住所
  - 四 処理した登録事務の内容及び処理した日
  - 五 前号に掲げる登録事務の内容及職務の停止の命令又は登録の抹消である場合には、その理由

(新設)

(広告類似行為)

第二百二十六条の十一 法第二百四十条の十三各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づき行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 商品市場における相場等の分析及び評価に関する資料であつて、商品先物取引仲介行為(法第二百四十条の十四に規定する商品先物取引仲介行為をいう。以下同じ。)に係る商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イ 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約の名称又は通称

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする商品先物取引仲介業者の氏名若しくは商号若しくは名称又はこれらの通称

ハ 商品市場における相場等に係る変動により商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当

(新設)

該おそれがある旨（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあつては当該おそれがある旨を含み、これらの事項の文字又は数字がこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

二 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約の締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

四 次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、かつ、商品デリバティブ取引を行うことによる利益の見込みその他第一百二十六条の十五で定める事項について、著しく事実と相違するような表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしていない、一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、有線ラジオ放送の業務を行う者及び電気通信役務利用放送の業務を行う者の放送設備により放送させる方法、商品先物取引仲介業者又は当該商品先物取引仲介業者が行う広告等（広告又はこの条に規定する行為をいう。次条において同じ。）に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法並びに常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

イ 商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称

ロ 商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号

八 商品市場における相場等に係る変動により商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあつては当該おそれがある旨を含み、音声により放送する方法を除き、当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

二 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約の契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

（商品先物取引仲介業の内容についての広告等の表示方法）

第二百二十六条の十二 商品先物取引仲介業者がその行う商品先物取引仲介業の内容について広告等をするときは、法第二百四十一条の十二第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならぬ。

2 商品先物取引仲介業者がその行う商品先物取引仲介業の内容について広告等をするときは、令第三十六条第四号及び第二百一十六条の十四第一号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きいものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第二百二十六条の十三 令第三十六条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わ

（新設）

（新設）

ず、商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（受渡しに係る価額、法第二条第三項第四号、同条第十四項第四号及び第五号に規定する取引の対価の額並びに取引証拠金等の額を除く。この条、第二百二十六条の十五及び第二百二十六条の十六において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該商品取引契約に基づく取引の額（令第三十六条第三号に規定する取引の額をいう。）に対する割合を含む。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二百二十六条の十四 令第三十六条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商品市場における相場等に係る変動により商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。

）には、その旨及びその理由

二 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく店頭商品デリバティブ取引について、商品先物取引仲介業者が表示する商品の売付けの価格と買付けの価格（次のイから八までに掲げる取引の場合にあつては、当該イから八までに定めるものを含む。）とに差がある場合には、その旨

イ 法第二条第十四項第二号又は第三号に掲げる取引の場合

（新設）

現実価格若しくは現実数値が約定価格等を上回った場合に  
に金銭を支払う立場の当事者となる取引の約定価格等と当  
該金銭を受領する立場の当事者となる取引の約定価格等又  
はこれらに類似するもの

ロ 法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取引の場合  
同項第四号又は第五号に規定する権利を付与する立場の  
当事者となる取引の当該権利の対価の額と当該権利を取得  
する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額

ハ 法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合 商品の価  
格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭  
を支払う立場の当事者となる取引における約定した期間の  
開始時の当該商品の価格若しくは商品指数と当該商品の価  
格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭  
を受領する立場の当事者となる取引における約定した期間  
の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数又はこれらに  
類するもの

三 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関する重要な  
事項について顧客の不利となる事実がある場合には、当該  
不利となる事実の内容

四 当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者が商品  
先物取引協会に加入している場合には、その旨及び当該商品  
先物取引協会の名称

( 誇大広告等をしてはならない事項 )  
第二百二十六条の十五 法二百四十条の十三第二項の主務省令で定  
める事項は、次に掲げる事項とする。

( 新設 )

- 一 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約の解除に関する事項
- 二 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- 四 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に係る商品市場又は外国商品市場に関する事項
- 五 所属商品先物取引業者の資力又は信用に関する事項
- 六 所属商品先物取引業者の商品先物取引業の実績に関する事項
- 七 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又は計算方法、その支払の方法及び時期並びにその支払先に関する事項

（明示事項）

第二百二十六条の十六 法第二百四十条の十四第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 所属商品先物取引業者が二以上ある場合において、顧客が行おうとする取引につき顧客が支払う金額又は手数料等が所属商品先物取引業者により異なる場合は、その旨
- 二 所属商品先物取引業者が二以上ある場合には、顧客の取引の相手方となる所属商品先物取引業者の商号又は名称

（商品先物取引仲介業者と密接な関係を有する者から除かれる者）

（新設）

第二百二十六条の十七 令第三十七条ただし書の主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者
- 二 銀行
- 三 協同組織金融機関
- 四 保険会社
- 五 信託会社
- 六 株式会社商工組合中央金庫

(実質的支配が可能な関係)

第二百二十六条の十八 令第三十七条第三号の主務省令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

(新設)

- 一 子会社に対する関係
- 二 関連会社に対する関係

(禁止行為)

第二百二十六条の十九 法第二百四十条の十六第三号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(新設)

- 一 委託者等の指示を遵守することその他の商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく委託者等に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして商品先物取引仲介行為を行うこと。
- 三 商品先物取引仲介行為につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益を提供することを約し、又は顧客若しくはその指定した者に対し特別の利益を提供すること(第三

- 者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させることを含む。）。
- 四 商品先物取引仲介行為につき、顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
- 五 商品先物取引仲介行為につき、決済を結了する旨の意思を表示した顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
- 六 商品先物取引仲介行為に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。
- 七 法第二百四十四条第九号に規定する商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該商品取引契約の締結を勧誘すること。
- 八 商品市場における相場又は商品市場における相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、商品市場における取引等の委託の媒介を行うこと。
- 九 商品投資顧問契約に係る業務を行う場合には、商品投資顧問契約に係る取引を結了させ、又は反対売買を行わせるため、その旨を説明することなく当該商品投資顧問契約を締結している顧客以外の者に対して商品デリバティブ取引を勧誘する行為

（事故の確認を要しない場合）

第二百二十六条の二十 法第二百四十条の十七において準用する法

第二百十四条の三第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 裁判所の確定判決を得ている場合
- 二 裁判所の和解が成立している場合
- 三 民事調停法第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合
- 四 商品取引所の仲介、商品先物取引協会の苦情の解決、あつせん若しくは調停又は主務大臣が指定する団体のあつせんによる和解が成立している場合
- 五 弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁判断がされている場合
- 六 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する場合による解決が行われている場合
- 七 認証紛争解決事業者が行う認証紛争解決手続による和解が成立している場合
- 八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合
  - イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士が顧客を代理していること。
  - ロ 当該和解の成立により所属商品先物取引業者が顧客に対

(新設)

して支払をすることとなる額が千万円を超えないこと。

八 口の支払が事故による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が商品先物取引仲介業者及び当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者に交付されていること。

九 商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者の代表者等が第百十二条第二項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十 商品先物取引仲介業者の代表者等が第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（法第二百二十二条に規定する帳簿又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2 | 前項第九号の利益は、第百十二条第二項各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同項第三号及び第四号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 | 所属商品先物取引業者は、第一項第四号（協会の苦情の解決及び主務大臣の指定する団体のあっせんによる和解に限る。）及び第五号から第十号までに掲げる場合において、法第二百四十条の十七において準用する法第二百四十四条の第三項ただし書の確認を受けずに、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供した

ときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百二十六条の二十二各号に掲げる事項を、主務大臣に報告しなければならない。ただし、当該報告をする者の所属商品先物取引業者が、協会の会員である場合にあつては、協会を経由しなければならない。

(事故の確認申請手続)

第二百二十六条の二十一 法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の三第三項ただし書の確認を受けようとする者は、法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の三第五項の規定による申請書及び書類を、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該確認を受けようとする者の所属商品先物取引業者が、協会の会員である場合にあつては、協会を経由しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

第二百二十六条の二十二 法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の三第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 所属商品先物取引業者の商号又は名称
- 二 事故の発生した本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地
- 三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項
  - イ 事故となる行為に関係した商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称及び代表者等の氏名又は部署の名称
  - ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、

(新設)

(新設)

本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

八 事故の概要

二 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

四 その他参考となるべき事項

(確認申請書の添付書類)

第二百二十六条の二十三 法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の三第五項の主務省令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の三第五項の規定による申請書が同条第一項第一号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

(説明の方法)

第二百二十六条の二十四 商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者は、その委託を行った商品先物取引仲介業者が法第二百四十条の十八第一項の規定により顧客に対して説明をしようとするときは、当該説明に先立つて、当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない。

2 前項に規定する場合において、既に当該商品先物取引仲介業者が当該契約締結前交付書面を交付をしているときは、当該所属商品先物取引業者は、法第二百十七条第一項の規定にかかわ

(新設)

(新設)

らず、契約締結前交付書面を交付することを要しない。

(帳簿の作成)

第二百二十六条の二十五 商品先物取引仲介業者は、法第二百四十条の二十の規定により、商品先物取引仲介業に関する取引につき、別表第五に定める帳簿を作成しなければならない。

2 別表第五に定める帳簿は、七年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第二百二十六条の二十六 別表第五に定める帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて前条第二項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、商品先物取引仲介業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(事業報告書の作成等)

第二百二十六条の二十七 法第二百四十条の二十一の規定により商品先物取引仲介業者が提出する事業報告書は、様式第十四号により作成しなければならない。

(協会の設立認可申請書の添付書類)

第二百二十七条 法第二百四十七条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(協会の設立認可申請書の添付書類)

第二百二十七条 法第二百四十七条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

- 一 認可申請者が法第十五条第二項第一号八からホまで、リ又はヲのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 二・三 (略)

(苦情の処理状況の報告書の提出)

第二百二十九条 協会は法第二百五十九条第一項の規定により苦情の相談に応じたときは、毎月末日現在における当該苦情の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出するものとする。

2 前項の報告書には、半期ごとに、次に掲げる調書を添付し、提出するものとする。

- 一 (略)
- 二 商品先物取引業者等別苦情受付処理件数表
- 三 (略)

(あつせん・調停委員会委員の要件)

第二百三十条 法第二百六十条の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

二 次のイから又までのいずれにも該当しない者であること。

- イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

ロ 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

ハ 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の規定によ

- 一 法第十五条第二項第一号八からホまで、リ又はヲのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 二・三 (略)

(苦情の処理状況の報告書の提出)

第二百二十九条 協会は法第二百五十九条の規定により苦情の相談に応じたときは、毎月末日現在における当該苦情の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出するものとする。

2 前項の報告書には、半期ごとに、次に掲げる調書を添付し、提出するものとする。

- 一 (略)
- 二 商品取引員別苦情受付処理件数表
- 三 (略)

(あつせん・調停委員会委員の要件)

第二百三十条 法第二百六十条の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

二 上場商品構成物品等の取引に係りの事業者団体と関係を持つていないこと。

三 商品市場における取引等(商品清算取引を除く。)の委託を受けること又は商品市場における取引を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、又は当該企業

る懲戒処分により弁護士会からの除名の処分を受け、当該  
処分の日から三年を経過しない者

二 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）、税理士法  
（昭和二十六年法律第二百三十七号）又は司法書士法の規  
定による懲戒処分により、公認会計士の登録の抹消、税理  
士の業務の禁止の処分又は司法書士の業務の禁止の処分を  
受け、当該処分の日から三年を経過しない者

ホ 当事者（商品デリバティブ取引等に係る紛争（法第二百  
六十条に規定する商品デリバティブ取引等に係る紛争をい  
う。チにおいて同じ。）の当事者（当該当事者が商品先物  
取引仲介業者である場合にあつては、当該商品先物取引仲  
介業者の所属商品先物取引業者を含む。）をいう。以下こ  
の号において同じ。）又はその配偶者若しくは配偶者であ  
つた者

ヘ 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居  
の親族である者又はこれらであつた者

ト 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補  
助人又は補助監督人である者

チ 商品デリバティブ取引等に係る紛争について当事者の代  
理人若しくは補佐人である者又はこれらであつた者

リ 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得な  
いこととなつた日から三年を経過しない者

又 商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者（法人であ  
る者に限る。）の役員である者

に投資していないこと。

（協会に係る検査職員的身分証明書）

第百三十二条 削除

第百三十二条 削除

(認可申請書に添付すべき書類)

第百三十四条 法第二百七十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

- 一 役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(その者が外国人である場合を除く。)並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで(その者が外国人の場合には、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 二 創立総会の議事録
- 三 会員(法第二百七十五条第一項の会員をいう。以下同じ。)(の名簿)

四 様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

第百三十二条 法第二百六十三条第二項において準用する法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第二十号による。

(残余財産の帰属)

第百三十三条 委託者保護会員制法人(法第二百六十九条第四項に規定する委託者保護会員制法人をいう。以下同じ。)の清算人は、法第二百九十二条の規定により、当該委託者保護会員制法人の残余財産をその会員が納付した法第三百十四条第一項に規定する負担金の累計額その他当該委託者会員制法人の指定する基準に応じて、当該会員がそれぞれ加入している又は加入することとなる委託者保護基金に帰属させなければならない。

(申請書に添付すべき書類)

第百三十四条 法第二百九十四条第一項の規定により登録の申請をしようとする委託者保護会員制法人は、申請書に次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付しなければならない。

- 一 役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(その者が外国人である場合を除く。)並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで(その者が外国人の場合には、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 二 定款
- 三 登記事項証明書

2 主務大臣は、法第二百七十九条第一項の規定による認可を行うために必要があると認めるときは、発起人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(業務規程の記載事項)

第三百二十五条 法第二百一条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 法第二百七条第四項の規定による補償対象債権(法第二百六条第一項に規定する補償対象債権をいう。次条において同じ。)の取得に関する事項
- 三 七 (略)

(補償対象債権の評価方法)

第三百三十六条 法第二百六条第一項の主務省令で定めるところにより算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 (略)
- 二 補償対象債権に係る委託者資産が金融商品取引所(外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券である場合 委託者保護基金が法第二百五条第一項の規定による公告をした日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、認可金融商品取引業協会(金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。))が発表する当該公告をした日の気配相場又は、そ

#### 四 会員の名簿

五 登録の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

(業務規程の記載事項)

第三百二十五条 法第二百一条第二項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 法第二百七条第四項の規定による補償対象債権(法第二百六条第一項に規定する補償対象債権をいう。)の取得に関する事項
- 三 七 (略)

(補償対象債権の評価方法)

第三百三十六条 法第二百六条第一項の主務省令で定めるところにより算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 (略)
- 二 補償対象債権に係る委託者資産が金融商品取引所(外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券である場合 委託者保護基金が法第二百五条第一項の規定による公告をした日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、認可金融商品取引業協会(金融商品取引法第二条第十三号に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。))が発表する当該公告をした日の気配相場又は、そ

の日前における直近の日の当該金融商品取引所における最終  
価格のうち、委託者保護基金が指定するもの）に基づき算出  
した金額

三・四（略）

（削る）

（保全対象財産の預託の受入れ及び管理）  
第三百二十七条 委託者保護基金は、法第三百九条の規定により、  
その会員である商品先物取引業者から保全対象財産の全部又は  
一部の預託を受ける場合には、第九十八条第一項第二号に定め  
るところにより行うものとする。

2 委託者保護基金は、法第三百九条の規定に基づきその会員で  
ある商品先物取引業者から預託を受けた保全対象財産を管理す  
るときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲

の日前における直近の日の当該金融商品取引所における最終  
価格のうち、委託者保護基金が指定するもの）に基づき算出  
した金額

三・四（略）

（実質的支配が可能な関係）

第三百二十七条 令第十九条第二号の主務省令で定める関係は、次  
の各号に掲げるものとする。

一 商品取引員の営む業務に従事し、又は従事していた者が他  
の法人の役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半  
数を占めるその法人に対する関係

二 商品取引員が、他の法人の総株主等（令第七条第一項第三  
号に規定する総株主等をいう。）の議決権（令第七条第一項  
第三号に規定する議決権をいう。）の百分の十以上百分の五  
十以下に相当する議決権を保有し、かつ、その法人の事業活  
動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持するその法  
人に対する関係（前号に掲げるものを除く。）

（保全対象財産の預託の受入れ及び管理）  
第三百二十八条 委託者保護基金は、法第三百九条の規定により、  
その会員である商品取引員から保全対象財産の全部又は一部の  
預託を受ける場合には、第九十八条第一項第二号に定めるとこ  
ろにより行うものとする。

2 委託者保護基金は、法第三百九条の規定に基づきその会員で  
ある商品取引員から預託を受けた保全対象財産を管理するとき  
は、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方

げ方法により当該保全対象財産を管理するものとする。

一・二 (略)

3 (略)

(経理原則)

第三百三十八条 委託者保護基金は、委託者保護基金の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の実実に基づいて経理しなければならない。

(迅速な弁済に資するための業務)

第三百二十九条 法第三百十条の主務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 委託者保護基金の会員である商品先物取引業者の信託管理人としての業務

二 (略)

三 第九十八条第一項第二号及び第三百三十七条に定めるところにより預託を受けた保全対象財産を原資として、当該預託をした商品先物取引業者に代わって当該商品先物取引業者の委託者債務の弁済を行う業務

四 保証委託契約に基づき金融機関から支払いを受けた金銭を原資として、当該保証委託をした商品先物取引業者に代わって当該商品先物取引業者の委託者債務の弁済を行う業務

五 代位弁済委託契約に基づき、当該代位弁済委託をした商品先物取引業者に代わって当該商品先物取引業者の委託者債務の弁済を行う業務

2 (略)

法により当該保全対象財産を管理するものとする。

一・二 (略)

3 (略)

(新設)

(迅速な弁済に資するための業務)

第三百二十九条 法第三百十条の主務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 委託者保護基金の会員である商品取引員の信託管理人としての業務

二 (略)

三 第九十八条第一項第二号及び前条に定めるところにより預託を受けた保全対象財産を原資として、当該預託をした商品取引員に代わって当該商品取引員の委託者債務の弁済を行う業務

四 保証委託契約に基づき金融機関から支払いを受けた金銭を原資として、当該保証委託をした商品取引員に代わって当該商品取引員の委託者債務の弁済を行う業務

五 代位弁済委託契約に基づき、当該代位弁済委託をした商品取引員に代わって当該商品取引員の委託者債務の弁済を行う業務

2 (略)

(勘定区分)

第四百十条 法第二百十六条第二項の主務省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。

- 一 委託者保護資金勘定（法第二百三条第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定をいう。）
  - 二 保全対象財産勘定（法第二百三条第三号に掲げる業務及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に係る勘定をいう。）
  - 三 委託者債務代位弁済勘定（前条第一項第五号に掲げる業務に係る勘定をいう。）
  - 四 (略)
- 2 (略)

(残余財産の帰属)

第二百五十五条 委託者保護基金の清算人は、法第二百二十七条第一項の規定により、当該委託者保護基金の残余財産をその会員が納付した法第二百十四条第一項の負担金の累計額その他当該委託者保護基金の指定する基準に応じて、当該会員がそれぞれ加入することとなる他の委託者保護基金に帰属させなければならない。

第六十二条 削除

(勘定区分)

第四百十条 法第二百十六条第二項の主務省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。

- 一 委託者保護資金勘定（法第二百六十九条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定をいう。）
  - 二 保全対象財産勘定（法第二百六十九条第三項第三号に掲げる業務及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に係る勘定をいう。）
  - 三 委託者債務代位弁済勘定（前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定をいう。）
  - 四 (略)
- 2 (略)

(委託者保護基金に係る検査職員の身分証明書)

第二百五十五条 法第二百一十一条第二項において準用する法第五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第二十一号による。

(第一種特定施設開設者に係る検査職員の身分証明書)

第六十二条 法第三百三十八条第二項において準用する法第五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第二十一号による。

第百六十二条 第百五十八条から前条までの規定は、法第三百四十五条において、法第三百三十五条第二項及び第三項、第三百三十六条第一項及び第二項並びに第三百三十八条第二項を準用する場合について準用する。この場合において、第百五十八条第三号及び第百五十八条の二第二号中「第一種特定施設取引参加者」とあるのは、「第二種特定施設取引参加者」と、第百五十九条第一項中「第一種特定施設開設者」とあるのは、「第二種特定施設開設者」と、「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは、「第二種特定商品市場類似施設」と、「第一種特定施設取引参加者」とあるのは、「第二種特定施設取引参加者」と、第百六十条中「第一種特定施設開設者」とあるのは、「第二種特定施設開設者」と、第百六十一条中「第一種特定施設開設者」とあるのは、「第二種特定施設開設者」と、「第百五十九条第一項第二号及び第三号」とあるのは、「第百六十三条において準用する第百五十九条第一項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

第百六十七条 削除

第百六十三条 第百五十八条から前条までの規定は、法第三百四十五条において、法第三百三十五条第二項及び第三項、第三百三十六条第一項及び第二項並びに第三百三十八条第二項を準用する場合について準用する。この場合において、第百五十八条第三号及び第百五十八条の二第二号中「第一種特定施設取引参加者」とあるのは、「第二種特定施設取引参加者」と、第百五十九条第一項中「第一種特定施設開設者」とあるのは、「第二種特定施設開設者」と、「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは、「第二種特定商品市場類似施設」と、「第一種特定施設取引参加者」とあるのは、「第二種特定施設取引参加者」と、第百六十条中「第一種特定施設開設者」とあるのは、「第二種特定施設開設者」と、第百六十一条中「第一種特定施設開設者」とあるのは、「第二種特定施設開設者」と、「第百五十九条第一項第二号及び第三号」とあるのは、「第百六十三条において準用する第百五十九条第一項第二号及び第三号」と、前条中「第一種特定施設開設者」とあるのは、「第二種特定施設開設者」と、「様式第二十二号」とあるのは、「様式第二十三号」と読み替えるものとする。

(店頭商品先物取引の対象物品)

第百六十七条 法第三百四十九条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

- 一 くん煙シート(別名RSS)
- 二 技術的格付けゴム(別名TSR)
- 三 金

- 四 銀
- 五 白金
- 六 パラジウム
- 七 ガソリン
- 八 灯油
- 九 軽油
- 十 原油
- 十一 アルミニウム

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出)

第六十八条 特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする者は、法第三百四十九条第一項の規定により特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする旨の届出をするときは、あらかじめ、同項第一号から第三号まで及び第四項各号に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- 一 法第三百四十九条第一項の規定による届出をしようとする者が個人である場合 住民票の写し等
- 二 法第三百四十九条第一項の規定による届出をしようとする者が法人である場合 次に掲げる書面
  - イ 定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）
  - ロ 登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面）

3 第一項の届出をした特定店頭商品デリバティブ取引業者は、

(店頭商品先物取引の営業の届出)

第六十八条 店頭商品先物取引を営業として行おうとする者は、法第三百四十九条第二項の規定により店頭商品先物取引を業として行おうとする旨の届出をするときは、同項第一号から第三号まで及び第三項に掲げる事項を記載した届出書を、当該店頭商品先物取引に関する業務の開始の日の日二十日前までに、提出しなければならない。

2 前項の届出をした店頭商品先物取引業者は、法第三百四十九条第二項第一号から第三号まで、次項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は商号若しくは名称
  - 二 変更内容
  - 三 変更日
- 3 法第三百四十九条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 店頭商品先物取引の対象とする上場商品構成物品等の種類

法第二百四十九条第一項第一号から第三号まで又は次項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称

二 変更内容

三 変更日

4 法第二百四十九条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 取引の種類

二 法人にあつてはその代表者の氏名

三 特定店頭商品デリバティブ取引に関する業務の開始の日

(事故の確認を要しない場合)

第二百六十九条 法第二百四十九条第三項において準用する法第二百四十四条の三第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判所の和解が成立している場合

三 民事調停法第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合

四 主務大臣が指定する団体のあつせんによる和解が成立している場合

五 弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつ

二 法人にあつてはその代表者の氏名

三 店頭商品先物取引に関する業務の開始の日

(店頭商品先物取引等の契約の締結前に確認すべき事項等)

第二百六十九条 店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引等の相手方たる特定業者又は店頭商品先物取引業者が自己の営業のためにその計算において当該取引を行うことについて、当該特定業者又は店頭商品先物取引業者から次の各号に掲げる事項が記載された書面を徴して確認しなければならない。

一 特定業者又は店頭商品先物取引業者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 当該店頭商品先物取引等においてその相場を利用する商品市場

三 当該店頭商品先物取引等の対象とする上場商品構成物品等の種類

四 当該店頭商品先物取引等の対象とする上場商品構成物品等の売買等に係る業務の内容

せんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁判断がされている場合

六 認証紛争解決事業者が行う認証紛争解決手続による和解が成立している場合

七 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士が顧客を代理していること。

ロ 当該和解の成立により特定店頭商品デリバティブ取引業者が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円を超えないこと。

八 ロの支払が事故（法第二百二十一条第二項本文に規定する事故（第一百十二条第三項に定めるものに限る。）をいう。以下この条から第七十条の二までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が特定店頭商品デリバティブ取引業者に交付されていること。

九 特定店頭商品デリバティブ取引業者又はその代表者等が第一百十二条第三項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合は、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十 特定店頭商品デリバティブ取引業者又はその代表者等が第一百十二条第三項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合は、法第三百四十九条第四項に規定する帳簿又は顧客の

五 特定業者又は店頭商品先物取引業者が、自己の営業のためにその計算において当該店頭商品先物取引等を行う旨の誓約書面の作成の日

注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に  
に限る。)

2| 前項第九号の利益は、第一百十二条第三項各号に掲げる行為の  
区分ごとに計算するものとする。この場合において、同項第一  
号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第九号  
に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上  
の利益の額を控除するものとする。

3| 特定店頭商品デリバティブ取引業者は、第一項第九号に掲げ  
る場合において、法第三百四十九条第三項において準用する法  
第二百四十四条の三第三項ただし書の確認を受けず、顧客に  
対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し  
、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約  
束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第一百七十  
条の二各号に掲げる事項を、主務大臣に報告しなければならない。

(事故の確認申請手続)

第一百七十条 法第三百四十九条第三項において準用する法第二  
百四十四条の三第三項ただし書の確認を受けようとする者は、法第  
三百四十九条第三項において準用する法第二百四十四条の三五  
項の規定による申請書及び書類を、主務大臣に提出しなければ  
ならない。

(店頭商品先物取引の契約の締結前に交付すべき書面の交付等  
場)

第一百七十条 法第三百四十九条第七項の主務省令で定める事項は  
、次に掲げるものとする。

- 一 店頭商品先物取引業者の氏名又は商号若しくは名称及び住  
所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 特定業者が店頭商品先物取引業者に連絡する方法
- 三 当該店頭商品先物取引においてその相場を利用する商品市  
場
- 四 当該店頭商品先物取引の対象となる上場商品構成物品等の

(確認申請書の記載事項)

第一百七十条の二 法第三百四十九条第三項において準用する法第

二百十四条の三第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定店頭商品デリバティブ取引業者の氏名又は商号若しくは名称

二 事故の発生した本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

イ 事故となる行為に係る関係した代表者等の氏名又は部署の名称

ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

ハ 事故の概要

ニ 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

四 その他参考となるべき事項

(確認申請書の添付書類)

種類

五 当該店頭商品先物取引の種類及び期限、数量、対価の額又は約定価格等

六 売付け又は買付けの別その他これに準ずる事項

(新設)

第一百七十条の三 法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第五項の主務省令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第五項の規定による申請書が同条第一項第一号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

(帳簿の作成)

第一百七十一条 特定店頭商品デリバティブ取引業者は、法第二百四十九条第四項の規定により、特定店頭商品デリバティブ取引につき、別表第六に定める帳簿を作成しなければならない。

2 別表第六に定める帳簿は、十年間保存するものとする。

(新設)

(帳簿の作成等)

第一百七十一条 店頭商品先物取引業者は、法第二百四十九条第九項の規定により、店頭商品先物取引等の契約ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

一 第六十九条各号に掲げる事項

二 前条第五号及び第六号に掲げる事項

2 店頭商品先物取引業者は、法第二百四十九条第九項の帳簿を作成するときは、次の各号に掲げる書面を保存することをもって、当該各号に定める事項の記載に代えることができる。

一 法第二百四十九条第六項の規定により徴すべき書面 第一項第一号に掲げる事項

二 法第二百四十九条第七項の規定により交付すべき書面の写し 第一項第二号に掲げる事項

3 第一項の帳簿又は前項に掲げる書面の保存期間は、十年間とする。

(電磁的方法による保存)

第一百七十二条 前条第一項の帳簿又は同条第二項に掲げる書面の

(電磁的方法による保存)

第一百七十二条 別表第六に定める帳簿の内容が、電磁的方法によ

り記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって前条第二項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、特定店頭商品デリバティブ取引業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

#### 第七十二条 削除

##### (標準処理期間)

第七十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる許可、認可、承認、指定又は登録に関する申請があつた場合は、その申請が主務省に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。

- 一 法第三条第一項ただし書の認可、法第九条の許可、法第七十六条第一項の認可、法第七十八条の許可、法第九十六条第一項の認可、法第九十二条第一項の認可、法第四十五条第一項の認可、法第五十五条第一項の認可（上場商品又は上場商品指数の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この号及び次号において同じ。）に係るものに限る。）、法第一百五十六条第一項本文の認可（上場商品又は上場商品指数の

内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同条第三項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、店頭商品先物取引業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

##### (店頭商品先物取引業者に係る検査職員の身分証明書)

第七十三条 法第三百四十九条第十一項において準用する法第一百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第二十四号による。

##### (標準処理期間)

第七十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる許可、認可、承認又は指定に関する申請があつた場合は、その申請が主務省に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。

- 一 法第三条第一項ただし書の認可、法第九条の許可、法第七十六条第一項の認可、法第七十八条の許可、法第九十六条第一項の認可、法第九十二条第一項の認可、法第四十五条第一項の認可、法第五十五条第一項の認可（上場商品又は上場商品指数の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この号及び次号において同じ。）に係るものに限る。）、法第一百五十六条第一項本文の認可（上場商品又は上場商品指数の

変更に係るものに限る。）、法第百六十七條の許可、法第百七十三條第一項の承認、法第百四十五條の認可、法第百七十九條第一項の認可、法第百三十二條第一項の許可、法第百三十五條第一項の許可（法第百四十五條において準用する場合を含む。）並びに法第百四十二條第一項の許可

四月

二 法第三條の二第一項ただし書の認可、法第八十八條第一項の認可、法第九十六條の十九第一項の認可、法第九十六條の三十一第一項の認可、法第九十六條の三十七第一項ただし書の認可、法第百五十五條第一項の認可（上場商品又は上場商品指数の変更に係るものを除く。）、法第百五十六條第一項本文の認可（上場商品又は上場商品指数の変更に係るものを除く。）、法第百七十條第二項ただし書の承認、法第百八十二條の認可、法第百八十三條の認可、法第百九十條第一項の許可、法第百二十一條第二項の承認、法第百二十五條第一項の認可、法第百二十八條第一項の認可、法第百四十條の二第一項の登録、法第百五十條第一項の認可、法第百七十七條第二項第三号の承認、法第百八十三條第二項の認可、法第百八十六條第二項の認可、法第百九十六條第四項の認可、法第百三十一條第二項の認可、法第百三十八條第一項の承認及び法第百二十五條第二項の認可 一月

三 (略)

2 (略)

(訳文の添付)

第百七十六條 法、令又はこの省令の規定により主務大臣、地方

変更に係るものに限る。）、法第百六十七條の許可、法第百七十三條第一項の承認、法第百三十二條第一項の許可、法第百三十五條第一項の許可（法第百四十五條において準用する場合を含む。）並びに法第百四十二條第一項の許可

四月

二 法第三條の二第一項ただし書の認可、法第八十八條第一項の認可、法第九十六條の十九第一項の認可、法第九十六條の三十一第一項の認可、法第九十六條の三十七第一項ただし書の認可、法第百五十五條第一項の認可（上場商品又は上場商品指数の変更に係るものを除く。）、法第百五十六條第一項本文の認可（上場商品又は上場商品指数の変更に係るものを除く。）、法第百七十條第一項の承認、法第百八十二條の認可、法第百八十三條の認可、法第百九十條第一項の許可、法第百二十一條第二項の承認、法第百二十五條第一項の認可、法第百二十六條第一項の認可、法第百二十七條第一項の認可、法第百二十八條第一項の認可、法第百三十一條第二項の承認、法第百三十二條第一項の認可及び法第百三十二條の許可 一月

三 (略)

2 (略)

(新設)

農政局長又は経済産業局長（次条において「主務大臣等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が定款（定款に準ずる書類を含む。）であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

（外国通貨の換算）

第一百七十七条 法、令又はこの省令の規定により主務大臣等に提出する書類中、外国通貨をもつて金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（新設）

改正案	現行
<p>商品先物取引法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 主務大臣（商品先物取引法第二百五十四条第三項の規定により地方支分部局の長が権限を行う場合にあつては、当該地方支分部局の長。以下同じ。）が商品先物取引法に基づき行う不利益処分に係る行政手続法の規定に基づく聴聞の手続については、この省令の定めるところによる。</p> <p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、商品先物取引法及び行政手続法において使用する用語の例による。</p>	<p>商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 主務大臣（商品取引所法第二百五十四条第三項の規定により地方支分部局の長が権限を行う場合にあつては、当該地方支分部局の長。以下同じ。）が商品取引所法に基づき行う不利益処分に係る行政手続法の規定に基づく聴聞の手続については、この省令の定めるところによる。</p> <p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、商品取引所法及び行政手続法において使用する用語の例による。</p>

商品取引所法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>商品先物取引法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 民間事業者等が、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>（法第三条第一項の主務省令で定める保存）</p> <p>第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、商品先物取引法第五十七条第一項及び第二項（同法第七十七条第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。）、第六十八条の二第一項及び第二項、第九十三条第一項、第九十六条の十四第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十五条第一項、第四百四十四条第一項、第四百四十四条の二第一項及び第五項、第四百四十四条の三第一項、第四百四十四条の四第四項、第四百四十四条の五第一項、第四百四十四条の十一第二項、第四百四十四条の十二第一項、第四百四十四条の十九第二項、第二百三十一条第三項並びに第三百十八条第三項並びに商品先物取引法施行規則（平成十</p>	<p>商品取引所法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 民間事業者等が、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>（法第三条第一項の主務省令で定める保存）</p> <p>第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、商品取引所法第五十七条第一項及び第二項（同法第七十七条第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。）、第六十八条の二第一項及び第二項、第九十三条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十五条第一項、第四百四十四条の二第一項及び第五項、第四百四十四条の三第一項、第四百四十四条の四第四項、第四百四十四条の五第一項、第四百四十四条の十一第二項、第四百四十四条の十二第一項、第四百四十四条の十九第二項、第二百三十一条第三項並びに第三百十八条第三項並びに商品取引所法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令</p>

七年農林水産省・経済産業省令第三号)第三十二条第四項の規定による書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第四条 (略)

2 (略)

3 商品先物取引法第五十七条第一項及び第二項、第九十三条第一項並びに第二百十一条第三項の規定により同一内容の書面を二以上の事務所に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定により、当該二以上の事務所のうち、一の事務所に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所に備え付けた電子計算機の映像面及び紙面に表示できる措置を講じた場合は、当該他の事務所に当該書面の保存が行われたものとみなす。

(法第四条第一項の主務省令で定める作成)

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、商品先物取引法第二百十一条第三項及び商品先物取引法施行規則第三十二条第四項の規定による書面の作成とする。

(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、商品先物取引法第五十七条第四項(同法第七十七条第二項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。第十条において同じ。)、第六十八条の二第三項、第九十六条の十四第二項及び第三

第三号)第三十二条第四項の規定による書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第四条 (略)

2 (略)

3 商品取引所法第五十七条第一項及び第二項、第九十三条第一項並びに第二百十一条第三項の規定により同一内容の書面を二以上の事務所に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定により、当該二以上の事務所のうち、一の事務所に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所に備え付けた電子計算機の映像面及び紙面に表示できる措置を講じた場合は、当該他の事務所に当該書面の保存が行われたものとみなす。

(法第四条第一項の主務省令で定める作成)

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、商品取引所法第二百十一条第三項及び商品取引所法施行規則第三十二条第四項の規定による書面の作成とする。

(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、商品取引所法第五十七条第四項(同法第七十七条第二項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。第十条において同じ。)、第六十八条の二第三項、第二百二十三条第二項、第二百五条

項、第九十六条の十六、第二百二十三条第二項、第二百五十五条第二項、第四百四十四条第二項、第四百四十四条の二第六項、第四百四十四条の三第二項、第四百四十四条の四第五項、第四百四十四条の五第二項、第四百四十四条の十一第三項、第四百四十四条の十二第二項、第四百四十四条の十九第三項、第二百十一条第三項及び第三百十八条第三項並びに商品先物取引法施行規則第三十二条第四項の規定による書面の縦覧等とする。

(法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、商品先物取引法第五十七条第四項第六十八条の二第三項、第二百二十三条第二項、第二百二十五条第二項、第四百四十四条第二項、第四百四十四条の二第六項、第四百四十四条の三第二項、第四百四十四条の四第五項、第四百四十四条の十一第三項、第四百四十四条の十二第二項及び第四百四十四条の十九第三項の規定による書面の交付等とする。

第二項、第四百四十四条第二項、第四百四十四条の二第六項、第四百四十四条の三第二項、第四百四十四条の四第五項、第四百四十四条の五第二項、第四百四十四条の十一第三項、第四百四十四条の十二第二項、第四百四十四条の十九第三項、第二百十一条第三項及び第三百十八条第三項並びに商品取引所法施行規則第三十二条第四項の規定による書面の縦覧等とする。

(法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、商品取引所法第五十七条第四項第六十八条の二第三項、第二百二十三条第二項、第二百二十五条第二項、第四百四十四条第二項、第四百四十四条の二第六項、第四百四十四条の三第二項、第四百四十四条の四第五項、第四百四十四条の五第二項、第四百四十四条の十一第三項、第四百四十四条の十二第二項及び第四百四十四条の十九第三項の規定による書面の交付等とする。